令和3年度

固定資産概要調書

厚 木 市

土地に関する概要調書

令和3年度 土地に関する概要調書報告書

都道府県	名	神奈川県
市町村	名	厚木市

地方公共団体コード 11	4	2	1	2	3 ⁶				
表番号・行番号 70 0 0 0									
市町村判別コード 特定市・・・・・1 特定市以外の市町村・2									
団体区分コー	ド	13			2 ¹⁶				

(注) 「特定市」の区分については「ガイ ダンス表<<データ入力>>1-3」に留意する こと。

(注) 自動的に付与される。

地 1	地方公共団体コード										
1	4	2	1	2	3	0	1				

令和3年度土地に関する概要調書報告書 第1表 納税義務者数に関する調

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

		(1)	(2)	(3)	
区分個人・法人の別	行 番 号	総数 (人)	法定免税点未満 のもの(人) 19(イ)-(ハ) (ロ)	法定免税点以上 のもの(人) 26 (ハ) 32	
個人	0 1 (55, 064	3, 261	51,803	
法 人	0 2 0	2, 449	285	2, 164	
計	0 3 (57, 513	3, 546	53, 967	

<u></u> 担	方グ	、共団]体:	ュー	ド	表番 7	·号 8
1	4	2	1	2	3	0	2

第2表 総 括 表

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

_					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	✓ 区分					地	積		決	定 価	格	課利	. 標 :	準 額
地		行	番	号	非課税地積	評価総地積	法定免税点未満 のもの(ロ)-(ニ)	法定免税点以上のもの	総額	法定免税点未満 のもの(ホ)-(ト)		総額	法定免税点未満 のもの(チ)-(ヌ)	法定免税点 以上のもの
끄		9			12 (m²)(√)	27 (m²)(口)	42 (m²)(ハ)	57 (m²)(二)	72 (千円)(ホ)	87 (千円)(へ)	102(千円)(ト)	117 (千円)(チ)	132 (千円)(リ)	147(千円)(刄)61
	一 般 田	0	1	0	101, 926	4, 530, 647	310, 606	4, 220, 041	452, 257	30, 815	421, 442	452, 257	30, 815	421, 442
田	勧告遊休田	0	2	0			0			0			0	
	介 在 田 · 市 街 化 区 域 田	0	3	0	13	170, 588	0	170, 588	5, 319, 065	0	5, 319, 065	1, 383, 375	0	1, 383, 375
	一 般 畑	0	4	0	108, 348	7, 137, 666	769, 938	6, 367, 728	450, 235	48, 039	402, 196	450, 176	48, 039	402, 137
畑	勧告遊休畑	0	5	0			0			0			0	
	介 在 畑 · 市 街 化 区 域 畑	0	6	0	112, 616	728, 755	35	728, 720	32, 601, 492	969	32, 600, 523	10, 899, 284	323	10, 898, 961
	小 規 模 住 宅 用 地	0	7	0		10, 908, 650	4, 359	10, 904, 291	687, 216, 073	171, 912	687, 044, 161	113, 482, 371	28, 451	113, 453, 920
宅	一般住宅用地	0	8	0		3, 304, 791	1, 190	3, 303, 601	148, 517, 689	29, 923	148, 487, 766	49, 197, 042	9, 952	49, 187, 090
地	住 宅 用 地 以 外 の 宅 地	0	9	0		7, 599, 584	20	7, 599, 564	463, 342, 499	1, 380	463, 341, 119	273, 913, 904	872	273, 913, 032
	計	1	0	0	2, 510, 083	21, 813, 025	5, 569	21, 807, 456	1, 299, 076, 261	203, 215	1, 298, 873, 046	436, 593, 317	39, 275	436, 554, 042
	塩 田	1	1	0		/		/	/		/	/	/	
	鉱 泉 地	1	2	0		20	0	20	458	0	458	458	0	458
	池 沼	1	3	0			0			0			0	
Щ	一般山林	1	4	0	2, 435, 222	14, 194, 284	1, 421, 794	12, 772, 490	413, 942	45, 494	368, 448	413, 942	45, 494	368, 448
林	介 在 山 林	1	5	0	756	14, 632	13	14, 619	145, 980	81	145, 899	100, 869	56	100, 813
	牧場	1	6	0		25, 658	0	25, 658	11, 931	0	11, 931	11, 931	0	11, 931
	原 野	1	7	0	740	319, 847	10, 464	309, 383	5, 220	239	4, 981	5, 220	239	4, 981
	ゴルフ場用地	1	8	0	17, 101	3, 681, 992	0	3, 681, 992	11, 227, 959	0	11, 227, 959	7, 858, 675	0	7, 858, 675
†1.44-	遊園地等の用地	1	9	0	687, 037		0			0			0	
雑	単体利用	2	0	0		35, 762	0	35, 762	886, 875	0	886, 875	556, 656	0	556, 656
	鉄 小規模住宅用地	2	1	0			0			0			0	
種	道。各一般住宅用地	2	2	0			0			0			0	
	用 利 住宅用地以外	2	3	0		23, 355	0	23, 355	4, 484, 185	0	4, 484, 185	2, 737, 458	0	2, 737, 458
地	計	2	4	0		23, 355	0	23, 355	4, 484, 185	0	4, 484, 185	2, 737, 458	0	2, 737, 458
	その他の雑種地	2	5	0	1, 147, 738	4, 911, 683	117, 866	4, 793, 817	155, 742, 491	104, 796	155, 637, 695	102, 745, 311	73, 175	102, 672, 136
	計	2	6	0	1, 851, 876	8, 652, 792	117, 866	8, 534, 926	172, 341, 510	104, 796	172, 236, 714	113, 898, 100	73, 175	113, 824, 925
	その他	2	7	0	29, 130, 506									
	合 計	2	8	0	36, 252, 086	57, 587, 914	2, 636, 285	54, 951, 629	1, 510, 818, 351	433, 648	1, 510, 384, 703	564, 208, 929	237, 416	563, 971, 513

1 地	方グ	表番号					
1	4	2	1	2	3	0	2

第2表 総 括 表 (つづき)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

_			(11)	(12)	(13)	(14)		(15)
	区分			筆	数			たり価格
		行番号	非課税地筆数	評 価 総 筆 数	法定免税点未満 のもの(ヲ)-(カ)	法定免税点以上のもの	平均価格	最 高 価 格
地		9	12 (筆)(ル)			57 (筆)(力)	(円/m²)(ヨ)	72 (円/㎡)(タ) 80
	一 般 田	0 1 1	221	7, 159	522	6, 637	100	113
田	勧告遊休田	0 2 1			0		0	
	介 在 田 ・ 市 街 化 区 域 田	0 3 1	1	489	0	489	31, 181	79, 100
	一 般 畑	0 4 1	268	13, 683	1, 699	11, 984	63	81
畑	勧告遊休畑	0 5 1			0		0	
	介 在 畑 · 市 街 化 区 域 畑	0 6 1	144	2, 329	2	2, 327	44, 736	154, 000
	小 規 模 住 宅 用 地	0 7 1		71, 513	355	71, 158	62, 997	523, 480
宅	一般住宅用地	0 8 1		25, 730	146	25, 584	44, 940	347, 320
地	住 宅 用 地 以 外 の 宅 地	0 9 1		10, 340	10	10, 330	60, 969	770, 851
	計	1 0 1	2, 621	107, 583	511	107, 072	59, 555	770, 851
	塩 田	1 1 1						
	鉱 泉 地	1 2 1		6	0	6	22, 900	32, 542
	池 沼	1 3 1			0		0	
Щ	一般山林	1 4 1	1, 271	9, 583	1, 747	7, 836	29	44
林	介 在 山 林	1 5 1	4	56	1	55	9, 977	32, 068
	牧場	1 6 1		32	0	32	465	465
	原 野	1 7 1	8	136	16	120	16	25
	ゴルフ場用地	1 8 1	79	2, 663	0	2, 663	3, 049	19, 100
†s#-	遊園地等の用地	1 9 1	619		0		0	
雑	単 体 利 用	2 0 1		62	0	62	24, 799	66, 000
	鉄 小規模住宅用地	2 1 1			0		0	
種	道合一般住宅用地	2 2 1			0		0	
	用 利 住宅用地以外	2 3 1		32	0	32	192, 001	382, 068
地	計	2 4 1		32	0	32	192, 001	382, 068
	その他の雑種地	2 5 1	2, 738	14, 990	1, 373	13, 617	31, 709	397, 456
	計	2 6 1	3, 436	17, 747	1, 373	16, 374	19, 917	397, 456
	その他	2 7 1	80, 094					
	合 計	2 8 1	88, 068	158, 803	5, 871	152, 932	26, 235	

地	方グ	表番号 7 9					
1	4	2	1	2	3	0	3

第3表 納税義務者区分による土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

_		-				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	$\overline{\ \ }$	区分				納税義	務者数	地	積	決定	価 格
444			行	番	号	個 人	法 人	個 人	法 人	個 人	法 人
地	E		9			12 (人)(イ)	22 (人)(口)	32 (m²)(ハ)	44 (m²)(=)	56 (千円)(ホ)	68 (千円)(へ) 79
	-	一般 田	0	1	0	1, 955	4	4, 204, 722	15, 319	420, 083	1, 359
田	勧	告 遊 休 田	0	2	0						
	介市		0	3	0	122	3	164, 450	6, 138	5, 061, 946	257, 119
	_	一 般 畑	0	4	0	3, 309	27	6, 317, 551	50, 177	399, 316	2, 880
畑	勧	告 遊 休 畑	0	5	0						
	介市		0	6	0	1, 230	14	680, 658	48, 062	31, 557, 521	1, 043, 002
	/ 住	が規模宅用地	0	7	0	48, 550	688	10, 446, 501	457, 790	654, 432, 770	32, 611, 391
宅	_	般住宅用地	0	8	0	14, 841	160	3, 251, 610	51, 991	146, 280, 616	2, 207, 150
地	住以		0	9	0	2, 667	1, 227	2, 193, 162	5, 406, 402	145, 031, 935	318, 309, 184
		計	1	0	0	66, 058	2, 075	15, 891, 273	5, 916, 183	945, 745, 321	353, 127, 725
	塩	і Ш	1	1	0						
	鉱	泉 地	1	2	0	4	1	13	7	284	174
	泄	1 沼	1	3	0						
山	_	般 山 林	1	4	0	1, 570	124	7, 423, 698	5, 348, 792	226, 056	142, 392
林	介	在 山 林	1	5	0	34	6	9, 394	5, 225	100, 656	45, 243
	牧	場	1	6	0	1		25, 658		11, 931	
	原	〔 野	1	7	0	46	5	22, 563	286, 820	366	4, 615
	ゴ	ルフ場用地	1	8	0	47	7	681, 377	3, 000, 615	1, 373, 650	9, 854, 309
	遊	園地等の用地	1	9	0						
雑		単 体 利 用	2	0	0		1		35, 762		886, 875
	鉄軌	小規模住宅用地	2	1	0						
種	道	複 一般住宅用地	2	2	0						
	用目	刊 住宅用地以外	2	3	0		1		23, 355		4, 484, 185
地		計	2	4	0	0	1	0	23, 355	0	4, 484, 185
쁘	その	の他の雑種地	2	5	0	5, 226	779	3, 243, 558	1, 550, 259	112, 815, 449	42, 822, 246
		計	2	6	0	5, 273	788	3, 924, 935	4, 609, 991	114, 189, 099	58, 047, 615
	合	計	2	7	0	79, 602	3, 047	38, 664, 915	16, 286, 714	1, 097, 712, 579	412, 672, 124

第3表 納税義務者区分による土地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_							(7)		(8)	(9)		(10)			(11)	(12)
		_ 区	分				課税	標	準 額	筆		数				価 格
),	行	番	号	個 人		法 人	個人		法 人	平均	価格 人	最 高 個 人	価格 法人
地		1		9			12 (千円)(·) 24	(千円)(チ)	36 (筆) (IJ)	46 (筆)(ヌ	(_{法)} 個 人 (ハ) (円/㎡)(ル)	<u>(△)</u> 法 人 (二) (円/㎡)(ヲ)	個 人 56 (円/㎡)(ワ)	伝 人 67 (円/㎡)(カ) 77
		一般	田	0	1	1	420, 0	33	1, 359	6,	613	2			113	102
田	勧	力 告 遊 休	大 田	0	2	1							C	0		
		介 在 田 街 化 区:	· 域 田	0	3	1	1, 300, 6	08	82, 767		484		30, 781	41,890	79, 100	44, 968
		一般	畑	0	4	1	399, 2	57	2, 880	11,	896	8	63	57	81	72
畑		出 告 遊 休	木 畑		5								C	0		
	市		· 域 畑	0	6	1	10, 300, 2	10	598, 721	2,	248	7:	46, 363	21,701	154, 000	60, 000
		小 規 注 宅 用	模 地	0	7	1	108, 093, 1	70	5, 360, 750	69,	692	1, 46	62, 646	71, 237	402, 940	523, 480
宅		般住宅		0	8	1	48, 459, 7	39	727, 301	25,	270	31-	44, 987	42, 453	347, 320	172, 106
地		主 宅 用 人 外 の 宅	地	0	9	1	93, 783, 0	18	180, 129, 984	6,	051	4, 27	66, 129	58, 876	770, 851	770, 851
		計		1	0	1	250, 336, 0)7	186, 218, 035	101,	013	6, 05	59, 514	59, 688	770, 851	770, 851
	j	塩 田		1	1	1										
	鉱	泉	地	1	2	1	28	34	174		4		21, 846	24, 857	23, 003	32, 542
	ì	池 沼		1	3	1							(0		
山	-	一般山	林	1	4	1	226, 0	56	142, 392	6,	352	1, 48	30	27	44	41
林	1	介 在 山	林	1	5	1	69, 1	43	31,670		44	1	10, 715	8, 659	32, 068	14, 104
	!	牧場		1	6	1	11, 9	31			32		465	0	465	
	J	原 野		1	7	1	3	56	4, 615		97	2	16	16	25	24
	ゴ	ルフ場	用地	1	8	1	961, 5	55	6, 897, 120		194	2, 46	2, 016	3, 284	3, 100	19, 100
†u#:	遊	園地等の	用地	1	9	1							(0		
雑		単 体 利	川 用	2	0	1			556, 656			6	2 (24, 799		66, 000
	鉄軌	小規模住	主宅用地	2	1	1							(0		
種	道用	一 一	宅用地	2	2	1							(0		
	地地	利 住宅用:	地以外	2	3	1			2, 737, 458			3:	2	192, 001		382, 068
地		計	+	2	4	1		0	2, 737, 458		0	3:	2	192, 001	0	382, 068
	そ	の他の雑	種 地	2	5	1	75, 209, 4	58	27, 462, 678	10,	670	2, 94	34, 781	27, 623	374, 436	397, 456
		計		2	6	1	76, 171, 0	13	37, 653, 912	10,	864	5, 51	29, 093	12, 592	374, 436	397, 456
		合 計		2	7	1	339, 234, 9	38	224, 736, 525	139,	647	13, 28	28, 390	25, 338		

± 1	方グ	ド	表都 7	番号 8			
1	4	2	1	2	3	0	4

第4表 宅地に関する調 (法定免税点以上のもの)

_		→	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
	区		納税義	務 者 数	地	積	決 定	価 格	
地	分区	行番号	個人	法 人	個人	法 人	個人	法 人	最高価格地の所在
	別	9	12 (人)	22 (人)	32 (m²)(≺)	44 (m²)(口)	56 (千円)(ハ)	68 (千円)(二) 79	
商	繁 華 街	0 1 0							
業	高度商業地区I	0 2 0							
地	高度商業地区Ⅱ	0 3 0	90	86	36, 599	53, 653	11, 925, 504	21, 205, 869	中町2丁目-889-1
	普通商業地区	0 4 0	548	228	303, 525	352, 223	37, 174, 683	36, 608, 320	旭町1丁目-11
区	計	0 5 0	638	314	340, 124	405, 876	49, 100, 187	57, 814, 189	
住	併用住宅地区	0 6 0	2, 529	375	1, 257, 852	370, 668	100, 211, 596	28, 730, 454	旭町1丁目-307-1
宅	高級住宅地区	0 7 0							
地	普通住宅地区	0 8 0	41, 794	713	10, 836, 244	698, 099	690, 846, 850	41, 958, 503	旭町5丁目-1378-4
区	計	0:9:0	44, 323	1, 088	12, 094, 096	1, 068, 767	791, 058, 446	70, 688, 957	
工	大工場地区	1 0 0	49	86	35, 692	2, 666, 800	1, 974, 464	143, 276, 274	酒井-1869-1
業	中小工場地区	1 1 0	654	322	577, 749	1, 332, 700	39, 659, 401	72, 522, 065	岡田 3 丁目-645-6
地	家内工業地区	1 2 0							
区	計	1 3 0	703	408	613, 441	3, 999, 500	41, 633, 865	215, 798, 339	
村	集団地区	1 4 0	3, 287	73	1, 530, 214	136, 742	37, 455, 497	2, 761, 814	酒井-1150-1
落地	村落地区	1 5 0	2, 609	97	1, 266, 807	298, 353	26, 262, 454	6, 029, 745	温水-172-1
区	計	1 6 0	5, 896	170	2, 797, 021	435, 095	63, 717, 951	8, 791, 559	
看		1 7 0							
	巻用施設の用に供 ト る 宅 地	1 8 0	97	4	46, 591	6, 945	234, 872	34, 681	戸田-1577-1
生產	E緑地地区内の宅地	1 9 0							
	合 計	2 0 0	51, 657	1, 984	15, 891, 273	5, 916, 183	945, 745, 321	353, 127, 725	

- (注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。
 - 2. 「生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地	地方公共団体コード							
1	4	2	1	2	3	0	4	

第4表 宅地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

			(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
	区		課税標	栗 準 額	筆	数	単位	と 当 だ	<u> </u>	西 格
地	分分	行番号	個人	法人	個 人	法人	平均	価 格	最 高	価 格
	区	1」留 夕	四 八	法 人	値 人	伍 八	(個 人	(-) 法 人	個 人	法 人
	別	9	12 (千円)	24 (千円)	36 (筆)	46 (筆)	<u>(ハ)</u> (円/m²)	(円/m²)	56 (円/m²)	67 (円/m²) 77
商	繁華街	0 1 1					0	0		
業	高度商業地区I	0 2 1					0	0		
地	高度商業地区Ⅱ	0 3 1	6, 163, 180	13, 234, 287		166	,		770, 851	770, 851
	普通商業地区	0 4 1	16, 929, 501	21, 563, 058	1,030	529	122, 477	103, 935	347, 320	340, 640
区	計	0 ; 5 ; 1	23, 092, 681	34, 797, 345		695	144, 360		770, 851	770, 851
住	併用住宅地区	0 6 1	36, 899, 166	16, 385, 605	5, 896	940	79, 669	77, 510	201, 004	187, 774
宅	高級住宅地区	0 7 1					0	0		
地	普通住宅地区	0 8 1	150, 000, 472	17, 300, 009	75, 161	1, 876	63, 753	60, 104	177, 100	162, 180
区	計	0 9 1	186, 899, 638	33, 685, 614	81, 057	2, 816	65, 409		201, 004	187, 774
工	大工場地区	1 0 1	924, 550	70, 117, 952		508	55, 320		71,000	85, 640
業	中小工場地区	1 1 1	20, 752, 997	41, 970, 165	1, 532	1, 333	68, 645	54, 417	111, 308	111, 168
地	家内工業地区	1 2 1					0	0		
区	計	1 3 1	21, 677, 547	112, 088, 117		1,841	67, 869		111, 308	111, 168
村	集団地区	1 4 1	10, 586, 390	1, 721, 173		263	24, 477		41,000	35,000
落地	村 落 地 区	1 5 1	7, 928, 316	3, 903, 428	7,827	416		20, 210	35, 520	
区	計	1 6 1	18, 514, 706	5, 624, 601	16, 960	679	22, 781	20, 206	41,000	35, 000
匍		1 7 1					0	0		
農業	美用施設の用に供 - る 宅 地	1 8 1	151, 435	22, 358	146	28	5, 041	4, 994	5, 112	5, 079
生産	緑地地区内の宅地	1 9 1	_				0	0		
	合 計	2 0 1	250, 336, 007	186, 218, 035	101, 012	6, 059	59, 514	59, 688	770, 851	770, 851

- (注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。
 - 2. 「生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地 1	方々	>共5]]体	コー	ド	表者 7	≸号 8
1	4	2	1	2	3	0	5

第5表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	守 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
		<u>K</u>	9 9	12 (人) 2	(m²)	39 (千円)	54 (千円) 69	(筆) 80
		負担水準1.0以上	0 1 0	40, 667	8, 604, 064	477, 811, 201	79, 634, 352	57, 726
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	6,830	1, 482, 596	142, 254, 757	23, 138, 788	9, 416
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	1,649	338, 281	32, 297, 632	5, 027, 987	2, 406
	規	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	73	12, 142	1, 302, 407	193, 049	87
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0	10	3, 541	213, 490	29, 512	20
	模	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0	3	2, 713	423, 748	54, 007	10
		負担水準0.7以上0.75未満	0 ; 7 ; 0	16	3, 164	129, 535	15, 475	27
	住	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
	ميار	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
	宅	負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
	用	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
	115	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
宅	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	1 ; 5 ; 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
	個	負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	2 1 0					
		計	2 2 0	49, 248	10, 446, 501	654, 432, 770	108, 093, 170	69, 692
		負担水準1.0以上	2 3 0	487	339, 094	19, 496, 507	3, 249, 418	1,000
	小	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	203	91, 393	10, 670, 494	1, 739, 883	391
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0	42	12, 491	1, 353, 514	209, 563	60
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0	8	13, 826	1, 045, 982	155, 650	13
	Jett-	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0	2	986	44, 894	6, 236	2
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
	<i>I</i> -	負担水準0.7以上0.75未満	2 : 9 : 0					
地	住	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
	用	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	/13	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
	$\widehat{}$	負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
	1	負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
		負担水準0.05未満	4 3 0					
		計	4 4 0	742	457, 790	32, 611, 391	5, 360, 750	1, 466

地1	地方公共団体コード							
1	4	2	1	2	3	0	5	

第5表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区分	行番号	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
		E	9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
		負担水準1.0以上	4 ; 5 ; 0	12, 808	2, 898, 138	117, 687, 589	39, 224, 688	21, 936
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	1, 777	292, 616	23, 104, 723	7, 537, 585	2, 703
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	361	56, 189	5, 159, 146	1, 606, 248	582
	般	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	15	1, 598	196, 167	57, 886	21
	/200	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	4	549	28, 934	7, 962	7
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	2	341	24, 329	6, 208	2
	133	負担水準0.7以上0.75未満	5 : 1 : 0	10	2, 179	79, 728	19, 212	18
	宇	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5 1 4 1 0					
	/11	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	1				1
	地	負担水準0.45以上0.5未満	5 ; 6 ; 0					
	16	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
宅		負担水準0.3以上0.35未満	5 ; 9 ; 0					
	/IIII	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
	個	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
	_	負担水準0.05以上0.1未満	6 : 4 : 0					
		負担水準0.05未満	6 5 0					
		計	6 6 0	14, 978	3, 251, 610	146, 280, 616		25, 270
		負担水準1.0以上	6 7 0	136	46, 417	1, 629, 236	543, 079	261
	_	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	25	4, 270	417, 181	136, 306	46
		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0	5	863	84, 834	26, 240	6
	般	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	1	441	75, 899	21, 676	1
		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0					
	住	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
Life		負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0					
地	宅	負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
	用	負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満	7 6 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
	地	負担水準0.45以上0.5米個 負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
		負担水準0.35以上0.45末満	8 0 0					
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
			8 2 0					
	法	負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満	8 2 0					
		負担水準0.2以上0.25米個 負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
	人	負担水準0.15以上0.2木満 負担水準0.1以上0.15未満	8 4 0					
	``	負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
	\sim	負担水準0.05未満	8 7 0					
		員但小平0.00木個 計	8 8 0	167	51, 991	2, 207, 150	727, 301	314
		<u>I</u>	0 0 0	107	51, 991	4, 201, 150	141, 501	314

地	地方公共団体コード							
1	4	2	1	2	3	0	6	

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		_		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
	1		9	12 (人)				1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	住	負担水準0.7超	0 1 0	1,049	703, 895		20, 325, 904	2, 127
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0	1,091	714, 124	56, 691, 211	38, 518, 141	2, 051
	_	負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0	462	326, 891	26, 181, 730	16, 298, 792	940
	用	負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0	245	264, 533	21, 776, 147	12, 607, 625	554
	地	負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0	117	173, 746		5, 797, 893	372
	以	負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0	5	3, 187	152, 415	75, 177	5
	外	負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0	1	295	8, 486	3, 735	1
	D	負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0	1	6, 491	460, 851	155, 781	1
	宅	負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0					
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0					
	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
	個	負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
	'-	負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
	人	負担水準0.05未満	1 5 0					
		計	1 6 0	2, 971	2, 193, 162	145, 031, 935	93, 783, 048	6, 051
	住	負担水準0.7超	1 7 0	290	571, 263	18, 982, 214	13, 287, 549	927
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0	518	611, 295	56, 476, 655	38, 400, 529	1, 203
		負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0	213	654, 943	43, 968, 241	27, 492, 341	610
	用	負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0	165	1, 602, 321	74, 946, 004	42, 859, 356	883
	地	負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0	136	1, 323, 108	79, 614, 859	42, 294, 265	576
111-	以	負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0	5	52, 542	3, 457, 936	1, 712, 563	18
地	外	負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0					
	0	負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0	2	184, 619	11, 547, 070	4, 184, 134	7
		負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0	33	406, 311	29, 316, 205	9, 899, 247	55
	宅	負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0					
	地	負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0					
	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0					
	法	負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
	"	負担水準0.05以上0.1未満	3 : 0 : 0					
	人	負担水準0.05未満	3 1 1 0					
		計	3 2 0	1, 362	5, 406, 402	318, 309, 184	180, 129, 984	4, 279
	160行及7	び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3 3 0					

地	地方公共団体コード									
1	4	2	1	2	3	0	6			

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		<u>D</u>	11 年 夕	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆)80
	住	負担水準0.70	3 4 0	121	64, 923	3, 603, 936	2, 522, 755	188
宅		負担水準0.69以上0.70未満	3 5 0	327	205, 223	13, 292, 946	9, 245, 547	608
地	用	負担水準0.68以上0.69未満	3 6 0	258	157, 618	13, 542, 301	9, 284, 463	454
70	_	負担水準0.67以上0.68未満	3 7 0	173	80, 434	8, 252, 086	5, 572, 947	289
$\overline{}$		負担水準0.66以上0.67未満	3 8 0	156	111,673	9, 601, 896	6, 390, 559	285
	外	負担水準0.65以上0.66未満	3 9 0	143	94, 253	8, 398, 046	5, 501, 870	227
負	\mathcal{O}	負担水準0.64以上0.65未満	4 0 0	191	92, 278	4, 750, 793	3, 063, 719	309
担		負担水準0.63以上0.64未満	4 1 0	71	35, 225	4, 151, 631	2, 630, 584	124
15		負担水準0.62以上0.63未満	4 2 0	51	38, 151	3, 511, 929	2, 199, 415	111
水		負担水準0.61以上0.62未満	4 3 0	99	90, 119	7, 488, 638	4, 597, 541	230
		負担水準0.60超0.61未満	4 4 0	72	70, 070	6, 159, 917	3, 736, 239	161
準	人	負担水準0.60	4 5 0	3	1, 048	118, 822	71, 294	5
0	0	帕山	4 6 0	1,665	1, 041, 015	82, 872, 941	54, 816, 933	2, 991
U	1—	負担水準0.70	4 7 0	32	22, 040	1, 405, 900	984, 130	48
•	宅	負担水準0.69以上0.70未満	4 8 0	152	234, 534	17, 677, 843	12, 293, 933	347
	用	負担水準0.68以上0.69未満	4 9 0	124	95, 414	9, 297, 315	6, 371, 955	271
6	地	負担水準0.67以上0.68未満	5 0 0	115	79, 501	10, 109, 278	6, 835, 025	209
(-	負担水準0.66以上0.67未満	5 1 0	90	133, 182	12, 850, 041	8, 546, 333	209
,	外	負担水準0.65以上0.66未満	5 2 0	66	46, 624	5, 136, 278	3, 369, 153	119
0	\mathcal{O}	負担水準0.64以上0.65未満	5 3 0	43	152, 470	7, 989, 641	5, 147, 453	120
	宅	負担水準0.63以上0.64未満	5 4 0	46	39, 734	8, 429, 819	5, 349, 507	82
•	地	負担水準0.62以上0.63未満	5 5 0	55	209, 211	11, 621, 509	7, 283, 143	205
7	$\overline{}$	負担水準0.61以上0.62未満	5 6 0	37	124, 673	8, 837, 146	5, 427, 512	97
(法	負担水準0.60超0.61未満	5 7 0	45	128, 613	7, 061, 298	4, 267, 429	105
$\overline{}$	人	負担水準0.60	5 8 0	1	242	28, 828	17, 297	1
	$\overline{}$	1111 <u>1</u>	5 9 0	806	1, 266, 238	100, 444, 896	65, 892, 870	1, 813

第6表340行から第6表390行は第6表020行の、第6表400行から450行は第6表030行の、第6表470行から第6表520行は第6表180行の、第6表530行から第6表580行は第6表190行の内数として 記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

地1	表者 7	昏号 8					
1	4	2	1	2	3	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		——		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		△ +□ → 2 × 10 × 10 × 10 × 10 × 10 × 10 × 10 ×	9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円) 6	9 (筆) 8
2014	住	負担水準0.7超 負担水準0.65以上0.7以下	0 1 0 0 2 0					
業	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0	97	46 501	004 070	151 405	1
用	用	負担水準0.55以上0.6未満	0 3 0	97	46, 591	234, 872	151, 435	14
肔	地	負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0					
权		負担水準0.3以上0.33未満 負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0					
v /	以	負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0					
/ 14	外	負担水準0.35以上0.45木綱 負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0					
	0)	負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0					
供	宅	負担水準0.25以上0.33木禍 負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0					
す	地	負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0					
る		負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
宅	/ITI	負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
地	個	負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
<u></u>	人	負担水準0.05未満	1 5 0					
農 地 —	$\overline{}$	計	1 6 0	97	46, 591	234, 872	151, 435	1.
	住	負担水準0.7超	1 7 0					
'	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0					
IN.		負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0	4	6, 945	34, 681	22, 358	
費	用	負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0					
を	地	負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0					
2	以	負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0					
7	外	負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0					
て	0	負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0					
PT		負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0					
価	宅	負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0					
	地	負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0					
れ	$\widehat{}$	負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0					
る。	法	負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
ŧ	人	負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					
<i>Ø</i>	\tilde{C}	負担水準0.05未満	3 1 0					
		計	3 2 0	4	6, 945	34, 681	22, 358	2

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地	表者 7	昏号 8					
1	4	2	1	2	3	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)		(2)		(3)			(4)		(!	5)
		区	行 番	异	納税義務者数		地積	決	定	価 格	課	税材	票準	額	筆	数
			9		12 (人)	24	(m^2)	39		(手円	54		(手	円)	69	(筆) 80
生		負担水準0.7超	3 3													
産		負担水準0.65以上0.7以下	3 4													
緑		負担水準0.6以上0.65未満	3 5													
地		負担水準0.55以上0.6未満	3 6													
地		負担水準0.5以上0.55未満	3 7													
		負担水準0.45以上0.5未満	3 8													
区	外	負担水準0.4以上0.45未満	3 9													
内	\mathcal{O}	負担水準0.35以上0.4未満	4 0													
0		負担水準0.3以上0.35未満	4 1	0												
宅	宅	負担水準0.25以上0.3未満	4 2	0												
地	地	負担水準0.2以上0.25未満	4 3	0												
$\overline{}$	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	4 4	0												
農	個	負担水準0.1以上0.15未満	4 5	0												
地		負担水準0.05以上0.1未満	4 6													
等	人	負担水準0.05未満	4 7	0												
+ -		計	4 8		0)	0			()			0		0
		負担水準0.7超	4 9													
造	宅	負担水準0.65以上0.7以下	5 0													
成		負担水準0.6以上0.65未満	5 1	0												
費	用	負担水準0.55以上0.6未満	5 2	0												
と	地	負担水準0.5以上0.55未満	5 3	0												
L	以	負担水準0.45以上0.5未満	5 4	0												
て	外	負担水準0.4以上0.45未満	5 5	0												
評		負担水準0.35以上0.4未満	5 6	0												
価		負担水準0.3以上0.35未満	5 7	0												
الله خ	宅	負担水準0.25以上0.3未満	5 8	0												
れ	地	負担水準0.2以上0.25未満	5 9	0												
		負担水準0.15以上0.2未満	6 0	0												
る	法	負担水準0.1以上0.15未満	6 1	0												
\$		負担水準0.05以上0.1未満	6 2	0												
<i>O</i>	人	負担水準0.05未満	6 3													
	_	計	6 4	0	0)	0			()			0		0

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地	地方公共団体コード									
1	4	2	1	2	3	0	8			

第8表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

	——		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
	<u>κ</u>	9 11 年 夕	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	0 1 0	54, 098	11, 887, 713	616, 624, 533	122, 651, 537	80, 923
宅	引き下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	0 2 0	1, 339	1, 275, 158	48, 019, 222	33, 613, 453	3, 054
地	住宅用地以外の宅地において負担水準0.6以上0.7以下	0 3 0	2, 284		183, 317, 837	120, 709, 803	4,804
710	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	0 4 0	11, 747	6, 337, 332	450, 911, 454	159, 579, 249	18, 291
計	負担水準0.2未満	0 5 0	0	0	0	0	0
	計	0 6 0	69, 468	21, 807, 456	1, 298, 873, 046	436, 554, 042	107, 072
	負担水準1.0以上	0 7 0	1, 693	12, 772, 490	368, 448	368, 448	7,834
	負担水準0.95以上1.0未満	0 8 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	0 9 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	1 0 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	1 1 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	1 2 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	1 3 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	1 4 0					
般	負担水準0.6以上0.65未満	1 5 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	1 6 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	1 7 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	1 8 0					
١.	負担水準0.4以上0.45未満	1 9 0					
Щ	負担水準0.35以上0.4未満	2 0 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	2 1 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	2 2 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	2 3 0					
林	負担水準0.15以上0.2未満	2 4 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	2 5 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	2 6 0					
	負担水準0.05未満	2 7 0	2				2
	計	2 8 0	1, 695	12, 772, 490	368, 448	368, 448	7,836

| 地方公共団体コード 表番号 | 表番号 | 7 | 8 | 8 | 8 | 9 | 1 | 2 | 3 | 0 | 9 |

第9表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
			11 田 万	12 (人)			54 (千円) 6	39 (筆)
		負担水準1.0以上	0 1 0					•
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
複	規	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
7发	Litte	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
	模	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
	/-	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
	住	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
合	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
	L	負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
	, . .	負担水準0. 45以上0. 5未満	1 2 0					
利	地	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
	$\widehat{}$	負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
ш	個	負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満	1 7 0 1 8 0				-	
用		負担水準0.15以上0.2未滴 負担水準0.1以上0.15未満	1 8 0					
	人	負担水準0.05以上0.15未満	2 0 0					
	$\overline{}$	負担水準0.05未満 負担水準0.05未満	2 1 0					
		₹型水平0.03水闸 計	2 2 0	0	0		0	
鉄		負担水準1.0以上	2 3 0	0	0	,	U U	
	小	<u> </u>	2 4 0					
	•	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
軌		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
	住	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
道	宅	負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
旭	-12	負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
	用	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	/11	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
	抽	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
用		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0				1	
地		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0				1	
	人	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0				1	
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満 6.4514.200.05式2世	4 2 0			-	 	
		負担水準0.05未満	4 3 0					
		計	4 4 0	0	0	0	0	

地.1	方な	表者 7	备号 8				
1	4	2	1	2	3	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
L			9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円) 6	9 (筆)80
		負担水準1.0以上	4 5 0					
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
複	般	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
12		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
	宅	負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満	5 2 0					
合		負担水準0.55以上0.65未満	5 3 0					
	用	負担水準0.50以上0.55未満	5 4 0					
		負担水準0.45以上0.55未満	5 5 0 5 6 0					
	地	負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
利		負担水準0.35以上0.4未満						
	_		5 8 0					
		負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満	5 9 0 6 0 0					
	個	負担水準0.2以上0.25未満						
用		負担水準0. 2以上0. 25木満 負担水準0. 15以上0. 2未満	6 1 0 6 2 0					
	λ	負担水準0.13以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
	/ (負担水準0.05以上0.1未満						
)	負担水準0.05以上0.1米個 負担水準0.05未満	6 4 0					
		負担小平0.00未個 計	6 6 0	0	0	0	0	
鉄		負担水準1.0以上	6 7 0	0	0	0	U	0
		負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0					
	_	負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0					
	án.	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0					
重九.	般	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0					
1/4		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
	住	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
道		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0					
	用	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
		負担水準0. 45以上0. 5未満	7 8 0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
用		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
/19	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
		負担水準0. 25以上0. 3未満	8 2 0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
Left:		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
地	人	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0			1		
		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
)	負担水準0.05未満	8 7 0					
		計 計	8 8 0	0	0	0	0	0

地	表者 7	番号 8					
1	4	2	1	2	3	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		——		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
			9	12 (人)	24 (m²)			
	宅	負担水準0.7超	0 1 0	2, 953	1, 905, 960	39, 614, 742		5, 774
	七	負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0	1, 774	1, 412, 152	43, 210, 276		3, 162
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0	587	224, 322	19, 245, 795	12, 071, 792	900
		負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0	261	126, 833	10, 176, 302	5, 899, 173	374
	比	負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0	53	39, 889	1, 974, 110	1, 045, 476	80
	進	負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0	4	1,653	127, 053	61, 013	10
		負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0					
そ	土	負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0					
	地	負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0	1	185	13, 135	4, 440	1
	-	負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0					
	$\overline{}$	負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0					
	個	負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
	ll i-d	負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
	人	負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
	\smile	負担水準0.05未満	1 5 0					
0		計	1 6 0	5, 633	3, 710, 994	114, 361, 413	76, 285, 534	10, 301
		負担水準0.7超	1 7 0	419	760, 967	11, 682, 689	8, 177, 881	1, 579
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0	281	3, 235, 724	22, 608, 731	15, 632, 159	3, 166
	地	負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0	98	245, 653	10, 579, 387	6, 599, 286	336
		負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0	56	202, 854	10, 757, 569	6, 324, 723	148
	比	負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0	17	35, 617	1, 502, 747	815, 141	34
	進	負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0	4	7, 073	357, 136	173, 019	36
		負担水準0.4以上0.45未満	2 : 3 : 0					
	土	負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0	2	3, 792	237, 820	86, 135	7
他	地	負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0	34	14, 570	1, 052, 208	355, 282	52
	711	負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0					
	$\widehat{}$	負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0					
	法	負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0					
	14	負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
	人	負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					
	\smile	負担水準0.05未満	3 1 0					
		計	3 2 0	911	4, 506, 250	58, 778, 287	38, 163, 626	5, 358

地 1	方グ	、共区	団体:	コー	ド	表者 7	番号 8
1	4	2	1	2	3	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

_				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		区分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数	ζ
		<u>A</u>	9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (争	套)80
	宅	負担水準1.0以上	3 3 0	430		35, 510	35, 510	1,	, 001
		負担水準0.95以上1.0未満	3 4 0						
	地	負担水準0.9以上0.95未満	3 : 5 : 0						
		負担水準0.85以上0.9未満	3 6 0						
	比	負担水準0.8以上0.85未満	3 7 0						
そ		負担水準0.75以上0.8未満	3 8 0						
	進	負担水準0.7以上0.75未満	3 9 0						
	'	負担水準0.65以上0.7未満	4 0 0						
	土:	負担水準0.6以上0.65未満	4 1 0						
		負担水準0.55以上0.6未満	4 2 0						
σ	抽	負担水準0.5以上0.55未満	4 3 0						
V	T.F.	負担水準0.45以上0.5未満	4 4 0						
	以	負担水準0.4以上0.45未満	4 5 0						
	以	負担水準0.35以上0.4未満	4 6 0						
	Hel	負担水準0.3以上0.35未満	4 7 0						
	外	負担水準0.25以上0.3未満	4 8 0						
他	_	負担水準0.2以上0.25未満	4 9 0						
	の	負担水準0.15以上0.2未満	5 0 0						
		負担水準0.1以上0.15未満	5 1 0						
	土	負担水準0.05以上0.1未満	5 2 0						
		負担水準0.05未満	5 3 0						
	地	計	5 4 0	430		35, 510			, 001
		による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	5 5 0	56, 221	25, 373, 617	617, 028, 491	123, 055, 495		, 758
		下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	5 6 0	4, 711	3, 942, 085	99, 316, 653	69, 521, 652		, 407
1,100		用地以外の宅地及び宅地比準土地において負担水準0.6以上0.7以下	5 7 0	5, 024	7, 425, 104	278, 962, 026	184, 486, 362		, 368
±L		以外で負担水準0.2未満を除いたもの	5 8 0	12, 179	6, 769, 798	477, 109, 534	174, 343, 651	19,	, 033
計	負担	水準0.2未満	5 9 0	2		0	0		2
		## <u></u>	6 0 0	78, 137	43, 510, 604	1, 472, 416, 704	551, 407, 160	131,	, 568

地 1	方公	共区]体:	コー	k	表都 7	肾号
1	4	2	1	2	3	4	7

第47表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道層	守 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

		——			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数(人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆 数 69 (筆)8
$\overline{}$		本則	負担水準1.0以上	0 1 0	12 (人)	24 (111)	89 (117)	54 (117)	69 (単/8
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		貝担調登竿1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0 : 3 : 0					
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 1 0					
		只是刚走平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
		負担調整率1,075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
) 13—19·13—1	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
674			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
般			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
			負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満	1 0 0					
	田		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
			負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
市		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
			負担水準0.2以上0.25未満	1 : 7 : 0					
街			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
			負担水準0.05未満	2 1 1 0					
化		Les	=	2 2 0	0	0	0	0	(
		本則	負担水準1.0以上	2 3 0					
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
			負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満	2 5 0					
区		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
			負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
4-4			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
域			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
	畑		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	畑		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	3 ; 5 ; 0					
農		只是刚走平1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
地			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
			負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満	4 2 0				 	
			負担水準0.05木油 計	4 4 0	0	0	0	0	,



第47表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県	名	神奈川県
市町村	名	厚木市

	——			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
	本則	■負担水準1.0以上	4 5 5 0	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 8
_	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 6 0	0	0	0	0	
	貝這剛走平1,020	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	
般	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満	4 8 0	0	0	0	0	
	# 10 3m +/2	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	
市	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	
街		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0		0	0	0	
		負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満	5 4 0 5 5 0	0	0	0	0	
化言	+	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	
_	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0		0	0	0	
区	貝担酬金平1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	
-4-		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	
域		負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満	6 0 0	0	0	0	0	
##		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	
豊		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	
地		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	_
HE.		負担水準0.05未満	6 5 0		0	0	0	
		計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 6 0		_	0	0	

地 1	方グ	〉共 🖔]体:	1 —	k	表者 7	香号 8
1	4	2	1	2	3	4	8

第48表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

		——			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数(人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆 数 69 (筆) 80
		本則	負担水準1.0以上	0:1:0	()()	24 (111)	39 (111)	54 (111)	69 (≢/80
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		貝担調金率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0;3;0					
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		只远啊走平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
^			負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満	0 8 0				<u> </u>	
介			負担水準0.55以上0.6未満 1.55以上0.6未満	1 0 0				 	
			負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0				_	
	田		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0				-	
		# 1 p = 1 p + 1 p	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0				 	
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					1
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
在			負担水準0.15以上0.2未満	1 : 8 : 0					
			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
			負担水準0.05未満	2 1 0	0	0			
ŀ			計 負担水準1.0以上	2 2 0	0	0	C	0	0
		本則	負担水準1.0以上 負担水準0.95以上1.0未満	2 3 0				 	
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
		4. 4	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
農		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
120		// Lu = u = b = b = 1 0 0 0	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					1
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
	畑		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	Д		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
Life		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	3 ; 5 ; 0					
地) (1—1/1,1 <u>—1</u>	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					ļ
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
			負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満	3 8 0				+	
			負担水準0.15以上0.25米満	4 0 0				+	
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0				 	
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0				†	
			負担水準0.05未満	4 3 0				†	
			計·	4 4 0	0	0	C	0	0



第48表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県	名	神奈川県
市町村	名	厚木市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号	納税義務者数(人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課税標準額 54 (千円)	筆 数 69 (筆)80
	本則	負担水準1.0以上	4 5 0		0	0	0	0
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	0
	貝担嗣登半1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 ; 7 ; 0	0	0	0	0	0
介	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	0
21	貝型調金平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	0
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
	頁追關金平1.000	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 1 0		0	0	0	0
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	0
在		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	(
	計	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	(
Ι'	71	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0		0	0	0	(
##	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	(
農	A12Mare—1:10	負担水準0.35以上0.4未満	5 : 8 : 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	`
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	(
地		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	(
-		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0		0	0	0	· ·
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		負担水準0.05未満	6 : 5 : 0	0	0	0	0	
		計	6 : 6 : 0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード							肾号
1	4	2	1	2	3	4	9

第49表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

		——			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
<u> </u>				9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
1		本則	負担水準1.0以上	0 1 0	,	4, 220, 041	421, 442	2 421, 442	6, 637
1		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0				<u> </u>	
1			負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
1		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満	0 4 0				 	ļ
1			負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0				 	
1		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0				<u> </u>	
1			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0				 	
1			負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0				 	
1			負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
1	田		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
1		<i>p</i> (<i>p</i> = <i>p</i> ± <i>k</i> →	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
1		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
1			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
1			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
1			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
般			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
1			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
1			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
1			負担水準0.05未満	2 1 1 0					
ı L			計	2 2 0	1, 959	4, 220, 041	421, 442		6, 637
1		本則	負担水準1.0以上	2 3 0	3, 336	6, 367, 728	402, 196	402, 137	11, 983
1		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
1		只应阿正十1,000	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
農		7(12)(12E 21 00	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
1		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
1		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0				<u> </u>	ļ
1			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0				<u> </u>	
1			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
1			負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満	3 2 0				 	
1	畑		負担水準0.45以上0.50未満	3 4 0				 	<u> </u>
1			負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0				 	
地		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.45米個 負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0				<u> </u>	
프			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0				<u> </u>	
1			負担水準0.25以上0.35米満	3 8 0				<u> </u>	
1			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0				+	
1			負担水準0.15以上0.25米満	4 0 0				+	
1			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0				+	
1			負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0				 	
1 1			負担水準0.05未満	4 3 0	1			 	1
ı l			計	4 4 0	3, 337	6, 367, 728	402, 196	402, 137	11, 984



第49表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

	——			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号	納税義務者数	地 積 (m²)	決定価格	課税標準額	筆 数
T	本則	負担水準1.0以上	4 : 5 : 0	12 (人) 5, 295	10, 587, 769			69 (筆) 80 18, 620
		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0,200	0	0	0	0
	負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	0
	# [p ====+6 -+ =	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	0
-	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	(
	A.和. 到 前 ☆ 1 0.7 E	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	(
	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	(
般		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	(
/12/		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	(
書	4	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	
р	¹ 	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	
rette	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	
農	只5师走十1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 : 8 : 0	0	0	0	0	
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	
地		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	
_		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.05未満	6 5 0	1	0	0	0	10.001
		計	6 6 6 0	5, 296	10, 587, 769	823, 638	823, 579	18, 621

地方公共団体コード							≸号 8
1	4	2	1	2	3	5	0

第50表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

		——			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
				9 11 田 <i>7</i>	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
		本則	負担水準1.0以上	0 1 0	1, 959	4, 220, 041	421, 442	421, 442	6, 637
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	0	0	0	0	0
		州正州正十1.000	負担水準0.9以上0.95未満	0:3:0	0	0	°	0	0
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	0	0	•	0	0
		7(1=)//q1E 1:00	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0	0		•	·	ů
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0	0	0	V	0	· ·
		7(12)()(12) 11 (0) (0	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0	0	0	°	V	· ·
			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0	0	0	v	0	ů
			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0	0	0		·	
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0	0	0	-	v	
	田		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0	0	ů	°	V	
			負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0	0	0	•	V	
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0	0	0	V	0	0
^			負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0	0	0	·	0	0
合			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0	0	0	•	0	0
			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0	0	0	°	0	0
			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0	0	0	•	0	· ·
			負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満	2 0 0	0	0	•	0	0
			貝担小平0.00木個 計	2 2 0	1, 959	4, 220, 041	0	U	6,637
		本則	負担水準1.0以上	2 3 0	3, 336	6, 367, 728			11, 983
			負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	3, 330	0, 301, 120			
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0	0	0			
			負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0	0	0	-		
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0	0	0	°	0	ů
		for the second of the second	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0	0	0	•	0	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0	0	0	0	0	· ·
計			負担水準0. 65以上0. 7未満	3 0 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0	0	0	0	0	0
	Jam		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0	0	0	0	0	0
	畑		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0	0	0	0	0	0
		負担調整平1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0	0	ů	°	V	
			負担水準0.05以上0.1未満	4 : 2 : 0	0	0	•	V	•
			負担水準0.05未満	4 3 0	1	0	V	0	-
			計 計 会和調整率の記載があるが 会和3年度の	4 4 0		6, 367, 728			11, 984



第50表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	名	神奈川県
市町村名	名	厚木市

		-			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		本則	負担水準1.0以上	4 5 0	12 (人) 5, 295	24 (m²) 10, 587, 769			69 (筆) 8 18,620
			負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0		10, 561, 105	020, 000	020, 019	10, 020
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	
			負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	
			負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5:1:0	0	0	0	0	
合			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	(
			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	
			負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	
	計		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	
		# 1 m = m + h - h	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	
計			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	
īΤ			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0		0	0	0	
			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	(
			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	
	l		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	(
			負担水準0.05未満	6 5 0	1	0	0	0	
	l		<u>=</u>	6 6 0	5, 296	10, 587, 769	823, 638	823, 579	18, 62

地方公共団体コード						表番号 7 8		
1	4	2	1	2	3	1	2	

第12表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県	名	神奈川県
市町村	名	厚木市

		<u> </u>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
			77	11 留 万		24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
		本則による(価格の3分の1)認	果税がなされたもの	0 1 0	24	24, 135	1, 255, 143	404, 093	51
		負担水準0.95以上1.0未満		0 2 0	3	1, 580	99, 257	32, 286	(
		負担水準0.9以上0.95未満		0 3 0	6	6, 973	284, 429	87, 799	11
		負担水準0.85以上0.9未満		0 4 0	15	11, 503	323, 401	95, 742	25
^		負担水準0.8以上0.85未満		0 5 0	7	6, 825	157, 950	42, 715	13
合		負担水準0.75以上0.8未満		0 6 0	7	7,051	173, 119	44, 579	13
		負担水準0.7以上0.75未満		0 7 0	4	2, 942	85, 653	20, 774	(
		負担水準0.65以上0.7未満		0 8 0	68	71, 684	2, 087, 065	465, 610	245
		負担水準0.6以上0.65未満		0 9 0	26	26, 057	633, 898	135, 492	93
		負担水準0.55以上0.6未満		1 0 0	4	1, 783	52, 894	10, 091	4
	ш	負担水準0.5以上0.55未満		1 1 0	2	1, 321	37, 969	6, 936	(
	田	負担水準0.45以上0.5未満		1 2 0	2	1, 322	37, 998	6, 121	6
		負担水準0.4以上0.45未満		1 3 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.35以上0.4未満		1 4 0	4	1, 914	56, 337	7, 371	-
		負担水準0.3以上0.35未満		1 5 0	0	0	0	0	
		負担水準0.25以上0.3未満		1 6 0	0	0	0	0	
		負担水準0.2以上0.25未満		1 7 0	0	0	0	0	
		負担水準0.15以上0.2未満		1 8 0	0	0	0	0	
		負担水準0.1以上0.15未満		1 9 0	0	0	0	0	
		負担水準0.05以上0.1未満		2 0 0	0	0	0	0	
		負担水準0.05未満		2 1 0	0	0	0	0	
			= +	2 2 0	172	165, 090	5, 285, 113	1, 359, 609	47
		本則による(価格の3分の1)認	果税がなされたもの	2 3 0	1,018	546, 536	24, 656, 950	8, 205, 794	1, 75
		負担水準0.95以上1.0未満		2 4 0	149	61, 091	3, 789, 308	1, 231, 390	22
		負担水準0.9以上0.95未満		2 5 0	50	27,608	1, 777, 658	552, 329	8
		負担水準0.85以上0.9未満		2 6 0	14	7,003	282, 897	83, 691	2
		負担水準0.8以上0.85未満		2 7 0	6	3, 291	92, 466	25, 410	
		負担水準0.75以上0.8未満		2 8 0	3	2,618	71, 954	19,001	
		負担水準0.7以上0.75未満		2 9 0	4	1, 689	54, 252	12, 821	
		負担水準0.65以上0.7未満		3 0 0	44	32, 084	947, 303	215, 223	13
		負担水準0.6以上0.65未満		3 1 0	6	2, 383	74,660	15, 223	
		負担水準0.55以上0.6未満		3 2 0	2	1,589	42,747	8, 408	
	Len	負担水準0.5以上0.55未満		3 3 0	6	2, 274	69, 053	11, 875	
	畑	負担水準0.45以上0.5未満		3 4 0	0	0	0	0	
		負担水準0.4以上0.45未満		3 5 0	0	0	0	0	
		負担水準0.35以上0.4未満		3 6 0	0	0	0	0	
		負担水準0.3以上0.35未満		3 7 0	0	0	0	0	
		負担水準0.25以上0.3未満		3 8 0	0	0	0	0	
計		負担水準0.2以上0.25未満		3 9 0	0	0	0	0	
μI		負担水準0.15以上0.2未満		4 0 0	0	0	0	0	
		負担水準0.1以上0.15未満		4 1 0	0	0	0	0	
		負担水準0.05以上0.1未満		4 2 0	0	0	0	0	
		負担水準0.05未満		4 3 0	0	0	0	0	
	1	1	計	4 4 0	1, 302	688, 166	31, 859, 248	10, 381, 165	2, 260

地方公共団体コード						表番号 7 8	
1	4	2	1	2	3	1	2

第12表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数(人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆 数 69 ^(筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税が	ぶなされたもの	4 5 0	1, 042	570, 671	25, 912, 093	8, 609, 887	1, 808
		負担水準0.95以上1.0未満		4 6 0	152	62, 671	3, 888, 565	1, 263, 676	228
		負担水準0.9以上0.95未満		4 7 0	56	34, 581	2, 062, 087	640, 128	99
_		負担水準0.85以上0.9未満		4 8 0	29	18, 506	606, 298	179, 433	48
合		負担水準0.8以上0.85未満		4 9 0	13	10, 116	250, 416	68, 125	20
		負担水準0.75以上0.8未満		5 0 0	10	9, 669	245, 073	63, 580	21
		負担水準0.7以上0.75未満		5 1 0	8	4, 631	139, 905	33, 595	11
		負担水準0.65以上0.7未満		5 2 0		103, 768	3, 034, 368	680, 833	380
		負担水準0.6以上0.65未満		5 3 0		28, 440	708, 558	150, 715	102
		負担水準0.55以上0.6未満		5 4 0		3, 372	95, 641	18, 499	8
	計	負担水準0.5以上0.55未満		5 5 0		3, 595	107, 022	18, 811	11
	п	負担水準0.45以上0.5未満		5 6 0	2	1, 322	37, 998	6, 121	2
		負担水準0.4以上0.45未満		5 7 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.35以上0.4未満		5 8 0	4	1, 914	56, 337	7, 371	5
		負担水準0.3以上0.35未満		5 9 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.25以上0.3未満		6 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.2以上0.25未満		6 1 0		0	0	0	0
計		負担水準0.15以上0.2未満		6 2 0		0	0	0	0
		負担水準0.1以上0.15未満		6 3 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05以上0.1未満		6 4 0		0	0	0	0
		負担水準0.05未満		6 5 0		0	0	0	0
		計		6 6 0	1, 474	853, 256	37, 144, 361	11, 740, 774	2, 743

地方公共団体コード							表番号 7 8		
1	4	2	1	2	3	1	3		

第13表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		—		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		区 分	行 番 号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額		数
			9	12 (7 47 2	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされた	もの 0 1 0	23	23, 269	1, 201, 564	400, 521		50
28		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	3	1, 580	99, 257	32, 286		6
20		負担水準0.9以上0.95未満	0 : 3 : 0	6	6, 973	284, 429	87, 799		11
以		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	15	11, 503	323, 401	95, 742		25
\/.		負担水準0.8以上0.85未満	0 : 5 : 0	7	6, 825	157, 950	42, 715		13
前		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0	7	7, 051	173, 119	44, 579		13
の		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0	4	2, 942	85, 653	20,774		6
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		負担水準0.65以上0.7未満	0:8:0	68	71, 684	2, 087, 065	465, 610		245
課		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0	26	26, 057	633, 898	135, 492		93
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0	4	1, 783	52, 894	10, 091		4
税	Ш	負担水準0.5以上0.55未満	1 : 1 : 0	2	1, 321	37, 969	6, 936		3
\wedge	Щ	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0	2	1, 322	37, 998	6, 121		2
分		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0						
カュ		負担水準0.35以上0.4未満	1 : 4 : 0	4	1, 914	56, 337	7, 371		5
,,,		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0						
6		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0						
-dar-		負担水準0.2以上0.25未満	1 ; 7 ; 0						
新		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0						
た		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0						
/_		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0						
に		負担水準0.05未満	2 1 0						
		計	2 2 0	171	164, 224	5, 231, 534	1, 356, 037		476
市		本則による(価格の3分の1)課税がなされた		1, 015	544, 050	24, 559, 730	8, 186, 576		1, 750
街		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	148	60, 138	3, 764, 858	1, 226, 500		220
刊		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0	50	27, 608	1, 777, 658	552, 329		88
化		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0	14	7, 003	282, 897	83, 691		23
'-		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0	6	3, 291	92, 466	25, 410		- 1
区		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0	3	2,618	71, 954	19,001		2
1.15		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0	4	1, 689	54, 252	12, 821		105
域		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0	44	32, 084	947, 303	215, 223		135
農		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0	6	2, 383	74, 660	15, 223		ć
/IX		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0	2	1, 589	42,747	8, 408		4
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0	6	2, 274	69, 053	11, 875		5
地	畑	在 In 1. % 4. 4. 1. 1. 1. 6. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	0 4 0						
_	畑	負担水準0.45以上0.45末満	3 4 0						
地 と	畑	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0						
٤	畑	負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満	3 5 0 3 6 0						
_	畑	負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満	3 5 0 3 6 0 3 7 0						
ح	畑	負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満	3 5 0 3 6 0 3 7 0 3 8 0						
とな	畑	負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満	3 5 0 3 6 0 3 7 0 3 8 0 3 9 0						
とな	畑	負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満	3 5 0 3 6 0 3 7 0 3 8 0 3 9 0 4 0 0						
となった	畑	負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満	3 5 0 3 6 0 3 7 0 3 8 0 3 9 0 4 0 0						
となっ	畑	負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満	3 5 0 3 6 0 3 7 0 3 8 0 3 9 0 4 0 0 4 1 0						
となった	畑	負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満	3 5 0 3 6 0 3 7 0 3 8 0 3 9 0 4 0 0	1, 298	684, 727	31, 737, 578	10, 357, 057		2, 257

地	地方公共団体コード						
1	4	2	1	2	3	1	3

第13表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
			9	12 (人)	24 (m²)			69 (筆) 80
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4 5 0	1, 038	567, 319	25, 761, 294	8, 587, 097	1,800
28		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	151	61, 718	3, 864, 115	1, 258, 786	226
以		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	56	34, 581	2, 062, 087	640, 128	99
前の		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	29	18, 506	606, 298	179, 433	48
課		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	13	10, 116	250, 416	68, 125	20
税		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	10	9, 669	245, 073	63, 580	21
分か		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	8	4, 631	139, 905	33, 595	11
B		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	112	103, 768	3, 034, 368	680, 833	380
新		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	32	28, 440	708, 558	150, 715	102
た		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	6	3, 372	95, 641	18, 499	8
に市	計	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	8	3, 595	107, 022	18, 811	11
市街	計	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	2	1, 322	37, 998	6, 121	2
化		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
区域		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	4	1, 914	56, 337	7, 371	5
農		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
地		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
とな		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
なっ		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
た	· -	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
\$		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
0		負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0
		計	6 6 0	1, 469	848, 951	36, 969, 112	11, 713, 094	2, 733

地	地方公共団体コード						表番号 7 8		
1	4	2	1	2	3	1	4		

第14表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u>△</u>	9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	12 (人)	24 (m²)			69 (筆)80
ਜ		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0 1 0					
平		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
29		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
の		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
課		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
税		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
分		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
カュ	田	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
>		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
6		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
***		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
新		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
た		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
/ <u>~</u>		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
に		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
' C		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
市		負担水準0.05未満	2 1 0					
1114		計	2 2 0	0	0	C	0	(
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2 3 0					
, ,		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
化		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
区		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
域		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
農		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
Let.		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
地	Lee	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
,	畑	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
と		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
な		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
14		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
つ		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
-		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
た		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
,_		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
₽		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
		負担水準0.05未満	4 3 0					
の		計	4 4 0		0	C	0	(

地方公共団体コード							昏号 8
1	4	2	1	2	3	1	4

第14表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

	区 分	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
	ム - A - A - A - A - A - A - A - A	(人)	(m²)	(手円)	(手円)	(筆)
平	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	0	0	0	
29	負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
か	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
果	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
脱	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分か	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
b l	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
新	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
2	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市 計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
對 ["	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
性	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
区 或	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
農	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
地	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
<u>ا</u>	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
9	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
ŧ	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
カ	計	0	0	0	0	

地	方々	>共5	団体	コー	ド	表都 7	昏号 8
1	4	2	1	2	3	1	4

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		区 分	—————————————————————————————————————	納税義務者数			課税標準額	筆 数
		•	9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆)
		本則による(価格の3分の1)課税がなされ						
平		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
30		負担水準0.9以上0.95未満	4 : 7 : 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
の		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	5 : 0 : 0					
課		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
T34		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
税		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
分		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
),		負担水準0.5以上0.55未満	5 : 5 : 0					
カュ	Щ	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
,,,		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
Ġ		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
新		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
た		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
に		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
-		負担水準0.05未満	6 5 0					
市		計	6 6 0	0	0	0	0	
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされ		V	· ·	V	· ·	
12-1		負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0					
化		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0					
, .		負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0					
区		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
域		負担水準0.7以上0.75未満	7 : 3 : 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
農		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
Life		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0					
地		負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
と	畑	負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
_		負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0	-				
な		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0	-				
٠,		2 11 11 2 2 2 2 1 1 1 1 1						
つ		負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満	8 1 0 8 2 0					
た		負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
£		負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
の		負担水準0.05未満	8 7 0					
		計)行及び670行「木則による(無数の2分の1)	8 8 0		·			



		区 分	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		Σ	(人)	(m^2)	(千円)	(手円)	(筆)
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	0	0	0	
30		負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
の		負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分 か		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
b b		負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
新		負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
た		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
に		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市	計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街	н	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
区 域		負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
農		負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
地		負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
ع		負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2		負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
\$		負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の		計	0	0	0	0	

地 1	方グ	、共日]体:	u —	ド	表看 7	番号 8
1	4	2	1	2	3	1	5

都道府県	名	神奈川県
市町村	名	厚木市

		——		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		E	8 11 ⊞ .2	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0 1 1 0					
令		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
1		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
0)		負担水準0.8以上0.85未満	0 ; 5 ; 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
課		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
税		負担水準0.65以上0.7未満	0 : 8 : 0					
加		負担水準0.6以上0.65未満	0 : 9 : 0					
分		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
),	ш	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
カュ	Щ	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
ら		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
l		負担水準0.3以上0.35未満	1 : 5 : 0					
新		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
Jr.		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
た		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
に		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
1		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
市		負担水準0.05未満	2 1 0					
		計	2 2 0	0	0	0	v	C
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2 3 0	2	2, 433	93, 836		6
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	1	953	24, 450	4, 890	2
化		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
E.		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
区		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
域		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
130		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
農		負担水準0.65以上0.7未満	3 : 0 : 0					
,		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
地		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
	畑	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
と	ΛЩ	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
.2.		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
な		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
2		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 7 0					
-		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
た	I	負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
,_		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
₽	I	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
_		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
0)		負担水準0.05未満	4 3 0					
		計	4 4 0	3				8
	010	0行及び230行「本則による(価格の3分の1)課税がなさ	わたもの」には 「価	枚の9人の1~注ば出	第10冬の9の畝減咳	こって細形がわせれ	たものな今も	

地	方分	、共区]体:	ュー	ド	表看 7	香号 8
1	4	2	1	2	3	1	5

	区 分	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
	_	(人)	(m²)	(千円)	(千円)	(筆)
令	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2	2, 433		,	
1	負担水準0.95以上1.0未満	1	953	24, 450	4, 890	
の	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
課	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
税	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分か	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
6	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
新	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
に	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
区	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
域	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
農 地	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
عاد ك	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
£	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の	計	3	3, 386	118, 286	23, 657	

1	ţ	也:	方:	公	共	寸	体	Ξ	ı —	- }	1.5	表 ²	番号
	1	:	4		2	:	1	:	2	:	3	1	5

都道	直府り	具 名	神奈川県	
市	町村	名	厚木市	

本期による価格の3分の1)課程がなされたもの	(5)
本則による (個権の3分の1) 課税がなされたもの	数
会 2 名田本作の 952 L1.0 末清清 4 7 0 0	(筆)
登和水準の 8以上の 95米海 4 7 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
類相水準の 85以上9 9未満 資相水準の 85以上0. 85未満 資租水準の 85以上0. 85未満 資租水準の 65以上0. 7未満 資租水準の 65以上0. 65未満 資租水準の 65以上0. 55未満 資租水準の 65以上0. 55未満 資租水率の 65以上0. 55未満 有租水率の 65以上0. 55未満 有租水率0. 55以上0. 55上満 有租水率0. 55以上0.	
母担水準の 5以上 0. 53未満 台担水準の 7以上 0. 75未満 台担水準の 5以上 0. 75未満 台担水準の 6以上 0. 75未満 台担水準の 6以上 0. 53未満 台担水準の 6以上 0. 53未満 台担水準の 6以上 0. 53未満 台担水準の 6以上 0. 53未満 台担水準の 5以上 0. 53未満 台型水準の 5以と 53未満 台型水準の 5以上 0. 53未満 台型の 5以上 0. 53上 台型の 5以上 0	
競技 (根)	
現代	
R	
無理	
日本の	
### 15	
日 負担水準の、5以上の、55未満 5 5 0 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
ち	
新	
新 た た た た た た た た た た た た た た た た た た た	
新たた	
た	
度している	
度担本権の、15以上の、15末満 6 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
世界の	
市	
計	
計 6 6 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
任	
化 区	
負担水準0.8以上0.9未満	
区域 負担水準0.8以上0.85未満 7 1 0 0 負担水準0.75以上0.75未満 7 3 0 0 負担水準0.6以上0.65未満 7 4 0 0 負担水準0.5以上0.65未満 7 5 0 0 負担水準0.5以上0.55未満 7 7 0 0 負担水準0.45以上0.55未満 7 7 0 0 負担水準0.45以上0.45未満 7 9 0 0 負担水準0.35以上0.4未満 8 0 0 0 負担水準0.35以上0.35未満 8 1 0 0 負担水準0.25以上0.3未満 8 2 0 0 負担水準0.1以上0.25未満 8 3 0 0 負担水準0.1以上0.25未満 8 4 0 0 負担水準0.1以上0.15未満 8 4 0 0 負担水準0.1以上0.15未満 8 4 0 0 負担水準0.05以上0.1未満 8 5 0 0	
域	
度担水準0.7以上0.75未満 7 3 0 負担水準0.65以上0.75未満 7 4 0 負担水準0.6以上0.65未満 7 5 0 負担水準0.5以上0.6未満 7 6 0 負担水準0.5以上0.55未満 7 7 0 負担水準0.4以上0.5未満 7 9 0 負担水準0.35以上0.35未満 8 0 0 負担水準0.3以上0.35未満 8 0 0 負担水準0.3以上0.35未満 8 1 0 負担水準0.2以上0.25未満 8 2 0 負担水準0.2以上0.25未満 8 3 0 負担水準0.1以上0.15未満 8 0 0 負担水準0.1以上0.15未満 8 0 0 負担水準0.1以上0.15未満 8 0 0 負担水準0.05以上0.1未満 8 0 0	
農	
地 と 相 (担 (担 (担 (は (は (は (は (
世 と	
世界	
と 知 負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.35以上0.45未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.25以上0.25未満 負担水準0.15以上0.25未満 負担水準0.15以上0.25未満 負担水準0.15以上0.15未満 負担水準0.15以上0.15未満 負担水準0.15以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満 8 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
を	
な 負担水準0.35以上0.4未満 8 0 0 負担水準0.3以上0.35未満 8 1 0 負担水準0.25以上0.3未満 8 2 0 負担水準0.2以上0.25未満 8 3 0 負担水準0.15以上0.2未満 8 4 0 負担水準0.1以上0.15未満 8 5 0 負担水準0.05以上0.1未満 8 6 0	
つ 有担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満 8 1 0 8 3 0 9 も 負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満 8 5 0 9	
負担水準0.25以上0.3未満 8 2 0 負担水準0.2以上0.25未満 8 3 0 負担水準0.15以上0.2未満 8 4 0 負担水準0.1以上0.15未満 8 5 0 負担水準0.05以上0.1未満 8 6 0	
た 負担水準0.25以上0.3未満 8 2 0 負担水準0.2以上0.25未満 8 3 0 負担水準0.15以上0.2未満 8 4 0 負担水準0.1以上0.15未満 8 5 0 負担水準0.05以上0.1未満 8 6 0	
負担水準0.15以上0.2未満	
負担水準0.15以上0.2未満	
負担水準0.05以上0.1未満 8 6 0 0	
負担水準0.05以上0.1未満 8 6 0 0	
の 負担水準0.05未満 8:7:0	

找 1	也方:	公共[団体	コー	ド	表都 7	≨号 8
1	4	2	1	2	3	1	5

	区 分	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
	,	(人)	(m^2)	(千円)	(千円)	(筆)
>	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	1	53	3, 384	451	
2	負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
0	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	(
果	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
兑	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
\	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
),	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
5 新	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
71 E	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
2	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
方 計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
訂	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
Ł	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
<u>X</u>	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
或	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
豊 也	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
E -	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
- 2	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
ž.	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
5	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
0	計	1	53	3, 384	451	

地 1	方々	>共5	団体	コー	ド	表者 7	§号 8
1	4	2	1	2	3	1	6

		—				(1)		(2)		(3)	(4)		(5	5)
		区	分	行	番号	納税義務者数		地 積	決	定 価 格	課税標準	額	筆	数
				9	H 7	12 (人)	24	(m^2)	39	(千円)	54 (千	円)	69	(筆)80
Δ.		本則による(価格の3分の1)課	税がなされたもの	0	1 0	1		866		53, 579	3	5,572		1
令 3		負担水準0.95以上1.0未満			2 0									
5		負担水準0.9以上0.95未満		0	3 . 0									
の		負担水準0.85以上0.9未満			4 0									
		負担水準0.8以上0.85未満			5 : 0									
課		負担水準0.75以上0.8未満			6 : 0									
<i>*</i> 1/		負担水準0.7以上0.75未満			7 0									
税		負担水準0.65以上0.7未満			8:0									
分		負担水準0.6以上0.65未満			9 0									
N		負担水準0.55以上0.6未満			0 0									
カュ	H	負担水準0.5以上0.55未満			1 0									
/3 .		負担水準0.45以上0.5未満			2 . 0									
Ġ		負担水準0.4以上0.45未満			3 0		1							
		負担水準0.35以上0.4未満			4 : 0									
新		負担水準0.3以上0.35未満			5 0									
		負担水準0.25以上0.3未満			6 0									
た		負担水準0.2以上0.25未満			7 : 0									
		負担水準0.15以上0.2未満			8 0									
に		負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満			9 0									
		負担水準0.05未満			1 0		-							
市			計		2 0	-		866		53, 579	· ·	3, 572		1
街		 本則による(価格の3分の1)課			3 0	J		800		55, 579	· ·	, 514		1
汩		負担水準0.95以上1.0未満	DEN-12 G 10/2 G 00		4 0									
化		負担水準0.9以上0.95未満			5 0									
, .		負担水準0.85以上0.9未満			6 0									
区		負担水準0.8以上0.85未満			7 0									
		負担水準0.75以上0.8未満			8 0									
域		負担水準0.7以上0.75未満			9 0									
		負担水準0.65以上0.7未満			0 0									
農		負担水準0.6以上0.65未満		3	1 0									
Lile		負担水準0.55以上0.6未満		3	2 0									
地	.lm	負担水準0.5以上0.55未満		3	3 0									
と	畑	負担水準0.45以上0.5未満		3	4 0									
_		負担水準0.4以上0.45未満		3	5 : 0									
な		負担水準0.35以上0.4未満		3	6 0									
. 6		負担水準0.3以上0.35未満			7 0									
つ		負担水準0.25以上0.3未満			8 . 0									
		負担水準0.2以上0.25未満			9 0								· · ·	
た		負担水準0.15以上0.2未満			0 0								· · ·	
		負担水準0.1以上0.15未満			1 0									
€		負担水準0.05以上0.1未満			2 0									
		負担水準0.05未満			3 0									
の			計	4	4 0	()	0		0		0		0

010行及び230行「本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの」には、「価格の3分の1×法附則第19条の3の軽減率」で課税がなされたものを

地 1	方々]共2	団体	コー	ド	表者 7	昏号 8
1	4	2	1	2	3	1	6

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数(人)	地 積 24 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆 数 69 (筆) 80
<u> </u>		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4 5 0		866	53, 579		69 (単) 80
令 3		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0		0	0	0	(
の		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	(
課		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	(
税		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	(
分		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	(
から		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	(
新		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	(
た		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0		0	0	0	(
に		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0		0	0	0	(
市	計	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0		0	0	0	(
街	μl	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	(
化		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	(
区		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	(
域		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0		0	0	0	(
農 地		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0		0	0	0	(
عاد ک		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	(
な		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0		0	0	0	(
2		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0		0	0	0	(
た		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0		0	0	0	(
4		負担水準0.05未満	6 5 0		0	0	0	(
の		計	6 6 0	1	866	53, 579	3, 572	1

1	方公	洪区]体:	コー	ド	表看 7	B号 8
1	4	2	1	2	3	1	7

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	地目	行番号	Ш	畑	宅 地	山林	その他	計		率(わがまち特例) / (B)
区分		9	12 (千円)	/ 1 1				1	78 (A)	80 (B) 81
法 第 349 条 の 3 第 9 項	評価額の1/2の額	0 1 0						(
(日本放送協会)	減額後の課税標準額	0 2 0						(
法 第 349 条 の 3 第 11 項	評価額の1/2の額	0 3 0			31, 948	3		31, 948		
(登録有形文化財等の敷地)	減額後の課税標準額	0 4 0			5, 325	5		5, 325		
法第349条の3第18項	評価額の1/4の額	0 5 0						(
(特定地方交通線等)	減額後の課税標準額	0 6 0						(
	評価額の1/3の額	0 7 0						(
法 第 349 条 の 3 第 21 項	減額後の課税標準額	0 8 0						(
(農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額の1/6の額	0 9 0						(
	減額後の課税標準額	1 0 0						(
法第349条の3第22項	評価額の1/2の額	1 1 0						(
(新関西国際空港㈱)	減額後の課税標準額	1 2 0						(
法第349条の3第25項	評価額の1/2の額	1 3 0						(
(中部国際空港㈱)	減額後の課税標準額	1 4 0						(
法第349条の3第30項	評価額の1/2の額	1 5 0						(
(認定生活困窮者就労訓練事業)	減額後の課税標準額	1 6 0						(
法 第 349 条 の 3 第 33 項	評価額の1/3の額	1 7 0						(
(世界遺産)	減額後の課税標準額	1 8 0						(
	評価額の1/6の額							(
法 第 349 条 の 3 の 3	減額後の課税標準額	2 0 0						0		
(被災住宅用地等)	評価額の1/3の額	2 1 0						(
	減額後の課税標準額	2 2 0						(

划	地方公共団体コード									
1	1									
1	4	2	1	2	3	1	7			

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
区分	地 目	行番号 9	田 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77	(A)	率 (わがまち特例) <u>/ (B)</u> 80 (B) 81
法 附 則 第 15 条 第 10 項	評価額の1/2の額	2 3 0						0		
(並行在来線)	減額後の課税標準額	2 4 0						0		
	評価額の1/2の額	2 5 0						0		
法 附 則 第 15 条 第 18 項 (外貿埠頭公社の民営化に	減額後の課税標準額	2 6 0						0		
係る承継特例)	評価額の3/5の額	2 7 0						0		
	減額後の課税標準額	2 8 0						0		
法 附 則 第 15 条 第 21 項	評価額の1/2の額	2 9 0						0		
(公益法人の所有する能楽堂の敷地)	減額後の課税標準額	3 0 0						0		
法附則第15条第33項	評価額の1/2の額	3 1 0		59				59		
(農地中間管理機構に賃貸権を設定した 農地) (存続期間10年以上)	減額後の課税標準額	3 2 0		59				59		
法附則第15条第33項	評価額の1/2の額	3 3 0						0		
(農地中間管理機構に賃貸権を設定した 農地) (存続期間15年以上)	減額後の課税標準額	3 4 0						0		
法附則第15条第34項	評価額に特例率を乗 じた額	3 5 0						0	1	3
(特定事業所內保育施設)	減額後の課税標準額							0		
法附則第15条第35項	評価額に特例率を乗 じ た 額	3 7 0						0	1	2
(市民緑地)	減額後の課税標準額	3 8 0						0		
法 附 則 第 15 条 第 37 項 (立 地 誘 導 促 進 施 設) (協定有効期間 5 年以上)	評価額の2/3の額	3 9 0						0		
(協定有効期間5年以上)	減額後の課税標準額	4 0 0						0		
法 附 則 第 15 条 第 37 項 (立 地 誘 導 促 進 施 設)	評価額の2/3の額							0		
(協定有効期間10年以上)	減額後の課税標準額	4 2 0						0		
法 附 則 第 15 条 第 38 項	評価額の1/3の額	4 3 0						0		
(帰還環境整備推進法人)	減額後の課税標準額	4 4 0						0		

^{※「}課税標準の特例率(わがまち特例)(7)(8)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「一」を入力すること。したがって、(1)~(6)が「0」の場合においても空欄に

地	地方公共団体コード									
1	1									
1	4	2	1	2	3	1	7			

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
区分	地目	行番号 12	田 (千円) 23	畑 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77		M (わがまち特例) / (B) 80 (B) 81
法 附 則 第 15 条 第 39 項 (地 域 福 利 増 進 事 業)	評価額の2/3の額 減額後の課税標準額	4 5 0 4 6 0						0		
法 附 則 第 15 条 第 42 項	評価額に特例率を乗 じた額	4 7 0						0		
(浸水被害軽減地区)	減額後の課税標準額	4 8 0						0		
法 附 則 第 15 条 第 43 項 (滞在快適性等向上施設)	評価額の1/2の額 減額後の課税標準額	4 9 0 5 0 0						0		
法 附 則 第 15 条 の 2 第 2 項 (JR北海道・四国に係る特例)	評価額の1/2の額	5 1 0						0		
()化化体值、四国(C)(4)(7)(7)	減額後の課税標準額評価額の3/5の額							0		
法 附 則 第 15 条 の 3 第 1 項 (旅客会社等に係る承継特例)	減額後の課税標準額評価額の3/10の額	5 4 0						0		
	減額後の課税標準額	5 6 0						0		
平成10年改正法附則第6条第9項 による旧法附則第15条第19項 (指定法人等大規模外貿埠頭)	評価額の1/2の額 減額後の課税標準額							0		
平成11年改正法附則第8条第8項による旧法第349条の3第27項	評価額の1/6の額	5 9 0						0		
(農業・食品産業技術総合研究機構) 平成18年改正法附則第13条第9項	証価額の1/6の額	6 0 0						0		
(水資源開発機構)	減額後の課税標準額	6 2 0						0		
平成26年改正法附則第12条第8項 による旧法附則第15条第27項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	日 画 银 ♥ > 1 / 2 ♥ > 银							0		
合 計	評価額	6 5 0	0	59	31, 948	0	Ť.	32, 007		
	減額後の課税標準額	6 6 0	0	59	5, 325	0	0	5, 384		

^{※「}課税標準の特例率(わがまち特例)(7)(8)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「一」を入力すること。したがって、(1)~(6)が「0」の場合においても空欄に

地1	方グ	大大]体:	コー	ド	表看 7	B号 8
1	4	2	1	2	3	1	7

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
区分	地目	行番号 12	田 (千円) 2:	畑 3 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77		3 (わがまち特例) / (B) 80 (B) 81
法 附 則 第 16 条 の 2 第 1 項 (平成28年熊本地震による被	評価額	6 7 0						0		
災住宅用地に係る特例措置)	減額後の課税標準額	6 8 0						0		
法 附 則 第 16 条 の 3 第 1 項 (平成30年 7 月豪雨による被	評 価 額	6 9 0						0		
災住宅用地に係る特例措置)	減額後の課税標準額	7 0 0						0		
法附則第29条の5第7項 (宅地化農地・徴収猶予)	市街化区域農地としての評価額	7 1 0				//_		0		
(七地化展地・倒収個丁)	課 税 標 準 額	7 2 0						0		
法附則第29条の5第8項 (宅地化農地・徴収猶予)		7 3 0				//_		0		
(七地化展地・街収個丁)	課税標準額	7 4 0				//_		0		
法附則第29条の5第16項 (宅地化農地・減額)		7 5 0				/		0		
(七地化展地。) (根 ()	減額分に相当する課税標準額	7 6 0						0		
法附則第29条の5第17項 (宅地化農地・減額)	市街化区域農地としての評価額	7 7 0	3, 817, 659	1, 423, 074				5, 240, 733		
(七地化展地・槭領)	減額分に相当する課税標準額	7 8 0	799, 012	297, 182				1, 096, 194		
法 附 則 第 55 条 第 4 項 (課税免除区域外となった土地 及び家屋に係る特例措置)	評 価 額	7 9 0						0		
及び家屋に係る特例措置)	減額分に相当する 課税 標準額	8 0 0						0		
法 附 則 第 55 条 第 6 項 (課税免除区域外となった土地	評価額	8 1 0						0		
及び家屋に係る特例措置)	減額分に相当する課税標準額	8 2 0						0		
法 附 則 第 55 条 第 8 項 (課税免除区域外となった土地	評価額	8 3 0						0		
及び家屋に係る特例措置)	¹ 減額分に相当する 課 税 標 準 額	8 4 0						0		

地	方グ	洪区]体:	コー	ド	表看 7	₽号 8
1	4	2	1	2	3	1	7

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
区 分	行番号 田 9 12 (i	畑 千円) 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円) 67	計 (千円) 77	課税標準の特例率 (A)/ 778 (A) 8	(わがまち特例) (B) (B) 81
法 附 則 第 56 条 第 1 項 (東日本大震災による被災住宅 評価 額	8 5 0					(
用地に係る特例措置)減額後の課税標準額	8 6 0					(
法 附 則 第 56 条 第 10 項 (東日本大震災による被災代替	8 7 0					(
住宅用地に係る特例措置)減額後の課税標準額	8 8 0					(
法 附 則 第 56 条 第 13 項 (居住困難区域内住宅用地に	8 9 0					(
係る代替住宅用地の特例措置)減額後の課税標準額	9 0 0					(
改正法の規定によるもの 評価額	9 1 0					(
平成30年改正法附則第20条 第9項(旧法附則第15条の8第2項) 課税標準額	9 2 0					(

. 地	方	公	共	4	体	- -	k	表都	\$号
1	4	;	2	;	1	2	3	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

都	道月	存 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

_			-		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	I w 45 w 1	(7)
	Б	×.	分	行番号	評価総地積	法定免税点	责 法定免税点	総 額	定 価 法定免税点	格法定免税点	単位当力平均価格	まり 価格 最高価格
				9	12 (m²)(-1)	未満のもの mi)	以上のもの 34 (㎡)	46 (千円)(口)	未満のもの 57 (千円)	以上のもの 68 (千円)	(口) (円/㎡)	so (円/㎡)so
	介		在 田	0 1 0	5, 498	0	5, 498	33, 952	0	33, 952	6, 175	8, 200
	介		在 畑	0 2 0	40, 554	0	40, 554	741, 275	0	741, 275	18, 279	74, 977
宅	地	介	在 山 林	0 3 0	14, 632	13	14, 619	145, 980	81	145, 899	9, 977	32, 068
農	地	等	介在山林	0 4 0		0			0		0	
	通		特 定 市 農 (平28以前参入分)	0 5 0	164, 224	0	164, 224	5, 231, 534	0	5, 231, 534	31, 856	79, 100
		田	特 定 市 農 (平29以後参入分)	0 6 0	866	0	866	53, 579	0	53, 579	61, 870	61, 870
	常		上記以外	0 7 0		0			0		0	
	市		小 計	0 8 0	165, 090	0	165, 090	5, 285, 113	0	5, 285, 113	32, 014	79, 100
市	街		特定市農(平28以前参入分)	0 9 0	684, 762	35	684, 727	31, 738, 547	969	31, 737, 578	46, 350	154, 000
	化	畑	特定市農 (平29以後参入分)	1 0 0	3, 439	0	3, 439	121,670	0	121, 670	35, 379	63, 850
	区		上記以外	1 1 0		0			0		0	
			小 計 特定市農	1 2 0	688, 201	35	688, 166	31, 860, 217	969	31, 859, 248	46, 295	154, 000
街	域		(平28以前参入分) 特定市農	1 3 0	848, 986	35	848, 951	36, 970, 081	969	36, 969, 112	43, 546	154, 000
	農	#	(平29以後参入分)	1 4 0	4, 305	0	4, 305	175, 249	0	175, 249	40, 708	63, 850
	地		上記以外	1 5 0	0	0	0	0	0	0	0	
			計 特定市農	1 6 0	853, 291	35	853, 256	37, 145, 330	969	37, 144, 361	43, 532	154, 000
	H		(平28以前参入分) 特定市農	1 7 0		0			0		0	
化	園住	田	(平29以後参入分)	1 8 0		0			0		0	
	居		上記以外	1 9 0		0			0		0	
	地		小 計 特定市農	2 0 0	0	0	0	0	0	0	0	0
	城		(平28以前参入分) 特 定 市 農	2 1 0		0			0		0	
区	内市	畑	(平29以後参入分) 上 記 以 外	2 2 0		0			0		0	
	街		小 計	2 4 0	0	0	0	0	0	0	0	0
	化		特定市農	2 5 0	0	0	0	0	0	0	0	· ·
	区		(平28以前参入分) 特定市農	2 6 0	0	0	0	0	0	0	0	
域	城農	計	(平29以後参入分) 上 記 以 外	2 7 0	0	0	0	0	0	0	0	
	地		#t	2 8 0	0	0	0	0	0	0	0	0
			特定市農 (平28以前参入分)	2 9 0	164, 224	0	164, 224	5, 231, 534	0	5, 231, 534	31, 856	79, 100
			(平28以前参入分) 特定市農 (平29以後参入分)	3 0 0	866	0	866	53, 579	0	53, 579	61, 870	61, 870
		田	上記以外	3 1 0	0	0	0	0	0	0	0	0
農			小 計	3 2 0	165, 090	0	165, 090	5, 285, 113	0	5, 285, 113	32, 014	79, 100
			特 定 市 農 (平28以前参入分)	3 3 0	684, 762	35	684, 727	31, 738, 547	969	31, 737, 578	46, 350	154, 000
			特定市農 (平29以後参入分)	3 4 0	3, 439	0	3, 439	121,670	0	121, 670	35, 379	63, 850
	計	畑	上記以外	3 5 0	0	0	0	0	0	0	0	0
地			小 計	3 6 0	688, 201	35	688, 166	31, 860, 217	969	31, 859, 248	46, 295	154, 000
-			特定市農 (平28以前参入分)	3 7 0	848, 986	35	848, 951	36, 970, 081	969	36, 969, 112	43, 546	154, 000
		41	特定市農 (平29以後参入分)	3 8 0	4, 305	0	4, 305	175, 249	0	175, 249	40, 708	63, 850
		計	上記以外	3 9 0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	4 0 0	853, 291	35	853, 256	37, 145, 330	969	37, 144, 361	43, 532	154, 000

地方公共団体コード 表番号 7 8 1 4 2 1 2 3 1 8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区城農地に関する調 (つづき)

_							(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
							課程		業 額 法定免税点	9		数 法定免税点
	[X	分	行 9	番	号	総 額 12 (千円)	伝 足 兄 祝 点 未 満 の も の (千円)		総数 (筆)	法定免税点 未満のもの (筆)	法 足 兄 祝 点 以 上 の も の (筆) ₇₁
	介		在 田	0	1	1	23, 766	0	23, 766	12	0	12
	介		在 畑	0	2	1	517, 796	0	517, 796	61	0	61
宅	地	介	在 山 林	┢	3	_	100, 869	56	100, 813	56	1	55
農	地	等:	介在山林	0	4	1		0			0	
	通		特定市農 (平28以前参入分) 特定市農	_	5		1, 356, 037	0	1, 356, 037	476	0	476
	254	田	特 定 市 農 (平29以後参入分)	0	6	1	3, 572	0	3, 572	1	0	1
	常		上記以外	_	7	_		0			0	
	市		小 計	0	8	1	1, 359, 609	0	1, 359, 609	477	0	477
市	街		特定市農 (平28以前参入分)	_	9	_	10, 357, 380	323	10, 357, 057	2, 259	2	2, 257
	化	畑	特 定 市 農 (平29以後参入分)	1	0	1	24, 108	0	24, 108	9	0	9
	ū	/	上記以外	1	1	1		0			0	
	区		小 計	1	2	1	10, 381, 488	323	10, 381, 165	2, 268	2	2, 266
街	城		特 定 市 農 (平28以前参入分)	1	3	1	11, 713, 417	323	11, 713, 094	2, 735	2	2, 733
	農	計	特 定 市 農 (平29以後参入分)	1	4	1	27, 680	0	27, 680	10	0	10
	地	н	上記以外	1	5	1	0	0	0	0	0	0
	Ž		計	1	6	1	11, 741, 097	323	11, 740, 774	2, 745	2	2, 743
	田		特 定 市 農 (平28以前参入分)	1	7	1		0			0	
化	國	田	特 定 市 農 (平29以後参入分)	1	8	1		0			0	
	住居	ш	上記以外	1	9	1		0			0	
	地		小 計	2	0	1	0	0	0	0	0	0
	城		特 定 市 農 (平28以前参入分)	2	1	1		0			0	
区	内	畑	特 定 市 農 (平29以後参入分)	2	2	1		0			0	
1	市	- An	上記以外	2	3	1		0			0	
	街化		小 計	2	4	1	0	0	0	0	0	0
	区		特 定 市 農 (平28以前参入分)	2	5	1	0	0	0	0	0	0
	域	計	特 定 市 農 (平29以後参入分)	2	6	1	0	0	0	0	0	0
域	農	н	上記以外	2	7	1	0	0	0	0	0	0
	地		計	2	8	1	0	0	0	0	0	0
			特 定 市 農 (平28以前参入分)	2	9	1	1, 356, 037	0	1, 356, 037	476	0	476
		田	特 定 市 農 (平29以後参入分)	3	0	1	3, 572	0	3, 572	1	0	1
		ы	上記以外	3	1	1	0	0	0	0	0	0
農			小 計	3	2	1	1, 359, 609	0	1, 359, 609	477	0	477
			特 定 市 農 (平28以前参入分)	3	3	1	10, 357, 380	323	10, 357, 057	2, 259	2	2, 257
	計	畑	特 定 市 農 (平29以後参入分)	3	4	1	24, 108	0	24, 108	9	0	9
	н	A44	上記以外	3	5	1	0	0	0	0	0	0
地			小 計	3	6	1	10, 381, 488	323	10, 381, 165	2, 268	2	2, 266
			特定市農 (平28以前参入分)	3	7	1	11, 713, 417	323	11, 713, 094	2, 735	2	2, 733
		計	特 定 市 農 (平29以後参入分)	3	8	1	27, 680	0	27, 680	10	0	10
		н	上記以外	3	9	1	0	0	0	0	0	0
			計	4	0	1	11, 741, 097	323	11, 740, 774	2, 745	2	2, 743

地方公共団体コード 表番号 1 4 2 1 2 3 1 8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

_				1	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
					- 納 各	税 区 分	義 別	務 市街化区域農地に保	者 《る実数 (法定免税点未	数 満のものを含む。)
	[×	分	行番号	総 数 (人)	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの (人)	田 · 畑 別	適用区分別	全 体 (人) 66
	介		在 田	0 1 2	6	0	6	39 (%)	48 (X)	,, (X) 68
	介		在 畑	0 2 2	5	0	5			
宅	地	介	在 山 林	0 3 2	41	1	40			
農	地	等	介在山林	0 4 2		0				
	286		特 定 市 農 (平28以前参入分)	0 5 2	119	0	119			
	通	田	特 定 市 農 (平29以後参入分)	0 6 2	1	0	1			
	常	ш	上記以外	0 7 2		0				
	市			0 8 2						
市	街		特 定 市 農 (平28以前参入分)	0 9 2	1, 241	2	1, 239			
	化	畑	特 定 市 農 (平29以後参入分)	1 0 2	4	0	4			
		ДП	上記以外	1 1 2		0				
	区			1 2 2						
街	城		特 定 市 農 (平28以前参入分)	1 3 2						
123	農	計	特 定 市 農 (平29以後参入分)	1 4 2						
	地	ρŢ	上記以外	1 5 2						
	ЛE			1 6 2						
	田		特 定 市 農 (平28以前参入分)	1 7 2		0				
化	氮	Ħ	特 定 市 農 (平29以後参入分)	1 8 2		0				
	住口	ш	上記以外	1 9 2		0				
	居地			2 0 2						
	城		特 定 市 農 (平28以前参入分)	2 1 2		0				
区	内	畑	特 定 市 農 (平29以後参入分)	2 2 2		0				
100	市	AN	上記以外	2 3 2		0				
	街化			2 4 2						
	区		特 定 市 農 (平28以前参入分)	2 5 2						
	城	計	特 定 市 農 (平29以後参入分)	2 6 2						
域	農	н і	上記以外	2 7 2						
	地		_	2 8 2						
			特定市農(平28以前参入分)	2 9 2	119	0	119			
		田	特定市農 (平29以後参入分)	3 0 2	1	0	1			
農		м	上記以外	3 1 2	0	0	0		_	
BIE.				3 2 2				119	1	
			特定市農(平28以前参入分)	3 3 2	1, 241	2	1, 239			
	計	畑	特 定 市 農 (平29以後参入分)	3 4 2	4	0	4			
			上記以外	3 5 2	0	0	0			
地			I as as a a	3 6 2				1, 244		
			特定市農(平28以前参入分)	3 7 2					1, 304	
		計	特 定 市 農 (平29以後参入分)	3 8 2					5	
			上記以外	3 9 2						
	L		o til a tribili a w	4 0 2	W. N. a. W. J.	41 W. Mr 11 1				1, 308
(注	.)	17 ~ 1	19列の各欄の数値	1は、14列の) 奴値の単純合	計数値ではなり	١.			

地	方グ	表者 7	番号 8				
1	4	2	1	2	3	1	9

第19表 負担調整措置等による軽減額に関する調

_		->			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
	区 分	行 g	番	号	評価総地積	決 定 fd 総 額		千 円) 法定免税点 以上のもの (二)	軽 課税標準の 特例によるも の (ホ)	額 (千 負担調整措 置によるもの (へ)	特定市街化区	軽減額合計 (千円) (ハ)+(ホ)+ (ヘ)+(ト) (チ)	提示平均価額 (円/㎡) 又は (円/千㎡) 132 (リ)140	単位当たり 平均価格 (円/㎡) (ロ)/(イ) (ヌ)
評	一般田	0	1	0	4, 530, 647	452, 257	30, 815	421, 442				30, 815	99, 902	100
点	一般畑	0	2	0	7, 137, 666	450, 235	48, 039	402, 196	59			48, 098	63, 065	63
式評	宅 地 (宅地A・Bを除く)	0	3	0	21, 759, 488	1, 298, 806, 708	203, 215	1, 298, 603, 493	671, 533, 970	190, 689, 274		862, 426, 459	60, 041	59, 689
価	一般山林	0	4	0	14, 194, 284	413, 942	45, 494	368, 448				45, 494	29, 197	29
法	小計	0	5	0	47, 622, 085	1, 300, 123, 142	327, 563	1, 299, 795, 579	671, 534, 029	190, 689, 274		862, 550, 866		27, 301
	宅地A (農業用施設 用地・農地+造成 費)	0	6	0	53, 537	269, 553	0	269, 553		95, 760		95, 760		5, 035
そ	宅地B(生産緑地地 区内の宅地・農地等 +造成費)	0	7	0			0					0		0
の	一般市街化区域農地	0	8	0	58	3, 755	0	3, 755				0		64, 741
他	上記以外の地目の計	0	9	0	9, 912, 234	210, 421, 901	106, 085	210, 315, 816		59, 303, 742	24, 790, 385	84, 200, 212		21, 229
	小 計	1	0	0	9, 965, 829	210, 695, 209	106, 085	210, 589, 124	0	59, 399, 502	24, 790, 385	84, 295, 972		21, 142
	合 計	1	1	0	57, 587, 914	1, 510, 818, 351	433, 648	1, 510, 384, 703	671, 534, 029	250, 088, 776	24, 790, 385	946, 846, 838		26, 235

⁽注) 1. 「宅地A」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

^{2. 「}宅地B」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

家屋に関する概要調書

令和3年度 家屋に関する概要調書等報告書

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

地方公共団体コー	ド 11	. 4	2	1	2	3 ⁶			
表番号・行番号 70 0 0 0									
特定市・・・・・1 市町村判別コード 特定市以外の 市町村・・・・・2									
団 体 区 分 コ ー ド 13/ //									

(注)自動的に付与される。

地方公共団体コード							番号
1	4	2	1	2	3	2	1

第21表 納税義務者数に関する調

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

	-	(1)	(2)	(3)
区分個人・法人の別	行番号	総数(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
個 人	0 1 0	65, 041	1, 312	63, 729
法人	0 2 0	2, 468	200	2, 268
計	0 3 0	67, 509	1, 512	65, 997

地方公	表番号					
1 4	2	1	2	3	72	28

第22表 総 括 表

都 道 府 県 名 神奈川県 ---------------市 町 村 名 厚木市

				→	((1)		(2)			(3)		
Z	分	行	番	号	棟	数	床	面	積 (㎡)	決		格 千円)	単位当たり価格 (円)
木	総数	90	1	0	12 ア	53, 153	20 工	5, 65	54, 195	31 + 1	59, 005,	, 3 <mark>42</mark>	28, 122
	法定免税点未満のもの	0	2	0	1	1, 528	才	6	51, 528	Ź	502,	, 974	8, 175
造	法定免税点以上のもの	0	3	0	ウ	51, 625	カ	5, 59	2, 667	ケ 1	58, 502,	, 339	28, 341
木	総数	0	4	0	П	17, 612	ス	9, 63	37, 458	⁹ 49	91, 142,	, 325	50, 962
造 以	法定免税点未満のもの	0	5	0	サ	454	セ	17	9, 395	チ	9, 336,	, 415	52, 044
外	法定免税点以上のもの	0	6	0	シ	17, 158	ソ	9, 45	58, 063	ツ 48	81, 805,	, 910	50, 941
	総数	0	7	0		70, 765		15, 29	1, 653	6	50, 147,	, 638	42, 517
計	法定免税点未満のもの	0	8	0		1, 982		24	10, 923		9, 839,	, 389	40, 840
	法定免税点以上のもの	0	9	0		68, 783		15, 05	50, 730	テ 64	40, 308,	, 249	42, 543
非調	果 税 家 屋	1	0	0		2, 042		83	39, 113			_	

(参考)

実際免税点の額 200,000円

地	表番号						
1	4	2	1	2	3	72	3

第23表 所有者区分による家屋に関する調

		<u> </u>	(1)	(2)	(3)	(4)		(5)	(6)	_
			個人	、 が 月	有 有	する	家屋	法人が所有	育する家屋	
Σ	公 分	行番号	棟 数	床面積(㎡)	決 定 価 格 (F P)	課税標準額	単位当たり価格	棟 数	床面積(㎡)	
木	総数	⁹ 0 1 0	¹² 51, 934	²⁰ 5, 484, 071	³⁰ 154, 240, 838	42 154, 197, 991	28, 125	1, 219	170, 12 ⁷ 4	
	法定免税点未満のもの	0 2 0	1, 389	42, 946	78, 699	76, 067	1, 833	139	18, 582	
造	法定免税点以上のもの	0 3 0	50, 545	5, 441, 125	154, 162, 139	154, 121, 924	28, 333	1, 080	151, 542	
木	総数	0 4 0	13, 050	3, 646, 884	171, 629, 003	171, 073, 190	47, 062	4, 562	5, 990, 574	
造 以	法定免税点 未満のもの	0 5 0	204	7, 755	222, 457	17, 947	28, 686	250	171, 640	
外	法定免税点以上のもの	0 6 0	12, 846	3, 639, 129	171, 406, 546	171, 055, 243	47, 101	4, 312	5, 818, 934	
	総数	0 7 0	64, 984	9, 130, 955	325, 869, 841	325, 271, 181	35, 688	5, 781	6, 160, 698	
計	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0 8 0	1, 593	50, 701	301, 156	94, 014	5, 940	389	190, 222	
	法 定 免 税 点以 上 の も の	0 9 0	63, 391	9, 080, 254	325, 568, 685	325, 177, 167	35, 855	5, 392	5, 970, 476	
		<u> </u>	(7)	(8)		(9)	(10)	(11)	(12)	
			法人が	所 有 す	る家屋		合	Ī	計	
□	区 分	行番号	決定価格	課税標準額	単位当たり価格	棟数	床面積(㎡)	決定価格	課税標準額	単位当たり価格
木	総数	⁹ 0 1 1	¹² 4, 764, 475	4, 225, 291	28, 006	³⁶ 53, 153	5, 654, 195	⁵⁴ 159, 005, 313	158, 423, 282	28, 122
	法定免税点未満のもの	0 2 1	424, 275	2, 452	22, 833	1, 528	61, 528	502, 974	78, 519	8, 175
造	法定免税点以上のもの	0 3 1	4, 340, 200	4, 222, 839	28, 640	51, 625	5, 592, 667	158, 502, 339	158, 344, 763	28, 341
木	総数	0 4 1	319, 513, 322	305, 041, 476	53, 336	17, 612	9, 637, 458	491, 142, 325	476, 114, 666	50, 962
造以	法定免税点未満のもの	0 5 1	9, 113, 958	2, 468	53, 099	454	179, 395	9, 336, 415	20, 415	52, 044
外	法定免税点以上のもの	0 6 1	310, 399, 364	305, 039, 008	53, 343	17, 158	9, 458, 063	481, 805, 910	476, 094, 251	50, 941
	総数	0 7 1	324, 277, 797	309, 266, 767	52, 637	70, 765	15, 291, 653	650, 147, 638	634, 537, 948	42, 517
計	法定免税点未満のもの	0 8 1	9, 538, 233	4, 920	50, 143	1, 982	240, 923	9, 839, 389	98, 934	40, 840
	法定免税点以上のもの	0 9 1	314, 739, 564	309, 261, 847	52, 716	68, 783	15, 050, 730	640, 308, 249	634, 439, 014	42, 543

地	表看	番号					
1 1	4	2	1	2	3	7	4

第24表 木造家屋に関する調(その1)

		(1)	(2)	(3)
区分		村	東 T	汝
家屋の種類	行番号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
専 用 住 宅	90 1 0	42, 937	222	32 41, 715
共同住宅·寄宿舎	0 2 0	2, 493	19	2, 474
併 住宅部分1	0 3 0	1, 462	21	1, 441
用 その他の用の部分2	0 4 0	1, 462	21	1, 441
宅 計(棟数については 1の数値を記入	0 5 0	1, 462	21	1, 441
ホテル・旅館・料亭	0 6 0	51	24	27
事務所・銀行・店舗	0 7 0	643	30	613
劇場・病院	0 8 0	30	0	30
工場・倉庫	0 9 0	262	18	244
土 蔵	1 0 0	161	46	115
附属家	1 1 0	5, 114	1, 148	3, 966
合 計	1 2 0	53, 153	1,528	^ウ 51, 625

地	地方公共団体コード						
¹ 1	4	2	1	2	3	72	48

第24表 木造家屋に関する調(その2)

都 道 府 県 名 神奈川県 ----------------------市 町 村 名 厚木市

					(4	1)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)			
	1					床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
	区 分	行	番	무			法定免税点	法定免税点		法定免税点	法定免税点	(二)	(ホ)	(~)
家屋	量の種類	11	笛	ク	総	数	伝足免税点未満のもの	伝足免税点以上のもの	総額	伝足免税点未満のもの	伝足免税点以上のもの	(1)	(口)	(/\)
3, 2					(m^2)	(1)	(m²) (口)	(m²) (/\)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円)(ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
専	用 住 宅	90	1	1	12 a 4,	561, 963	²³ 13, 142	³⁴ 4, 548, 821	⁴⁵ 134, 416, 308	⁵⁶ 47, 788	67 134, 368, 5 ⁷⁷	29, 465	3, 636	29, 539
共同	司住宅・寄宿舎	0	2	1	b	560, 006	4, 804	555, 202	17, 715, 630	152, 801	17, 562, 829	31, 635	31, 807	31, 633
併	住宅部分1	0	3	1		91, 388	104	91, 284	1, 698, 112	1, 453	1, 696, 659	18, 581	13, 971	18, 587
用住	その他の用の部分 2	0	4	1		105, 556	1, 187	104, 369	1, 474, 409	3, 327	1, 471, 082	13, 968	2, 803	14, 095
宅	(1 + 2) 計	0	5	1	С	196, 944	1, 291	195, 653	3, 172, 521	4, 780	3, 167, 741	16, 109	3, 703	16, 191
ホテ	ル・旅館・料亭	0	6	1	d	14, 637	8, 269	6, 368	240, 920	137, 977	102, 943	16, 460	16, 686	16, 166
事 務	所・銀行・店舗	0	7	1	е	70, 822	2, 358	68, 464	1, 902, 181	84, 994	1, 817, 187	26, 859	36, 045	26, 542
劇	場・病院	0	8	1	f	5, 739	0	5, 739	192, 719	0	192, 719	33, 581	0	33, 581
工	場・倉庫	0	9	1	g	25, 820	1, 077	24, 743	316, 630	12, 741	303, 889	12, 263	11, 830	12, 282
	土 蔵	1	0	1	h	5, 398	1, 241	4, 157	13, 168	1, 928	11, 240	2, 439	1, 554	2, 704
	附 属 家	1	1	1	i	212, 866	29, 346	183, 520	1, 035, 236	59, 965	975, 271	4, 863	2, 043	5, 314
	合 計	1	2	1	5, t	654, 195	^オ 61, 528	[†] 5, 592, 667	[*] 159, 005, 313	⁵ 502, 974	⁷ 158, 502, 339	28, 122	8, 175	28, 341

地	方公	:共5	団体	コー	- F	表看	番号
11	4	2	1	2	3	72	5

第25表 木造以外の家屋に関する調 (1)事務所、店舗、百貨店

			>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					杉			数	
	行	番	뭉	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	17			棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	0	98	19 21	5	33 0	40 93	47 53 21
鉄筋コンクリート造		2		364	20	15	0	349	20
鉄 骨 造	0	3	0	1, 247	30	43	1	1, 204	29
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	411		14	0	397	
れんが造 コンクリートブロック造	0	5	0	1		0	0	1	
その他	0	6	0			0	0		
計	0	7	0	2, 121	71	77	1	2, 044	70

		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
		床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
区 分 構造別	行番号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ)	法定免税点 以上のもの (㎡) (ハ)	総 額 (千円) (二)	法定免税点 未満のもの (千円) (ホ)	法定免税点以上のもの(千円)(へ)	(二) (イ) (円) (ト)	<u>(</u> ホ <u>)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0 1 1	12 T 474, 515	8, 136	³⁴ 466, 379	45, 147, 349	⁵⁶ 476, 035	44, 671, 3 ⁷⁷	95, 144	58, 510	95, 783
鉄筋コンクリート造	0 2 1	⁷ 367, 199	13, 948	353, 251	23, 789, 066	862, 448	22, 926, 618	64, 785	61, 833	64, 902
鉄 骨 造	0 3 1	[†] 1, 200, 722	31, 331	1, 169, 391	82, 304, 818	2, 047, 764	80, 257, 054	68, 546	65, 359	68, 631
軽 量 鉄 骨 造	0 4 1	[±] 56, 386	822	55, 564	1, 653, 987	35, 916	1, 618, 071	29, 333	43, 693	29, 121
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0 5 1	^{त्रं} 32	0	32	373	0	373	11, 656	0	11, 656
そ の 他	0 6 1	カ	0			0		0	0	0
計	0 7 1	2, 098, 854	54, 237	2, 044, 617	152, 895, 593	3, 422, 163	149, 473, 430	72, 847	63, 096	73, 106

地	方グ	/共区	団体	コー	・ド	表看	番号
1	4	2	1	2	3	72	6

第26表 木造以外の家屋に関する調 (2)住宅、アパート

			>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					柜			数	
	行	行番号-		総	数数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	1,1			棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造				114	19	26	33 0	114	47 53 1
鉄筋コンクリート造	0	2	0	1, 192	3	14	0	1, 178	3
鉄 骨 造	0	3	0	1,051	8	13	0	1,038	8
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	7, 259		19	0	7, 240	
れんが造 コンクリートブロック造	0	5	0	15		0	0	15	
そ の 他	0	6	0			0	0		
計	0	7	0	9, 631	12	46	0	9, 585	12

			•	(7)	(8)	(9)	((10)	(11)	(12)			
				床	面	積		決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
構造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	以上のもの	総		法定免税点未満のもの	以上のもの	<u>(ニ)</u> (イ)	<u>(</u> (<u></u> (<u></u> 口)	<u>(へ)</u> (ハ)
				(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千	円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	12 [‡] 420, 769	898	419, 871	45 28	8, 898, 987	⁵⁶ 56, 762	28, 842, 225	68, 681	63, 209	68, 693
鉄筋コンクリート造	0	2	1	1, 426, 620	13, 629	1, 412, 991	89	, 226, 036	967, 673	88, 258, 363	62, 544	71, 001	62, 462
鉄 骨 造	0	3	1	⁷ 335, 327	4, 681	330, 646	17	7, 303, 081	256, 948	17, 046, 133	51, 601	54, 892	51, 554
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	1, 162, 168	4, 426	1, 157, 742	37	7, 931, 873	137, 685	37, 794, 188	32, 639	31, 108	32, 645
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	1,769	0	1, 769		43, 321	0	43, 321	24, 489	0	24, 489
その他	0	6	1	シ	0				0		0	0	0
計	0	7	1	3, 346, 653	23, 634	3, 323, 019	173	, 403, 298	1, 419, 068	171, 984, 230	51, 814	60, 043	51, 755

地力	宁公	共団	日体	コー	- F	表看	昏号
¹ 1	4	2	1	2	3	72	78

第27表 木造以外の家屋に関する調 (3)病院、ホテル

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分	47 TE D	総		法定免税点		法 定 免 税 点	以上のもの
構造別	行番号	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0 1 0	12 8	19	26	33 0	40 7	47 53
鉄筋コンクリート造	0 2 0	70		7	0	63	
鉄 骨 造	0 3 0	40		4	0	36	
軽 量 鉄 骨 造	0 4 0	9		0	0	9	
れ ん が 造 コンクリートブロック造				0	0		
そ の 他	0 6 0			0	0		
計	0 7 0	127	0	12	0	115	(
		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
区分		床	面	積	決	定価	格

			<u> </u>		(7)	(8)	(9)		(10)	(11)	(12)			
					床	面	積		決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
体 造 別	行	番	: 号	. [総数	未満のもの	以上のもの		総 額	法定免税点未満のもの	以上のもの	<u>(ニ)</u> (イ)	<u>(</u> ホ) (ロ)	<u>(へ)</u> (ハ)
					(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (ハ)		(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1		¹² ⁷ 54, 473	3, 194	51, 279	45	4, 259, 827	⁵⁶ 208, 457	4, 051, 370	78, 201	65, 265	79, 006
鉄筋コンクリート造	0	2	1	-1	141, 897	9, 940	131, 957		11, 658, 884	577, 325	11, 081, 559	82, 164	58, 081	83, 979
鉄 骨 造	0	3	1		48, 178	6, 082	42, 096		4, 424, 822	836, 410	3, 588, 412	91, 843	137, 522	85, 244
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	5	1, 614	0	1,614		61, 059	0	61,059	37, 831	0	37, 831
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	5	93	93			1,636	1,636		17, 591	17, 591	0
その他	0	6	1		, ,	0				0		0	0	0
計	0	7	1		246, 255	19, 309	226, 946		20, 406, 228	1, 623, 828	18, 782, 400	82, 866	84, 097	82, 762

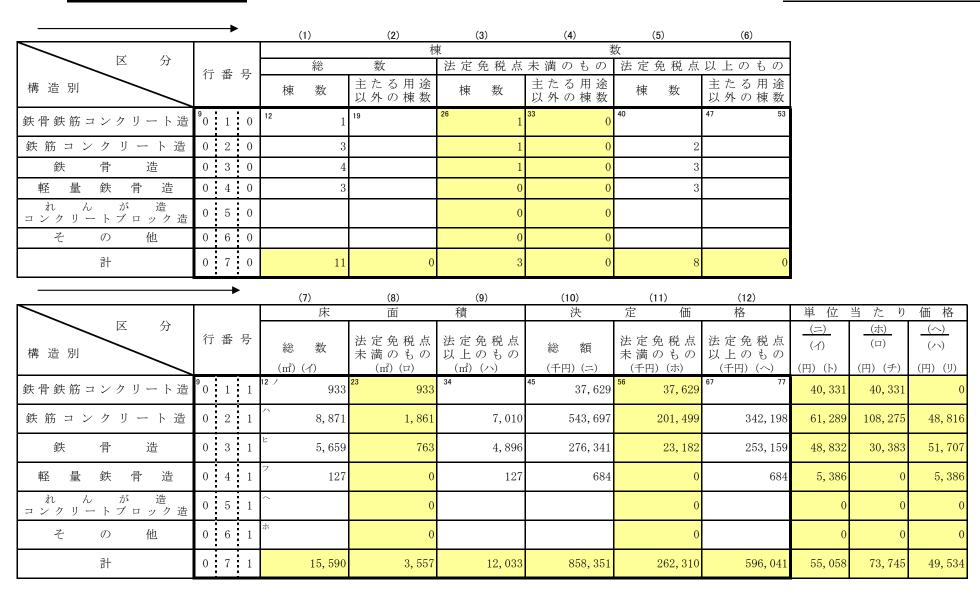
地	方公	共団	団体	コー	・ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	72	8

第28表 木造以外の家屋に関する調 (4)工場、倉庫、市場

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	_		
区分			植	1-		效				
	行番号	総	数	法定免税点		法定免税点				
構造別	·	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数			
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0 1 0	12 38	19 2	26	33	40 37	47 53 2			
鉄筋コンクリート造	0 2 0	1, 161	7	28	0	1, 133	7			
鉄 骨 造	0 3 0	2, 216	10	63	0	2, 153	10			
軽 量 鉄 骨 造	0 4 0	1, 716	1	154	0	1,562	1			
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0 5 0	591		70	0	521				
そ の 他	0 6 0			0	0					
# <u></u>	0 7 0	5, 722	20	316	0	5, 406	20			
	—	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
		床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
区 分 構造別	行番号	総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点以上のもの	総額	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	(<u>;</u>)	(<u></u>) (ロ)	<u>(へ)</u> (ハ)
		(m²) (≺)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0 1 1	12 ₹ 377, 542	4, 965	372, 577	19, 953, 338	⁵⁶ 353, 837	19, 599, 501	52, 851	71, 266	52, 605
鉄筋コンクリート造	0 2 1	597, 273	1, 399	595, 874	31, 666, 245	52, 027	31, 614, 218	53, 018	37, 189	53, 055
鉄 骨 造	0 3 1	2, 800, 018	66, 593	2, 733, 425	90, 331, 926	2, 157, 953	88, 173, 973	32, 261	32, 405	32, 258
軽 量 鉄 骨 造	0 4 1	= 145, 633	4, 984	140, 649	1, 476, 437	38, 480	1, 437, 957	10, 138	7, 721	10, 224
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0 5 1	9, 640	717	8, 923	150, 909	6, 749	144, 160	15, 654	9, 413	16, 156
その他	0 6 1	ネ	0			0		0	0	0
# <u></u>	0 7 1	3, 930, 106	78, 658	3, 851, 448	143, 578, 855	2, 609, 046	140, 969, 809	36, 533	33, 169	36, 602

地	方公	·共园	日体	コー	- F	表看	番号
1	4	2	1	2	3	72	8

第29表 木造以外の家屋に関する調 (5)その他



地	方公	:共5	団体	コー	- ド	表看	番号
1	4	2	1	2	3	73	8

第30表 木造以外の家屋に関する調 (6)合計

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
		(1)	柜			数 数	(0)			
区分	行番号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの			
構造別		棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数			
鉄骨鉄筋コンクリート造	90 1 0	259	19 24	26 8	33 0	251	47 53 24			
鉄筋コンクリート造	0 2 0	2, 790	30	65	0	2, 725	30			
鉄 骨 造	0 3 0	4, 558	48	124	1	4, 434	47			
軽 量 鉄 骨 造	0 4 0	9, 398	1	187	0	9, 211	1			
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0 5 0	607	0	70	0	537	0			
そ の 他	0 6 0	0	0	0	0	0	0			
計	0 7 0	17, 612	103	[#] 454	1	⁵ 17, 158	102			
	—	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	-		
		床	面	 積	決	定価	格	単 位	当たり	価 格
区 分 構造別	行番号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの (㎡)(ハ)	総 額 (千円) (二)	法定免税点 未満のもの (千円)(ホ)	法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	⁹ 0 1 1	1, 328, 232	23 18, 126	34	45	56	67 77		62, 491	74, 165
鉄筋コンクリート造	0 2 1	2, 541, 860	40, 777	2, 501, 083	156, 883, 928	2, 660, 972	154, 222, 956	61, 720	65, 257	61, 662
鉄 骨 造	0 3 1	4, 389, 904	109, 450	4, 280, 454	194, 640, 988	5, 322, 257	189, 318, 731	44, 338	48, 627	44, 229
軽 量 鉄 骨 造	0 4 1	1, 365, 928	10, 232	1, 355, 696	a 41, 124, 040	212, 081	40, 911, 959	30, 107	20, 727	30, 178
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0 5 1	11, 534	810	10, 724	b 196, 239	8, 385	187, 854	17, 014	10, 352	17, 517
その他	0 6 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		7	+ p	' /	Þ	チ	17			

地	方々	共	団体	コー	- ド	表看	番号
1	4	2	1	2	3	73	18

第31表 新増分家屋に関する調 (1)木造家屋

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	区分				棟	数	床 正	 積	再建築	費 評 点 数	決 定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価格
家屋	産の種類	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円)(ハ)	うち増築分	一 (ロ) (イ) (点)	<u>(ハ)</u> (イ) (円)
	専 用 住 宅	90	1	0	652	18 6	²⁴ ^a 68, 895	122	⁴¹ 6, 857, 789	9, 959	⁶⁰ 5, 760, 543	⁷⁰ 8, 365	99, 540	83, 613
	共同住宅・寄宿舎	0	2	0	34		b 10, 173		1, 062, 986		892, 908		104, 491	87, 772
新	併 用 住 宅	0	3	0	1		c 130		13, 596		11, 420		104, 585	87, 846
	ホテル・旅館・料亭	0	4	0			d						0	0
増	事務所・銀行・店舗	0	5	0	13	1	e 2, 162	12	184, 762	887	155, 200	745	85, 459	71, 785
	劇場・病院	0	6	0	1		f 224		19, 305		16, 216		86, 183	72, 393
分	工場・倉庫	0	7	0	8	1	g 282	7	14, 655	177	12, 287	149	51, 968	43, 571
	土 蔵	0	8	0			h						0	0
	附属家		9		5		i 331		18, 237		15, 319		55, 097	46, 281
	合 計	1	0	0	^j 714	k 8	82, 197	л 141	8, 171, 330	11, 023	6, 863, 893	9, 259	99, 412	83, 505

地力	7公:	共団	体コ	ード	表看	番号
1	4	2	1 2	2 3	73	28

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その1)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	/	区 分				棟	数	床	面 積	再建築	費評点数	決 定	価 格	単位当たり	単位当たり価
家屋の	種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(口)	うち増築分	総額 (千円)(ハ)	うち増築分	再建築費評点数 (口) (イ)	格 <u>(ハ)</u> (円) (イ)
	事	鉄骨鉄筋コンクリート造	θ	1	0	12	18	24 ア	33	41	51	60	70 79	0	0
	務所	鉄筋コンクリート造	0	2	0	2		ਤ96		48, 787		52, 807		123, 199	133, 351
	•	鉄 骨 造	0	3	0	8		^ウ 13, 313		1, 438, 606		1, 553, 774		108, 060	116, 711
	店舗	軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	8	1	I, 246	52	96, 817	3, 133	103, 744	3, 366	77, 702	83, 262
新	· 百	れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0			<i>i</i>						0	0
7191	貨	その他	0	6	0			カ						0	0
	店	計	0	7	0	18	1	14, 955	52	1, 584, 210	3, 133	1, 710, 325	3, 366	105, 932	114, 365
	住	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	. 8	0			+						0	0
	宅	鉄筋コンクリート造	0	9	0	3		⁷ 39, 211		5, 316, 958		4, 678, 923		135, 599	119, 327
		鉄 骨 造	1	0	0	7		^ケ 3, 169		360, 498		317, 238		113, 758	100, 107
増	ア	軽 量 鉄 骨 造			0	89		13, 031		1, 410, 141		1, 240, 924		108, 214	95, 229
	パ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	2	0			サ						0	0
	1	その他	1	3	0			シ						0	0
	<u>۲</u>	計	1	4	0	99	0	55, 411	0	7, 087, 597	0	6, 237, 085	0	127, 910	112, 560
	病	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	5	0			ス						0	0
分	院	鉄筋コンクリート造	1	6	0			セ						0	0
	•	鉄 骨 造	1	7	0	1		^y 4, 285		739, 609		794, 939		172, 604	185, 517
		軽 量 鉄 骨 造	1	8	0			Я						0	0
	ホテ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	9	0			チ						0	0
		その他	2	0	0			ツ						0	0
	ル	計	2	1	0	1	0	4, 285	0	739, 609	0	794, 939	0	172, 604	185, 517

地	方公	- ド	表看	番号			
1	4	2	1	2	3	73	28

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その2)

		—				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
		区 分				棟	数	床 正	 積	再建築費	費 評 点 数	決 定	価 格	単位当たり	単位当たり価 格
家屋∉	種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	(111) ()	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円)(ハ)	うち増築分	再建築費評点数 (口) (イ)	恰 <u>(ハ)</u> (円) (イ)
	エ	鉄骨鉄筋コンクリート造	⁹ 2	2	0	12	18	24 テ	33	41	51	60	70 79	0	0
	場	鉄筋コンクリート造	2	3	0	1		10		668		656		66, 800	65, 600
	•	鉄 骨 造	2	4	0	12		⁺ 18, 777		1, 450, 788		1, 559, 322		77, 264	83, 044
新	倉庫	軽 量 鉄 骨 造	2	5	0	41		= 1, 520		60, 327		63, 309		39, 689	41,651
	严	れ ん が 造 コンクリートブロック造	2	6	0			ヌ						0	0
	市	その他	2	7	0			ネ						0	0
増	場	計	2	8	0	54	0	20, 307	0	1, 511, 783	0	1, 623, 287	0	74, 446	79, 937
增		鉄骨鉄筋コンクリート造	2	9	0)						0	0
	そ	鉄筋コンクリート造	3	0	0			Л						0	0
		鉄 骨 造	3	1	0			ዸ						0	0
分	の	軽 量 鉄 骨 造	3	2	0			フ						0	0
		れ ん が 造 コンクリートブロック造	3	3	0			<						0	0
	他	その他			0			赤						0	0
		計	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合 計	3	6	0	e 172	g 1	94, 958	52	10, 923, 199	3, 133	10, 365, 636	3, 366	115, 032	109, 160

地	方公	·共园	日体	コー	- ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	73	3

第33表 減少分家屋に関する調 (1)木造家屋

		(1)	(2)	(3)	
区分	4	棟数	床 面 積	決定価格	単位当たり価格
家屋の種類	行番号	総数	総 数 (m³) (イ)	総 額 (千円) (ロ)	<u>(ロ)</u> (イ) (円)
専 用 住 宅	⁹ 0 1 0	385	19	28	16, 239
共 同 住 宅 · 寄 宿 舎	0 2 0	38 24	4, 720	69, 655	14, 757
併 用 住 宅	0 3 0	12 17	1, 758	21, 759	12, 377
ホテル・旅館・料亭	0 4 0	2	⁴⁵ 562	54 63 10, 933	19, 454
事務所・銀行・店舗	0 5 0	12	1, 526	46, 448	30, 438
劇 場 ・ 病 院	0 6 0	38	45	54 63	0
工場・倉庫	0 7 0	12 4	426		2, 650
土 蔵	0 8 0	1	45 48	54 63 17	354
附 属 家	0 9 0	110			3, 608
合 計	1 0 0	557	48, 338	⁶³ 736, 711	15, 241

地	方公	·共E	団体	コー	- ド	表看	番号
1	4	2	1	2	3	73	4

第34表 減少分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋

		(1)	(2)	(3)	
区分	<i>在</i> 亚口	棟数	床 面 積	決定価格	単位当たり価格
家屋の種類	行番号	総数	総 数 (㎡) (イ)	総 額 (千円) (ロ)	(口) (円)
事務所・店舗・百貨店	⁹ 0 1 0	30	11, 602	532, 630	45, 908
住宅・アパート	0 2 0	38 43	16, 663	⁵⁴ 649, 935	39, 005
病院・ホテル	0 3 0	12 1	19 224	4, 667	20, 835
工場・倉庫・市場	0 4 0	38 60	10, 690	⁵⁴ 147, 142	13, 764
そ の 他	0 5 0	12	19	28	0
合 計	0 6 0	38 134	⁴⁵ 39, 179	54 1, 334, 374	34, 058

地	方公	:共団	体	コー	ド	表看	番号
1	4	2	1	2	3	3	5

第35表 課税標準額等に関する調 (その1)

		→			(1)	(2)	(3)
						課 税 標	準 (A)
		区 分	44. 64 表	公巫 1	, 大	の 特 例	率 (B)
		区 分	特例學	行 番 号	法定免税点以上のもの	(わがま	:ち特例)
					(千円)	(A)	(B)
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		0:1:0	12 7 640, 308, 249		
課		第9項(日本放送協会)	1/2	0 2 0	23 33		
	法	第10項(日本原子力研究開発機構)	1/3	0 3 0			
税	1- 空		2/3		23 33		
176		第 11 項(登録有形文化財等)	$\frac{1/2}{1/3}$	0 5 0	12 111 23 33		
Land	三	第 15 項 (宇宙航空研究開発機構)	$\frac{1}{3}$	0 7 0	12		
標		Me co et / VE VA TIT PP BB 70 AN LIB V	1/3		23 33		
	よ四	第16項(海洋研究開発機構)	2/3	0 9 0	12		
準	+1	第17項(水資源機構)	1/2		23 33		
	76		3/4		12		
の	る条	第18項(特定地方交通線) 第20項(科学技術振興機構)	$\frac{1/4}{1/2}$	1 2 0 1 3 0	23 33		
		第20項(科子技術派與機構) 第22項(新関西国際空港株式会社)	1/2	1 4 0	23 33		
特	0)	第23項(信用協同組合等)	3/5	1 5 0	12 2, 449, 391		
村	4. =	第25項(中部国際空港)	1/2	1 6 0	23 33		
	0 —	第27項(家庭的保育事業)	_	1 7 0	12 661	1	3
例	0)	第28項(居宅訪問型保育事業)	_		23 33	1	3
		第29項(事業所內保育事業)	- 1/0	1 9 0	12	1	3
に	の規	第30項(認定生活困窮者就労訓練事業)	$\frac{1/2}{1/3}$	_ , ,	23 33		
	定	第32項(量子科学技術研究開発機構)	$\frac{1}{3}$		23 33		
ょ	Æ	第33項(世界遺産)	1/3	2 3 0	12		
5	法	第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	1/2		23 33	-	-
	附	第 4 項(心身障害者多数雇用事業所)	5/6		12		
り	則	第10項(並行在来線の譲受資産)	1/2	2 6 0	23 33		
	第	第15項 (PFIによる公共施設等の整備等) (都市利便施設 (都市再生緊急整備地域))	1/2	2 7 0	12 23 33	1	2
減	217	第16項 (制印刊使施設 (制印刊生業总整備地域)) (特定都市再生緊急整備地域))	_	2 9 0	12	1	2
	_	第17項(都市鉄道施設)	2/3		23 33		
額	五.		1/2	3 1 0	12		
11,5	条	第18項(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	3/5	3 2 0	23 33		
1,_	0)	第19項(鉄道事業再構築事業)	1/4	3 3 0	12		
に	規	第21項(公益法人の所有する能楽堂)	1/2	-	23 33		
	定	第22項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等(国際戦略港湾)) (特定国際拠点港湾))	$\frac{1/2}{2/3}$	3 5 0 3 6 0	12 23 33	_	_
な	に	(海波は災地域べくり洗の投党渡難塩乳)	2/3 -	3 7 0	12	_	_
1	ょ	第24項 (津波防災地域づくり法の協定避難施設)	_		23 33	-	_
る	る	第26項(駅のバリアフリー化施設)	2/3	3 9 0	12		
	ŧ	第29項(特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	2/3		23 33		
	D	第34項(特定事業所內保育施設)	_	4 1 1 0	12	1	3

地	方公	・ド	表看	昏号			
1	4	2	1	2	3	3	6

第36表 課税標準額等に関する調(その2)

 都道府県名
 神奈川県

 市町村名
 厚木市

						(a)
					(1)	(2) (3)
						課 税 標 準 <u>(A</u>
		41. 44. 44		_	No. 1. As and I am I am I	の 特 例 率 (E
	区 分	特例率	行 番	号	法定免税点以上のもの	(わがまち特例)
					(千円)	
			9		(11)	(A) (B)
課法附則第一五条の	カ 二 第 2 項 (JR北海道・四国に係る特例)※法附則第15条の3の適用のないもの	1/2	0 • 1	• 0	12	
**************************************	□ 第1項(旅客会社等に係る承継特例)	3/5	0 : 2	. 0	23 33	
法附則第一五条の	^{// 三} // // // // // // // // // // // // /	3/10	0 3	. 0	12	
8 四七年附則第月		1/2	0 ! 4		23 33	
税昭六一年附則第3		1/4	0 5		12	
平成三年附則第月		1/3	0 6		23 33	
1 /24 = 1 112 /22 /10 /	第 3 項(都市基盤整備公団)	1/3	0 : 7		12	
+===		1/3	0 8		23 33	
標	第 5 項 (農業·生物系特定産業技術研究機構)	1/6	0 9		12	
	1 (日本電気計器検定所)	1/6	1:0		23 33	
平成七年附則第7	六条 / (日本消防検定協会)	1/6	1 1	0	12	
準	" (小型船舶検査機構)	1/6	1 2			
"	" (軽自動車検査協会)	1/6	$\frac{1}{1}, \frac{2}{3}$			
	第8項(関西文化学術研究都市の文化学術研究施設)	1/0	$\frac{1}{1} \cdot \frac{3}{4}$		23 33	
<u> </u>	第5項(知古其般較借公田)	1/2	1 5		12	
の平成十年附則第7	六条 第 9 項(都印基監整順公団) 第 9 項(指定法人等の大規模外貿埠頭)	1/2	1 6		23 33	
	第 9 項 (相定依八寺の人院僕外貝埠頭)					
平成十三年附則第		1/6	1 7		00	
Arte	第9項(日本電気計器検定所)	1/3	1 8		23 33	
特	// (日本消防検定協会)	1/3	1 9		12	
平成十五年附則第十		1/3	2 0		23 33	
	<u>"</u> (軽自動車検査協会)	1/3	2 1		12	
例	第11項(高圧ガス保安協会)	1/3	2 2		23 33	
平成十七年附則第一	七条 第9項 (社会保険診療報酬支払基金)	1/6	2:3		12	
	弟 10 頃(自動車女生連転センター)	1/6	2 • 4		23 33	
平成十九年附則第二		1/2	2 : 5			
に	第4項(日本電気計器検定所)	1/2	2 6		23 33	
平成二十年附則第一	_{十.条} " (日本消防検定協会)	1/2	2:7		12	
一 从 二 1 一 的 税 新	' * " (小型船舶検査機構)	1/2	2 8		23 33	
1-	" (軽自動車検査協会)	1/2	2:9	. 0	12	
マ成二十二年附則第十	第19項(PFI公共荷さばき施設等)	1/2	3 : 0	0	23 33	
十成二十二十門 別 新 1	* 第 20 項 (PFI 一般廃棄物処理施設)	1/2	3 : 1		12	
	第 2 項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	4/5	3 • 2	• 0	23 33	
Ŋ	第 3 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	2/3	3 : 3	. 0	12	
平成二十三年附則第	七条 第6項(社会保険診療報酬支払基金)	1/3	3 4	. 0	23 33	
	第7項(自動車安全運転センター)	1/3	3 5	: 0	12	
× 6	第 8 項 (郵便貯金·簡易生命保険管理機構)	1/2	3 6	0	23 33	
減	第25項 (スーパー中枢港湾)	1/2	3 7			
# 4 - 1 + F W B # 1	第7項 (フーパー中収渉)	1/2	3 ! 8			
平成二十六年附則第十	- 二条 第 8 項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	1/2	3 9		12	
額	第3項(倉庫等)	1/2	4 0		23 33	
平成二十八年附則第十		4/5	4 1		12	
	第17項(東日本大震災により滅失又は損壊した特定地方交通線の代替家屋)	1/4	4 2			
平成二十九年附則第十		1/ T	4 3		12	
ア成三十年附則第二		_	4 4			
T 从 — I T 的 的 为 —		5/6	4 4			
平成三十一年附則第十		-, -				
· [第7項(総合効率化に資する倉庫等)	1/2	4 6		23 33	
な	第 11 項(PFI国立大学の校舎)	1/2	4 7		12	
令和二年附則第十	四条 第13項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等(国際戦略港湾))	1/2	4 8	0	23 33	
	^{第 13 項} (特定国際拠点港湾))	2/3	4 9	0	12	
Z	第17項 (認定誘導事業)	-	5 0		23 33	
る 令和三年附則第十		2/3	5 1		12	
16 16 1 kn 30 30 1	. 71. 71. (41.)					
	計 (B)		5 ; 2		12 2, 450, 163	l
額	課 税 標 準 額 (A)-(B)		5 3	0	23 F 637, 858, 086 33	
501					,, 000	ı

地	方公	表番号					
1	4	2	1	2	3	3	7 8

第37表 軽減税額等に関する調(その1)

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

							(1)		(2)	(3)		(4)	(5)
								総		**************************************	汝		減額	(A)
	区		分	減額 割合	行:	番 号	個	数		面積(㎡)	軽減税	額	割 合 (わがま (A)	(B) ち特例) (B)
法 第 352 条 の 3	第1項	震災等代替家屋等		1/2	9()	1 : 0	12		21		31	40		42 44
	第1項			1/2		2 0		1,930		175, 516	95	236	_	
法附則第15条の6	第2項	新築住宅(中高層耐	·火建築物)	1/2		3 0		1, 372		91,770		606	_	
进程即签1F及の7	第1項	認定長期優良住宅		1/2	0	4 0		1,027		109, 102	60.	920	_	
法附則第15条の7	第2項	認定長期優良住宅((中高層耐火建築物)	1/2	0	5 0		29		3, 311	1.	778		
			第1種 住宅(居住部分)	2/3	0	6 : 0								
			第1種 住宅(非居住部分)	1/4	0	7 0						_		
	第1百	市街地再開発事業	第1種 住宅以外	1/4	0	8 0						_		
	免1点	印街地世洲光尹未	第2種 住宅(居住部分)	2/3	0	9 0						_		
			第2種 住宅(非居住部分)	1/3	1	0 0						_		
			第2種 住宅以外	1/3	1 :	1 : 0								
法附則第15条の8	第2項	サービス付き高齢者		-		2 0		218		9,090	7	303	2	3
			住宅(居住部分)	2/3	1:	3 : 0								
	第3項	防災街区整備事業	住宅(非居住部分)	1/3		4 0								
			住宅以外	1/3	1:	5 ; 0								
		高規格堤防	住宅(特定居住用部分)	2/3		6 0								
	第4項	整備事業	住宅(非特定居住用部分)	1/3		7 ; 0								
			住宅以外	1/3		8 0						_		
	第1項	101/2012 (120 0)		1/2	_	9 0		4		376		42		
	710 - 71		区分所有以外)	1/3	_	0 0		4		294		24		
法附則第15条の9			区分所有)	1/3	_	1 0						_		
	第9項		有以外)	1/3		2 : 0						_		
		省エネ改修(区分所		1/3		3 0								
	第1項	TO TO TO TO TO TO TO TO	優良住宅化)	2/3		4 : 0						_		
	第1項		認定長期優良住宅化:1年目)	2/3		5 0						_		
法附則第15条の9の2	第1項		認定長期優良住宅化:2年目)	1/2	_	6 : 0						_		
	第4項		「以外・認定長期優良住宅化)	2/3		7 0								
N	第5項		有・認定長期優良住宅化)	2/3		8 0						_		
法附則第15条の10	第1項	耐震改修(住宅以外		1/2		9 0						_		
法附則第15条の11	第1項	改修実演芸術公演施		1/3		0 0								
			被災代替家屋	1/2		1 0						_		
平成30年附則第20条	第8項	特定市街化区域農地	の貸冢住宅	1/2	_	2 0		2		105		53		
^	7.1					3 0		4, 586		389, 564	230			
合	計		うち個人		_	4 0		3, 992		353, 432	205			
5) 1/2/14		伤D (4)(5) 」 ファ ヘ) ハコ	うち法人			5 : 0		594	空して	36, 132		, 801		

※「減額割合(わがまち特例)(4)(5)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(3)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	地方公共団体コード									
1	4	2	1	2	3	3	7			

第37表 軽減税額等に関する調(その2)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

						(6)		(7)		(8)		(9)		(10)	((11)
			減額	/		令和 3	年度に	新たに	工軽減対象	見とな	こったもの	令 和	3 年度	で軽源	成期間の 🤊	終了す	るもの
	区	分	割合	行 番	号	個	数	床	面積(㎡)	軽	減税額	個	数	床	面積(㎡)	軽減	就 税 額 ^{FR)}
	第1項 震災等代替家屋等		1/2	⁹ 0 1		12		21		31		40		49		59	67
法附則第15条の6	第1項 新築住宅		1/2	0:2	1	ア	631	1	57, 555	ウ	33, 450		636		56, 549		28, 571
仏門 別 第 10 未 の 0	第2項 新築住宅(中高層而	付火建築物)	1/2	0 3	1	工	593	才	43, 249	カ	34, 947		150		8, 538		4, 991
法附則第15条の7	第1項 認定長期優良住宅		1/2	0 : 4			209		22, 137		13, 873		194		21,000		10, 619
位前 射 第 10 未 0 1	第2項 認定長期優良住宅		1/2	0 5			8		865		545		6	i	711		333
		第1種 住宅(居住部分)	2/3	0:6	1												
		第1種 住宅(非居住部分)	1/4	0 7													
	第1項 市街地再開発事業	第1種 住宅以外	1/4	0:8	1												
	第 1 次 印 因 地 台 册 光 争 未	第2種 住宅(居住部分)	2/3	0 9	1												
		第2種 住宅(非居住部分)	1/3	1 : 0	1												
		第2種 住宅以外	1/3	1 1	1												
法附則第15条の8	第2項 サービス付き高齢者	前付住宅	-	1 2	1								218		9,090		7, 303
		住宅(居住部分)	2/3	1 3	1												
	第3項 防災街区整備事業	住宅(非居住部分)	1/3	1 4	1												
		住宅以外	1/3	1 5	1												
	之	住宅(特定居住用部分)	2/3	1 6	1												
	第4項 高規格堤防 整備事業	住宅(非特定居住用部分)	1/3	1 7	1												
	登佣爭兼	住宅以外	1/3	1 8	1												
	第1項 耐震改修(住宅)	1	1/2	1 9			4		376		42		4		376		42
		(区分所有以外)	1/3	2 0	1		4		294		24		4		294		24
法附則第15条の9		(区分所有)	1/3	2 1													
12.113.713.214 == 214 · · ·	21. 2. 2. 2.12	所有以外)	1/3	2 2													
	第10項 省工ネ改修(区分所		1/3	2 3													
	21. 2	明優良住宅化)	2/3	2 4													
	第1項 耐震改修 (通行障害・	認定長期優良住宅化:1年目)	2/3	2 5													
法附則第15条の9の2	21.	認定長期優良住宅化:2年目)	1/2	2 6				_									
TO INTO INTERPRETATION OF THE		有以外・認定長期優良住宅化)	2/3	2 7													
	第5項 省工ネ改修(区分所		2/3	2 8													
法附則第15条の10			1/2	2 9						1				1			
10 1114 214 210	第1項 改修実演芸術公演施	1.7	1/3	3 0		 											
10 - 1114 > 14 > 1	第10項 平成28年熊本地震	被災代替家屋	1/2	3 1													
10 . 1 14 / 14 / 1	21. 21. 1771 1700 1 -201		1/2	3 2					_								
1 1-7000 1 LII V3 N170 V	77 · X 的心中的旧色效应处	2.7 尺小上 L	1/2	3 3	_		1, 449		124, 476		82, 881		1, 212		96, 558		51, 883
合	計	う ち 個 人		3 4			1, 211		106, 138		70, 044		1, 020		87, 805		44, 789
	н	うち法人		3 5			238		18, 338		12, 837		192		8, 753		7, 094
		7 9 14 A		0.0			200		10,000		12,001		102		0, 100		1,001

地	方公	· ド	表看	昏号			
1	4	2	1	2	3	73	8

第38表 建築年次区分による家屋に関する調

	_			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
				木 造	家 屋	木造以外	トの家屋	Ī	+	単 位	当たり	価 格
建 築 年 次	行	番	号	床 面 積 (㎡)(イ)	決 定 価 格 (千円) (ロ)	床面積(㎡)(ハ)	決定価格	床 面 積 (㎡)(ホ)	決 定 価 格 (千円) (〜)	<u>(ロ)</u> (イ) (円)	<u>(二)</u> (ハ) (円)	<u>(へ)</u> (ホ) (円)
昭和38年1月1日以前	90	1	0	171, 367	²³ 465, 049		⁴⁵ 930, 001	⁵⁶ 252, 244	67 1, 395, 050	2, 714	11, 499	5, 531
昭和38年1月2日~昭和41年1月1日	0	2	0	57, 232	360, 121	94, 595	1, 447, 196	151, 827	1, 807, 317	6, 292	15, 299	11, 904
昭和41年1月2日~昭和44年1月1日	0	3	0	81, 480	797, 036	161, 031	2, 474, 315	242, 511	3, 271, 351	9, 782	15, 365	13, 489
昭和44年1月2日~昭和47年1月1日	0	4	0	154, 424	2, 192, 041	299, 566	4, 399, 582	453, 990	6, 591, 623	14, 195	14, 687	14, 519
昭和47年1月2日~昭和50年1月1日	0	5	0	166, 737	2, 570, 183	337, 457	5, 423, 013	504, 194	7, 993, 196	15, 415	16, 070	15, 853
昭和50年1月2日~昭和53年1月1日	0	6	0	219, 771	3, 428, 221	330, 848	7, 528, 768	550, 619	10, 956, 989	15, 599	22, 756	19, 899
昭和53年1月2日~昭和56年1月1日	0	7	0	409, 034	6, 702, 316	380, 263	10, 479, 484	789, 297	17, 181, 800	16, 386	27, 559	21, 768
昭和56年1月2日~昭和59年1月1日	0	8	0	321, 176	5, 339, 034	899, 196	32, 402, 937	1, 220, 372	37, 741, 971	16, 623	36, 035	30, 927
昭和59年1月2日~昭和62年1月1日	0	9	0	316, 934	5, 115, 388	591, 612	21, 422, 699	908, 546	26, 538, 087	16, 140	36, 211	29, 209
昭和62年1月2日~平成2年1月1日	1	0	0	357, 396	5, 889, 646	846, 273	37, 297, 889	1, 203, 669	43, 187, 535	16, 479	44, 073	35, 880
平成2年1月2日~平成5年1月1日	1	1	0	336, 841	5, 757, 726	968, 431	52, 519, 285	1, 305, 272	58, 277, 011	17, 093	54, 231	44, 647
平成5年1月2日~平成8年1月1日	1	2	0	365, 245	6, 354, 239	867, 376	52, 300, 757	1, 232, 621	58, 654, 996	17, 397	60, 298	47, 586
平成8年1月2日~平成11年1月1日	1	3	0	387, 375	6, 955, 654	589, 832	30, 979, 592	977, 207	37, 935, 246	17, 956	52, 523	38, 820
平成11年1月2日~平成14年1月1日	1	4	0	387, 766	8, 157, 119	530, 948	29, 957, 078	918, 714	38, 114, 197	21, 036	56, 422	41, 486
平成14年1月2日~平成17年1月1日	1	5	0	379, 107	11, 997, 402	340, 056	18, 699, 970	719, 163	30, 697, 372	31, 646	54, 991	42, 685
平成17年1月2日~平成20年1月1日	1	6	0	382, 106	15, 260, 541	758, 164	55, 783, 390	1, 140, 270	71, 043, 931	39, 938	73, 577	62, 304
平成20年1月2日~平成23年1月1日	1	7	0	261, 749	12, 653, 426	351, 195	26, 544, 368	612, 944	39, 197, 794	48, 342	75, 583	63, 950
平成23年1月2日~平成26年1月1日	1	8	0	301, 512	16, 921, 414	414, 838	29, 052, 469	716, 350	45, 973, 883	56, 122	70, 033	64, 178
平成26年1月2日~平成29年1月1日	1	9	0	262, 731	16, 886, 270	286, 938	25, 279, 165	549, 669	42, 165, 435	64, 272	88, 100	76, 711
平成29年1月2日~令和2年1月1日	2	0	0	252, 015	18, 338, 594	413, 004	35, 854, 731	665, 019	54, 193, 325	72, 768	86, 814	81, 491
令和2年1月2日~令和3年1月1日 (新増分)	2	1	0	* 82, 197	6, 863, 893	94, 958	¹ 10, 365, 636	177, 155	17, 229, 529	83, 505	109, 160	97, 257
合計(令和3年度総評価額等)	2	2	0	[±] 5, 654, 195	[‡] 159, 005, 313	9, 637, 458	⁹ 491, 142, 325	15, 291, 653	650, 147, 638	28, 122	50, 962	42, 517

地方	i 公卦	共団体	コー	- ド	表看	昏号
1	4	2 1	2	3	73	9

第39表 家屋の変動に関する調

	-			(1)	(2)	(3)	(4)		
				木 造	家屋	木 造 以 タ	外の家屋		
摘 要	行	番	号	床 面 積	決 定 価 格 (千円)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)		
令和2年度の概要調書(修正前) (1)	90	1	0	5, 619, 464	164, 994, 820	9, 582, 686	495, 019, 368		
和 2 H31. 1. 1以前の減少分、 (2) そ の 他 の 捕 捉 誤 り	0	2	0	568	6, 578	86	85, 998		
年 H31. 1. 1以前の新築分及び (3) 増 築 分 の 捕 捉 漏 れ (3)	0	3	0	588	3, 719	665	10, 601		
要 減 少 分 の 捕 捉 誤 り (4)	0	4	0	528	9, 640	2, 068	185, 518		
	0	5	0		136	24	86		
修 正 の 新築公及が増築公の抽提漏れ	0	6	0			315	25, 857		
令和2年度の概要調書(修正後) (1) - (2) + (3) - (4) + (5) + (6) (7)	0	7	0	5, 618, 950	164, 982, 457	9, 581, 536	494, 784, 396		
減 少 分 家 屋 (8)	0	8	0	48, 338	736, 711	39, 179	1, 334, 374		
減 価 分 家 屋 (9)	0	9	0	2, 453, 134	12, 121, 466	5, 340, 139	12, 678, 660		
不均衡是正による増減額等 (10)	1	0	0	()	()			
改 築 分 等 家 屋 (11)	1	1	0						
課税·非課税変更分家屋 (12)	1	2	0	1, 380			·		
在 来 分 家 屋 (13)	1	3	0	(7) – (8) + (12) 5, 571, 998	(7)-(8)-(9)+(10)+(11)+(12) 152, 141, 420	(7) - (8) + (12) 9, 542, 500	(7)-(8)-(9)+(10)+(11)+(12) 480, 776, 689		
新 築 分 家 屋 (14)	1	4	0	82, 056	6, 854, 634	94, 906	10, 362, 270		
增 築 分 家 屋 (15)	1	5	0	14:	9, 259	52	3, 366		
令和3年度の決定価格等 (16) (13) + (14) + (15)	1	6	0	5, 654, 199	159, 005, 313	9, 637, 458	491, 142, 325		

地	方公	·共园	日体	ニコー	- ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	⁷ 4	8

第40表 法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の 床面積区分に関する調 (令和3年度に新たに軽減の対象となったものについて)

	_																						
					(1))		(2)	(3)	N/c	(4			5)	(6)		(7		, .	(8)	1	(9))
区	分	行	一番	무	50 (貸家の	m ¹ り 用に供る	し 上される	個 100 場合は40 m	m [*] 以 「以上100 m [*] 」	当 下 以下)	100	た m²		20 mi	,	床 下	120	m²	面 超	140	程 m²	· 以	下
<u> </u>	,,	1.7	#	<i>,</i> ,	個	数個	ı	面積(㎡)	軽減税		個	数個	床。	面 積 (㎡)	軽減和	発 領 (チ円)	個	数個	床	面利	責 (㎡)	軽 減	税額
第1項・	3年間適用	90	1	0	12	372	17	29, 421	25	7, 351	33	211	38	22, 374	46	12, 795	54	29	59	3,	679	7	1,972
第2項・	5年間適用	0	2	0		583		42, 067	34	4, 058		3		342		285		4			523		378
合	計	0	3	0		955		71, 488	5.	1, 409		214		22, 716	-	13, 080		33		4,	202		2, 350
	→				(10))		(11)	(12)		(1:			4)	(15)		(16			(17)			8)
						1		個		当		た	-	Ŋ)	床	₹	Ī	面		積		
区	分	行	* 番	号	140	m²	超	160 m ²	以	下	160	m²		00 m	i 以	下	200	m²	超	240	m²	以	下
					個	数 (個)		面積(㎡)	軽 減 税	. 額 (千円)	個	数 (個)	床	面 積 (㎡)	軽減和	说 額 _(手円)	個	数 (個)	床	面利	i (m²)	軽 減	(千円)
第1項·	3年間適用	9 0	1	1	12	14	17	2, 064	25	966	33	4	38	686	46	294	54	1	59		227	7	74 72
第2項・	5年間適用	0	2	1		1		142		74		1		187		83							
合	計	0	3	1		15		2, 206		1,040		5		873		377		1			227		72
	_				(19			(20)	(21)		(22	2)	(2	:3)	(24))							
					1 1	個 当	た	り 万	下 面 🦻	積			=	· I.									
区	分	行	番	号	240	m²	超	280 m ²	以	下			F	†	T								
					個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽 減 税	類 (千円)	個	数 (個)	床	面 積 (m²)	軽減和	说 額 (千円)							
第1項・	3年間適用	90	1	2	12		17		25		33 T	631	38	58, 451	46 ウ ;	33,450							
第2項・	5年間適用	0	2	2		1		244		69	王	593		43, 505	д	34, 947							
合	計	0	3	2		1		244		69		1, 224		101, 956	(68, 397							

地	方公	:共団	体	コー	- ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	⁷ 4	8 1

第41表 法附則第15条の6及び第15条の7の減額適用を 受けなかった住宅の個数に関する調 (令和3年度に新たに課税の対象となったものについて)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

		→ (1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		A 床	面 積 要	件を満	たさな	い住宅
区分	行番号	50 m ² (貸家の 場合40 m ²) 未 満(個)	280 m 超 300 m 以下 (個)	300 ㎡ 超 320 ㎡ 以 下 (個)	320 m² 超 (個)	計 (個)
第 1 項	90 1 0	12 155	(10-17	22	27	32 36 155
第 2 項	0 2 0	70				70
合 計	0 3 0	225	0	0	0	225

					→	(6)			(7)			(8)		(9)			(10)		(1	1)	(12)		(13)	
						В	居	住	割	合	が	1/2	未	満	Ø	併	用	住	宅	等	A・Bの 額の適)要件を満 用 を 受 (たさな ナなヵ	いた	めに減 こ住宅
	区		分	行 番 号				う	ち	`	床	面 積	要	件を	と 満	また た	さ	な	い住	宅					
						計	(個)	50 m² (40 m²)	貸家の 未満	場合 (個)		超 300 m 下 _{(個}		00 ㎡超3 以	320 ㎡ 下 _(個)		m²	超 (個)	小	計 (個)	個	数	床	面	積 (㎡)
第	j	1	項	90 1 1	12			17			22		27			32			37	0	42	155	47		4, 753
第	j	2	項	0 2 1																0		70			2, 503
	合		計	0 3 1			0			0			0		0			0		0		225			7, 256

地	方公	共同	日体	コー	- F	表看	番号
1	4	2	1	2	3	⁷ 4	28

第42表 法附則第15条の7第1項及び第2項による軽減税額等の 床面積区分に関する調 (令和3年度に新たに軽減の対象となったものについて)

	_										
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
			1	個	当	た	<u>-</u> 9	ý.	Ē I	面	積
区	分	行番号	50 ㎡ り (貸家の用に供	レ 上 100 r される場合は40㎡	㎡ 以 下 以上100㎡以下)	100 m²	超 120 m	以下	120 m²	超 140 m	说 下
			個数	床面積(㎡)	軽減税額	個数(個)	床面積	軽減税額	個数	床面積(㎡)	軽減税額
第1項·	5年間適用	⁹ 0 1 0	12 69	6, 291	4, 046	33 82	³⁸ 8, 886	5, 495	35	⁵⁹ 4, 523	2, 607
第2項·	7年間適用	0 2 0	2	149	102	2	236	161	1	128	69
合	計	0 3 0	71	6, 440	4, 148	84	9, 122	5, 656	36	4, 651	2, 676
			(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
			1	個	当						債
区	分	行番号	140 m²	超 160 m²	以下	160 m²	超 200 m	以下	200 m²	超 240 m	以 下
			個数(個)	床面積(㎡)	軽減税額	個数(個)	床面積(㎡)	軽減税額	個数(個)	床面積(㎡)	軽減税額
第1項·	5年間適用	9 0 1 1	9	1, 336	25 686	33 11	1, 914	827	54 2	435	67 74 140
第2項・	7年間適用	0 2 1	2	304	141	1	163	72			
合	計	0 3 1	11	1, 640	827	12	2,077	899	2	435	140
			(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)			
			1 個 当			(22)		(21)			
区	分	行番号	240 m²	超 280 m²	以下		計				
	24	1, m	個数	床面積(㎡)	軽減税額	個数(個)	床面積(㎡)	軽減税額			
第1項·	5年間適用	⁹ 0 1 2		17 257	25 72	22	38	46 13, 873			
第2項・	7年間適用	0 2 2				8	980	545			
合	計	0 3 2	1	257	72	217	24, 622	14, 418			

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	番号
1	4	2	1	2	3	⁷ 4	3

第43表 新築住宅に関する調

		•						(1)		(2)			(3)	(4)			
		区分		行	番	号		棟 数	ſ	主 居	数		床面積(㎡)	決定価	格 (手円)	床面積住居数	決定価格 床面積(円)
木	一戸	専 用 住 宅	(1)	9 0	1	0	12	646	18		660		68, 720	³² 5, 74	7, 514	104	83, 637
造	建	併 用 住 宅	(2)	0	2	0	42	1	48		1	54	108	62	9, 5 <u>7</u> 2	108	88, 167
家		共 同 住 宅 · 寄 宿 舎	(3)	0	3	0	12	34	18		249	24	10, 139	32 889	9, 793	41	87, 759
屋	111111	計 (1) + (2) + (3)	(4)	9 0	4	0	42	681	48		910	54	78, 967	6, 64	6, 829	87	84, 172
		鉄骨鉄筋コンクリート造	(5)	0	5	0	12		18			24		32		0	0
木		鉄筋コンクリート造	(6)	9 0	6	0	42	1	48		500	54	37, 634	4, 492	2, 248	75	119, 367
	戸	鉄 骨 造	(7)	0	7	0	12	4	18		4	24	670	³² 58	8,030	168	86, 612
造	建	軽 量 鉄 骨 造	(8)	9 0	8	0	42	74	48		74	54	8, 056	62 75	1,559	109	93, 292
坦	住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(9)	0	9	0	12		18			24		32		0	0
以	空	その他	(10)	⁹ 1	0	0	42		48			54		62	71	0	0
	1	小計 (5) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10)	(11)	1	1	0	12	79	18		578	24	46, 360	³² 5, 30	1,837	80	114, 362
М		鉄骨鉄筋コンクリート造	(12)	9 1	2	0	42		48			54		62	71	0	0
外	共	鉄筋コンクリート造	(13)	1	3	0	12	2	18		29		1,530	180	0, 995	53	118, 297
0	同	鉄 骨 造	(14)	9 1	4	U	42	3	48		57	54	2, 440	62 25:	$1,65^{1}$	43	103, 136
0)		軽 量 鉄 骨 造	(15)	1	5	0	12	15			102		4, 602	³² 45	4, 062	45	98, 666
家	住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(16)	⁹ 1	6	0	42		48			54		62	71	0	0
*	宅	その他	(17)	1	7	0	12		18			24		32		0	0
		小計 (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17)	(18)	⁹ 1	8	0	42	20	48		188		8, 572	880	6, 789	46	103, 442
屋		寄 宿 舎	(19)	1	9	0	12		18			24		32		0	0
	ii p	† (11) + (18) + (19)	(20)	9 2	0	0	42	99	48		766			6, 18	8, 5 4 6	72	112, 658
	合	計 (4) + (20)	(21)	2	1	0	12	780	18		1,676	24	133, 899	12, 83	5, 375	80	95, 859

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	4	4

第44表 法附則第56条の規定による軽減税額等に関する調(その1)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

	—							(1)		(2)		(3)	(4)	(5)	(6)
									総		紫	数	令和3年度に	新たに軽減の対	象となったもの
	区 分			行	行 番		個	数		床 面	積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	\mathcal{D} $1/2$			0			19			28	37	44	53 61
	東日本大震災		1/3	0	2	0									
	第11項 (滅失・損壊家屋の 代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用のないもの	1/2	2 0	3	0									
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1/3				0			1		119	31			
法附則第56条		合 計				0			1		119	31	C	0	0
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	1/2	0	6	0									
	東日本大震災	四四月月10个00年00週月000000	1/3	0	7	0									
	第14項 (居住困難区域内家	法附則第15冬の6竿の適田のないも	1/2	0	8	0									
	屋の代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用のないもの 1/3		0	9	0									
		合 計		1	0	0			0		0	0	C	0	0
	合	計		1	1	0			1		119	31	C	0	0

地	地方公共団体コード									
1	4	2	1	2	3	4	4			

第44表 法附則第56条の規定による軽減税額等に関する調(その2)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

					(7)		(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
					令和3年度で	で第15	条の6等のみ軽減期	間の終了するもの	令和3年度7	で軽減期間の	終了するもの
	区 分			番号	個数	女	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)	個 数	床 面 積 (㎡)	軽減税額 (千円)
		法附則第15条の6等の適用のあるもの 1/2	9 0	1 1	12		19	28	37	44	53 61
	東日本大震災	1/3	0	2 1							
	第11項 (滅失・損壊家屋の 代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用のないもの 	0	3 1							
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1/3	3 0	4 1					1	119	31
法附則第56条		合 計	0	5 1		0	0	0	1	119	31
		1/2 法附則第15条の6等の適用のあるもの	0	6 1							
	東日本大震災	1/3	0	7 1							
	第14項 (居住困難区域内家 屋の代替取得家屋)	1/2 法附則第15条の6等の適用のないもの	0	8 1							
		佐門則第19条の6等の適用のないもの 1/3		9 1							
		合 計	1	0 1		0	0	0	0	0	0
	合	計	1	1 1		0	0	0	1	119	31

地	表番号						
1	4	2	1	2	3	4	5

第45表 法附則第55条の規定による減額課税等に関する調

都 道 府 県 名 神奈川県 ----------------------市 町 村 名 厚木市

							(1)	(2)	(3)
	区	分	î	亍 耆	F -	号	個数		数 軽減税額 (千円)
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	9		1	0	12	19	28 36
	第4項 減額課税初年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	4	2	0			
		合 計	0		3	0	0	0	0
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	0	4	4	0			
法附則第55条	第6項 減額課税第二年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0		5	0			
		合 計	0	(3	0	0	0	0
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	0	1	7	0			
	第8項 減額課税第三年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0		3	0			
		合 計	0	į	9	0	0	0	0
	合	計	1	(0	0	0	0	0

地	方公	共団	日体	コー	- F	表看	番号
1	4	2	1	2	3	78	3

第83表 需給事情による減点補正実施状況等に関する調

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

-		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	行番号	平成30年度に需給補正	令和3年度に需給補正	令和3年度における		度 に お け る i	改正の内訳
	行番号	適用の有無	適用の有無	需給補正の改正の有無	需給補止の適用埧目	需給補正の適用地域 の 縮 小 の 有 無	需給補正率の縮小の有無
	9 1 0	12	13	14	15	16	17 17

(注:「有」に該当する場合「1」を記入すること)

地	方公	:共区	日体	コー	- F	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	78	4

第84表 不均衡是正実施状況に関する調

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

	>			(1)	(2)	(3)	
区分	行	番	号	棟数	床 面 積 (㎡)(イ)	不均衡是正 による増減額 (ロ) (千円)	単位当たり価格 (ロ) (イ) (円)
木造家屋	9	1	0	12	20	30 41	0
木造以外の家屋	0	2	0				0
計	0	3	0	0	0	0	0

(注:該当がある場合、補足調査(家屋-6)に理由を記入すること)

地	方公	:共区	団体	コー	- F	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	⁷ 8	5 5

第85表 在来分家屋の減価状況に関する調

_			•				(1)		(2)			(3)			
			-	_		1.1.	Net.					-	Į.	単位当た	り価格
	区分		行	番	号	棟	数	床	面 (n	積 ẩ)(イ)	減	価 (ロ) (ロ)	額(千円)	(ロ) (イ)	- (円)
	木造家屋	al cont	9	1	0	12	20, 621	22		53, 134	34		45 21, 466		4, 941
7	木造以外の家	屋	0	2	0		10, 863		5, 34	10, 139	1	12, 67	78, 660		2, 374
	計		0	3	0		31, 484		7, 79	3, 273		24, 80	00, 126		3, 182

地	方公	:共区	団体	コー	- F	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	78	6

第86表 積雪・寒冷補正による減価額の状況に関する調

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区分	行 悉 县	令和3年度評価額	18 =	* 寒 冷	補 正 率	積雪・寒冷補正がないとした場合の評価額
Д — Д	11 1 7	(千円)(イ)		寒冷地域の率 (b)	計 100-(a+b) (口)	(イ)/(ロ)×100 (千円)
木 造 家 屋	0 1 0	12 キ	23	25	27	29
木造以外の家屋 軽量鉄骨造、れんが 造及びコンクリート ブロック造	0 2 0	40 ア	51	53	55	57 67 0
計	0 3 0	0	23	25	27	29 39 0

⁽注)「積雪・寒冷補正率の「計(ロ)」には、木造家屋においては「100-(a+b)」の数値が75を下まわる場合には75と記載すること。 また、木造以外の家屋においては、該当のある場合97若しくは95が記載されるものであること。

地	方公	:共区	日体	コー	· ド	表看	₽号
1	4	2	1	2	3	78	78

第87表 家屋の評価方法別棟数調

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

	<u>- </u>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		新	増	分	在	来	分	
区 分	行番号	木造家屋	木造以外の家屋	合 計 (イ)+(ロ) (ハ)	木造家屋	木造以外の家屋	合 計 (=)+(ボ) (へ)	合 計 (ハ)+(へ)
(1)部分別評価方法		714			36	44	52	60 72 886
(2) 比準評価方法	0 2 0			0			0	0
(3)乗率評価方法	0 3 0				52, 447	17, 441	69, 888	69, 888
(4) 合計 (1)+(2)+(3)	0 4 0	j 714	e 172	886	m 52, 447	f 17, 441	69, 888	70, 774

⁽注)在来分家屋の評価方法については、原則として「(3)乗率評価方法」(再建築費評点補正率による評価方法)によるため、

^{(1)、(2)}の評価方法により評価した家屋がある場合については、別紙にその理由を記載すること。

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	78	8

第88表 木造家屋に係る物価水準による補正率別団体数調

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

_	(1)				(2)				(3)			(4)				
25	行番・		_	号	4	物	価	水	準	に	ょ	る	補	正	率	指定市を上回る
11	J	甾	7	5			1.00		0.95			0.90			補正率適用の有無	
9		1		0	12			1	13				14			15
L_	-		•			_										<u> </u>

(注1:該当欄に「1」を記入すること)

(注2:指定市を上回る補正率を適用している場合、補足調査(家屋-5)に理由を記入するこ

地	表番号						
1	4	2	1	2	3	79	0

第90表 建築年次区分による在来分家屋の減価状況に関する調

	<u> </u>			(1)		(2))		(3)		(4))		(5)			(6)
					木	造		家		屋		木	造	以	外	の	家	屋
建築 年次	行	番	号	棟	数	減ん	西床 (m²	面積	減	価 額 (千円)		棟	数	減	価 床 面 (㎡)	面積	減	価 額 (千円)
昭和38年1月1日以前	90	1	0	12		22			32		44			54			66	77
昭和38年1月2日~昭和41年1月1日	0	2	0															
昭和41年1月2日~昭和44年1月1日	0	3	0															
昭和44年1月2日~昭和47年1月1日	0	4	0										14]	13, 453		23, 736
昭和47年1月2日~昭和50年1月1日	0	5	0										99		(63, 960		143, 068
昭和50年1月2日~昭和53年1月1日	0	6	0										153		18	38, 749		289, 509
昭和53年1月2日~昭和56年1月1日	0	7	0										369		22	27, 300		302, 731
昭和56年1月2日~昭和59年1月1日	0	8	0										397		47	77, 727		1, 144, 080
昭和59年1月2日~昭和62年1月1日	0	9	0		51			9, 953		36, 03	37		511		35	54, 376		1, 019, 673
昭和62年1月2日~平成2年1月1日	1	0	0		44			8, 634		41, 87	7		893		51	18, 504		1, 771, 802
平成2年1月2日~平成5年1月1日	1	1	0		41			8, 677		51, 24	12		1, 362		65	55, 232		2, 348, 316
平成5年1月2日~平成8年1月1日	1	2	0		690			93, 030		255, 24	3		1, 177		63	32, 716		1, 638, 337
平成8年1月2日~平成11年1月1日	1	3	0		871			120, 436		660, 50)3		1, 105		36	51, 728		808, 208
平成11年1月2日~平成14年1月1日	1	4	0		3, 189			380, 013		1, 778, 83	34		977		34	19, 694		700, 863
平成14年1月2日~平成17年1月1日	1	5	0		3, 220			373, 607		1, 966, 66	66		943		25	57, 942		549, 896
平成17年1月2日~平成20年1月1日	1	6	0		3, 346			380, 931		1, 928, 28	34		899		60	04, 236		485, 346
平成20年1月2日~平成23年1月1日	1	7	0		2, 204			261, 595		1, 196, 70)2		577		16	65, 931		245, 739
平成23年1月2日~平成26年1月1日	1	8	0		2, 568			301, 512		1, 296, 61	.6		545		20	7, 156		403, 666
平成26年1月2日~平成29年1月1日	1	9	0		2, 239			262, 731		1, 409, 16	51		537		11	19, 602		284, 848
平成29年1月2日~令和2年1月1日	2	0	0		2, 158			252, 015		1, 500, 30)1		305		14	11, 833		518, 842
合 計	2	1	0		20, 621		2	, 453, 134		12, 121, 46	66		10, 863		5, 34	10, 139		12, 678, 660

償却資産に関する概要調書

令和3年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都	道序	于県	名	神奈川県
市	Ħſ	村	名	厚木市

地方公共団体コード 1	1 4 2 1 2	3
表番号・行番号	70 0 0 0	q,
市町村判別特定コード特定	市・・・・・・1 市以外の市町村・2	12/
	A SECTION OF THE PROPERTY.	

(注) 自動的に付与される。

地	方公	共区]]体:	コー	ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	⁷ 6	98

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

					((1)	(2)	(3)
個 人・ 法人の別	区分	行	番	号	総	数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ)(人)	法定免税点以上のもの (イ)-(ロ) (ハ)(人)
個	人	9	1	0	12	1, 702	1, 119	30 38 583
法	人	0	2	0		5, 479	3, 079	2, 400
合	計	0	3	0		7, 181	4, 198	2, 983

地	方グ	类区	団体	コー	ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	77	0

第70表 償却資産の価格等に関する調(市町村計)

				(1)				(2)			(3)		(4)							
	種	類		行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額(千円)	課税標準の特例規定適用を受けるもの(準 (イ) (干円)	額 (イ)	の 以外の	<u>内</u>)もの	訳 (ロ) (千円)
市町	構	築	物	90	1	0	12		61,	426, 394	25		6	0, 47	6, 596	1, 213,	821	51		59, 26	62,775
村長	機械	及び	装 置	0	2	0			98,	438, 093			9	5, 94	8, 854	1, 628,	799			94, 32	20, 055
が 価 格	船	1	舟白	0	3	0				1, 384					1, 384		0				1, 384
等を	航	空	機	0	4	0				0					0		0				0
決定	車両	及び道	重搬 具	0	5	0			1,	282, 049				1, 27	2, 726	9,	324			1, 20	63, 402
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			60,	415, 593			6	0, 07	3, 992	281,	860			59, 79	92, 132
もの	小	`	計 (ハ)	0	7	0			221,	563, 513			21	7, 77	3, 552	3, 133,	804		4	214, 6	39, 748
法十 第九	定し,	配分し	各等を決 たもの	0	8	0			26,	410, 621			2	5, 48	8, 101						
三条			価格等を したもの	0	9	0			4,	205, 972				2, 71	5, 835						
百関八係	小	\	計 (二)	1	0	0			30,	616, 593			2	8, 20	3, 936						
法第74 県知事	13条第1項 が価格等を	の規定に と決定した	こより道府 たもの(ホ)	1	1	0				0					0						
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			252,	180, 106			24	5, 97	7, 488						
同内	市町	村分	の額	1	3	0							24	5, 97	7, 488						
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0									0						

地	方々	>共5]体	コー	ド	表都	子子
1	4	2	1	2	3	77	18

第71表 償却資産の価格等に関する調(個人分)

								(1)		(2)					(3)				(4)			
	種	類		行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額 (千円)	課税標準適用を登		もの		額 (イ)	以外の	力もの	訳 (ロ) (千円)
市町	構	築	物	9 0	1	0	12		3,	346, 775	25			3, 33	1, 739	38			5, 037	51		3, 3	16, 702
村長	機械	及 び	装 置	0	2	0				414, 179				40	9, 887			4	1, 292			4	05, 595
が 価 格	船	r\ FI	舶	0	3	0				0					0				0				0
等を	航	空	機	0	4	0				0					0				0				0
決定	車両	及び	運 搬 具	0	5	0				7, 293					7, 280				14				7, 266
した	工具,	器具及	及び備品	0	6	0				566, 330				53	0, 542			18	3, 520			5	12, 022
も の	/]		計 (ハ)	0	7	0			4,	334, 577				4, 27	9, 448			37	7, 863			4, 2	41, 585
法十第九	定し,	配分し	格等を決 、たもの	0	8	0				0					0								
三条	道府県第決定し、	知事が , 配分	価格等を したもの	0	9	0				0					0								
百関八係	/]	`	計 (二)	1	0	0				0					0								
法第74 県知事	13条第1項 が価格等を	の規定/ を決定し	こより道府 たもの(ホ)	1	1	0				0					0								
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			4,	334, 577				4, 27	9, 448								
同内	市町	村分	の額	1	3	0								4, 27	9, 448								
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0									0								

地	方公	:共団]体:	1 —	ド	表番	番号
1	4	2	1	2	3	77	28

第72表 償却資産の価格等に関する調(法人分)

								(1)				(2)			(3)				(4)			
	種	類		行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額 (千円)	課 課税標 適用を) (1)	以外の	<u>内</u> のもの	訳 (ロ) (千円)
市町	構	築	物	90	1	0	12		58,	079, 619	25		5	7, 14	4, 857	38		1, 1	98, 78	4 51		55, 9	946, 073
村長	機械	及び	装 置	0	2	0			98,	023, 914			9	5, 53	8, 967			1, 6	24, 50	7		93, 9	14, 460
が 価 格	船	Ţ	舶	0	3	0				1, 384					1, 384				(0			1, 384
等を	航	空	機	0	4	0				0					0					0			0
決定	車両	及び道	重搬 具	0	5	0			1,	274, 756				1, 26	5, 446				9, 31	0		1, 2	256, 136
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			59,	849, 263			5	9, 54	3, 450			2	63, 34	0		59, 2	280, 110
も の	小	, =	計 (ハ)	0	7	0			217,	228, 936			21	3, 49	4, 104			3, 0	95, 94	1		210, 3	98, 163
法十 第九	総務大 定し,	豆が価 配分し	各等を決 たもの	0	8	0			26,	410, 621			2	5, 48	8, 101								
三条	道府県外決定し,	田事が信配分し	価格等を したもの	0	9	0			4, 2	205, 972				2, 71	5, 835								
百関八係	小	,	計 (二)	1	0	0			30,	616, 593			2	8, 20	3, 936								
法第74 県知事	13条第1項 が価格等を	の規定に	こより道府 たもの(ホ)	1	1	0				0					0								
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			247,	845, 529			24	1, 69	8, 040			_	<i></i>				
同内	市町	村 分	の額	1	3	0							24	1, 69	8,040								
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0																	

地	表番号						
1	4	2	1	2	3	7	8 3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道用	牙 県 名	神奈川県	
市町	村 名	厚木市	

					(1)				(2)		(3)			(4)		
				決	定	価	格	課	税		(B)	課	税	標	準	額
		区分	行番号					の	特((C)	(A)		×	(B)	(D)
						(A)	(千円)		B)		(C)				(C)	(千円)
	第 1 項	(新線構築物)	0 1 0	12				25	1	27	3	29				
法			0 2 0						2		3					
		(新線立体交差化施設)	0 3 0						1		6					
第			0 4 0						1		3					
	第 2 項	(ガス事業用資産)	0 5 0						1		3					
三			0 6 0				240		2		3					160
	第 3 項	(農業協同組合等共同利用機械)	0 7 0						1		2					
百	第 4 項	(外航船舶)	0 8 0						1		6					
		(準外航船舶)	0 9 0						1		4					
	第 5 項	(内航船舶)	1 0 0						1		2					
四	第 6 項	(離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))	1 1 0						1		6					
+	第 7 項	(国際路線用航空機)	1 2 0						1		5					
			1 3 0						1		10					
九			1 4 0						2		15					
	第 8 項	(離島路線用航空機)	1 5 0						1		3					
条			1 6 0						2		3					
		(小型離島航空機)	1 7 0						1		4					
Ø	第 9 項	(日本放送協会)	1 8 0				11, 097		1		2					5, 548
	第 10 項	(日本原子力開発機構)	1 9 0						1		3					
_			2 0 0						2		3					
三	第 12 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	2 1 0						1		6					
			2 2 0						1		3					

地	方グ	表番号					
1	4	2	1	2	3	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道月	府 県 名	神奈川県	
市町	村 名	厚木市	

					(1)			(2		(3				(4)		
				決	定	価	格		税標		(B)	課	税	標	準	額
		区分	行番号						特何		(C)	(A)		\times	(B)	
						(A) (千円)		3)	((C)				(C)	(千円)
	第 13 項	①(青函・本四 鉄道施設)	2 3 0	12				25	1	27	6	29				
7.1.		②(表页 大四 东纯挂筑幅)							1							
法		②(青函・本四 新線構築物)	2 4 0						1		18					
			2 5 0						1		9					
第		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2 6 0						1		36					
NJ			2 7 0						1		18					
		④(青函・本四 変・送電用資産)	2 8 0						1		10					
三	第 14 項	(河川事業鉄軌道用資産)	2 9 0						2		3					
			3 0 0						5		6					
			3 1 0						1		6					
百			3 2 0						1		3					
	第 15 項	(宇宙航空研究開発機構)	3 3 0						1		3					
四	,,,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 4 0						2		3					-
	第 16 項	(海洋研究開発機構)	3 5 0						1		3					
	NJ 10 X		3 6 0						2		3					
十	 	(水資源機構)	3 7 0						1		2					
	为 11 久	(小) 貝(你(攻)円)	3 8 0						2		1					
九	然 10 項	①(牡ウ以十六字位)							J		4					
76	男 18 垻	①(特定地方交通線)	3 9 0						1		4					
		②(新線構築物)	4 0 0						1		12					
条			4 1 0						1		6					
		③(新線立体交差化施設)	4 2 0						1		24					
			4 3 0						1		12					
\mathcal{O}		④(河川事業鉄軌道用資産)	4 4 0						1		6					
			4 5 0						5		24					
_			4 6 0						1		24					
三			4 7 0						1		12					
			4 8 0						3		20					
			- 1 0 1 0						Ū		10					

地	表番号						
1	4	2	1	2	3	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都	道層	守 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

				(1)			2)	(3)			(4)	
		4 - 1	決	定 価	格		税根		(B)	_	税標	準額
	区 分	行番号			(A) (TIII)		特例		(C)	(A)	×	(B) (D)
	第 19 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	9 : :	12		(A) (千円)	(E	3)	(C))	29		(C) (千円)
	另 19 項 (利益/M1 · /生未1X/附松日/用光/炫件/	4 9 0			46, 500		1		3			15, 500
法		5 0 0			20, 407		2		3			13, 605
	第 20 項 (科学技術振興機構)	5 1 0					1		2			
第	第 22 項 (新関西国際空港㈱)	5 2 0					1		2			
	第 23 項 (信用協同組合等)	5 3 0					3		5			
三	第 24 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5 4 0					3		5			
	第 25 項 (中部国際空港㈱)	5 5 0					1		2			
百	第 26 項 (外国貿易用コンテナー)	5 6 0					4		5			
匹	第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 7 0					1		3			
+	第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 8 0					1		3			
九	第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 9 0					1		3			
	第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6 0 0					1		2			
条	第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6 1 0					1		3			
		6 2 0					2		3			
\mathcal{O}	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6 3 0					1		2			
	第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)	6 4 0					1		3			
三		6 5 0					2		3			
	第 33 項 (世界遺産)	6 6 0					1		3			
法第:	349条の3の4 (被災代替償却資産)	6 7 0					1		2			
	合 計	6 8 0			78, 244		-		-			34, 813

地	表番号						
1	4	2	1	2	3	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県	名 神奈川県
市町村	名 厚木市

				(1)			(2)		(3)			(4)		
	区 分	行番号	決	定	価	格	課税の特	標例		課 (A	税	標 ×	準 (B)	額 (D)
	<u>₽</u>	11 ⊞ 1			(A)	(千円)		77	(C)	(11	,	^	(C)	(千円)
	旧 第1項 (送電用資産・電気事業用)	0 1 0	12				25	1	27	29				
		0 2 0						2	3					
法	(変電所・電気事業用)	0 3 0						3	5					
		0 4 0						3	4					
第	旧第13項(立体交差化施設)	0 5 0						-	-					
免	旧第18項(熱供給事業用資産)	0 6 0				1,637		1	3					546
		0 7 0				585		2	3					390
三	旧 第 18 項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	0 8 0						4	5					
	旧第19項(地下道又は跨線道路橋)	0 9 0						1	2					
	旧 第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	1 0 0						1	3					
百	旧 第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	1 1 0						2	3					
		1 2 0						1	6					
	(d.t. J. M. NAS p. M. 14t Med d.)	1 3 0						1	3					
四	旧第24項(特定鉄道路線構築物)	1 4 0						1	4					
		1 5 0						1	2					
+	旧第25項(日本電気計器検定所)	1 6 0						1	2					
		1 7 0 1 8 0						1	3 C					
	旧 第 26 項 (日本消防検定協会)	1 9 0						1	0					
九	山 另 20 久 (日本刊例快定 励云)	2 0 0						1	3					
		2 1 0						1	6					
M	旧第27項(小型船舶検査機構)	2 2 0						1	2					
条		2 3 0						1	3					
		2 4 0						1	6					
の	旧第28項(軽自動車検査協会)	2 5 0						1	2					
		2 6 0						1	3					
		2 7 0						1	6					
三	旧第30項(情報通信研究機構)	2 8 0						2	3					
	旧第31項(社会保険診療報酬支払基金)	2 9 0						1	3					
		3 0 0						1	6					

地	方々	〉共5]体:	コー	ド	表都	昏号
1	4	2	1	2	3	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都 道 府 県 :	名	神奈川県
市町村	名	厚木市

				(1))		(2)		(3)			(4)		
			決	定	価 格	Ý.	課税	標		課	税	標	準	額
	区 分	行 番 号					の特	例		()	4)	×	(B)	(D)
					(A)	(千円)			(C)				(C)	(千円)
法	旧第32項(高圧ガス保安協会)	3 1 0	12				25	1	27	29				
第三		3 2 0						1		3				
l —		3 3 0						1		3				
百	旧第32項(自動車安全運転センター)	3 4 0						1		3				
四		3 5 0						1		3				
+	旧 第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 6 0						1		2				
九	旧第34項(有線放送電話業務用資産)	3 7 0						2		3				
条		3 8 0						1		2				
の		3 9 0						1		3				
三	合計	4 0 0				2, 222		-		_	•	•		936

1 4 2 1 2 3 ⁷ 7	号	表番	17	ı —	本二	团体	:共[方公	地
	8 5	7	3	2		1	2	4	1

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係)

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

						(1)		((2)		(3)				(4)		
					決	定	価	格	課		標		B)	課	税	標	準	額
	区 分	行 番	号	7) (T III)	の	特	例		C)	(A)		×	(B)	(D)
	第 1 項 (倉庫等)			12			(A	(千円)	25	В)	2	(C)	\dashv	29			(C)	(千円)
		0 1							20		1		2					
		0 2	(0							3		4					
法		0 3									2		3					
		0 : 4									3		5					
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0 5	(0							1		2					
附		0 : 6		_				9, 129			2		3					6,086
1-13		0 ; 7	_								1		3					
		0 8									3		4					
		0 9						77, 194			1		6					12,866
則	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 : 0	; (0				18, 746			1		3					6, 249
		1 1									3		4					
		1 2						745			1		2					373
第	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 : 3	. (0							1		2					
		1 4									2		5					
		1 5									1		4					
		1 : 6									3		8					
+		1 7	(0							2		3					
		1 8									2		3					
		1 9									2		9					
五		2 0	(0							4		9					
		2 1									2		5					
		2 : 2									1		2					
条	第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	2 3	(0							2		3					
*		2 4									3		5					
		2 : 5									2		3					
		2 6	(0							3		4					



第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

					(1)			(2)		(3)			(4)		
				決	定	価	格	課	税	票準	(B)	課	税	標	準	額
		区 分	行 番 号			(*)	(-7 III)	の		列率		(A)		×	(B)	(D)
1	第 9 項	(国際船舶)	9	12		(A)	(千円)	25	В)	27	(C)	29			(C)	(千円)
	70 J K		2 7 0						1		18					
		(うち特定船舶適用分)	2 8 0						1		36					
法	第 10 項	①(特定鉄道事業譲受資産)	2 9 0						1		36					
		②(新線構築物)	3 0 0						1		6					
			3 1 0						1		3					
附		③(立体交差化施設)	3 2 0						1		12					
M.1			3 3 0						1		6					
		④(河川事業鉄軌道用資産)	3 4 0						1		3					
			3 5 0						5	5	12					
則			3 6 0						1		12					
			3 7 0						1		6					
		⑤(変・送電用資産)	3 8 0						3	3	10					
第	第 11 項	(鉄道車両安全向上設備)	3 9 0						1		3					
	第 12 項	(低床車両)	4 0 0						1		3					
	第 13 項	(新造改良車両(鉄道事業))	4 1 0						2	2	3					
			4 1 2 1 0						3	3	5					
+	第 14 項	(新造車両(流通業務))	4 3 0						2	2	3					
			4 4 0						3	3	5					
		(PFI公共施設)	4 5 0						1		2					
五	第 16 項	(都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	4 6 0						1		2					ļ
条		(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	4 7 0						1		2					
木	第 17 項	(都市鉄道施設)	4 8 0			•			2	2	3					
	第 18 項	(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	4 9 0						1		2					
			5 0 0						3	3	5					

1	4	2	1	2	3	7	5 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

									(1)			(2)		(3)				(4)		
		区分	细	番	П.		決	定	価	i	格		漂 道 例 ዻ		_	課 (A)	税	標	準 (B)	額 (D)
		区 分	17	畓	カ					(A)	(千円)		[91] A	(C)	4	(A)		×		_ (D) (千円)
	第 19 項	(鉄道事業再構築事業)	9 5	1	0	12						25	27 1		4)			(-/	
	第 20 項	(バイオ燃料製造設備)	5	2	0								1		2					
			5	3	0								2		3					
法	第 22 項	(国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	5	4	: 0								1		2					
		W. V. I I B	5	5	0								2		3					
	第 23 項	(津波対策に資する港湾施設等) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	5	6	0								-		-					
附	第 25 項	(津波避難施設等) (指定避難施設(わがまち特例)適用分)	5	7	0								-		-					
	为 23 項	(津波避難施設等) (協定避難施設(わがまち特例)適用分)	5	8	0								_		-					
	第 26 項	(移動等円滑化のための設備)	5	9	0								2		3					
則		(太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	0	0						4, 446		1		2					2, 223
		(太陽光1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	1	0								7	1	2					
第		(風力20kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	2	0								7	1	2					
		(風力20kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	3	0								1		2					
	第 27 項	(水力5,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	4	0								1		3					
+	第 21 項	(水力5,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	5	0								7	1	2					
		(地熱1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	6	0								1		2					
五		(地熱1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)		7	0								1		3					
		(バイオマス10,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	8	0								1		3					
条		(バイオマス10,000kw以上20,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	9	0								1		2					
	第 28 項	(鉄道耐震補強設備)		0									2		3					
	第 29 項	(特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	7	1	0	1_							2		3					
	第 30 項	(浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	2	0										-					



第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

						(1)				(2)		(3)				(4)		
	区分	行 番	号		決	定	価	格	課の	特	標 例	準率	(C)	課 (A	税)	標 ×	準 (B)	額 (D)
	Manager (disprilate de 117/16 de NG 17-51, a actual de 17			10			(A) (千円)		(B)	0.7	(C)		29			(C)	(千円)
	第 31 項 (特別特定技術基準施設の耐震化)	7 3	0	12					25		1 27		2	29				
NI.	I	7 4	_								5		6					
法		7 5	0								2		3					
		7 6									1		9					
附		7 7	_								2		3					
IAI 1		7 8									3		3					
			•								3		4					
則	***(地域伏定型地方税制特例措直(わかまら特例)週用分)		0					71, 331			1		3					23, 777
	第 36 項(対象特定電気通信設備)	8 0	0								3		4					
第	第 37 項(立地誘導促進施設)	8 1	0								2		3					
>14	第 38 項 (帰還環境整備推進法人)	8 2	0								1		3					
		8 3									2		3					
+	第 40 項(農業協同組合等共同利用機械)	8 4	0								1		2					
		8 5						452			2		3					301
		8 6									1		2					
五.	第 44 項 (ローカル 5 G)	8 7	0								1		2					
		8 8									3		4					
条	(雨水貯留浸透施設) 第 46 項(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	8 9	0								-		-					
	合計	9 0	0					182, 043			-		-					51,875

坩	方々	2共2]体:	コー	ド	表番	号
1	4	2	1	2	3	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(4) (法附則第15条関係)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

				(1)				2)		(3)			(4)		
			決	定	価	格		税標	準	(B)	課	税	標	準	額
	区	行番号			(4)	(* m)		特例		(C)	(/	1)	×	(B)	(D)
	旧 第 3 項(公害防止設備)	9 : :	12		(A)	(千円)	25	В)	27	(C)	29			(C)	(千円)
	四 另 3 項 (公告例正改圖)	0 1 0				19, 034		1		3					6, 345
		0 2 0						2		3					
法		0 3 0						3		4					
12		0 4 0						1		2					
	□ 用 第 5 項(公共危害防止構築物)	0 5 0						3		5					
		0 6 0						1		2					
附		0 7 0						1		3					
	旧第6項(公害防止優良更新施設)	0 8 0						1		2					
		0 9 0						2		3					
則		1 0 0				500		2		3					333
K1		1 1 0						5		6					
		1 2 0						2		3					
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1 3 0						1		2					
第	(地域伏足空地万帆前特例指直(わかまり特例) 適田公)	1 4 0						_		_					
	旧第14項(旧国際電信電話㈱)	1 5 0						3		5					
		1 6 0						1		2					
+	┗ 第 15 項 (地方卸売市場)	1 7 0						4		5					
		1 8 0						3		4					
	旧第17項①(立体交差化施設)	1 9 0						1		6					
	②(旧交納付金法附則第19項)	2 0 0						_		-					
五.	③(旧交納付金法附則第20項)	2 1 0						_		_					
	旧第19項(指定法人等の大規模外貿埠頭)	2 2 0						1		2					
	旧第20項(水力発電施設の魚道)	2 3 0						2		3					
Æ	旧第20項(貨物鉄道に対する貸付資産)	2 4 0						1		2					
条	旧第20項(スーパー中枢港湾)	2 5 0						1		2					
	旧第21項(国立大学校舎)	2 6 0						1		2					
	旧第27項(指定会社等の特定用途港湾施設)	2 7 0						1		2					
	IN ALE Y CHATALLAS IN ACTUALINATION AND ACTUAL AND ACTU	2 0						1							

[※]地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「一」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方を	大人]体:	コー	ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	7	8 6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(4) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	神奈川県	
市町村名	厚木市	_

				(1))		(2)		(3)			(4)		
	区分	行番号	決	定	価 (A)	格 (千円)	の	税 標 特 例 B)		(C) (B)	課	A)	標 ×	進 (B) (C)	額 _ (D) _ (千円)
法	旧第29項(旧交納付金法附則第17項)	2 8 0	12				25	-	- 27	-	29				
14	旧第31項(熱電併給型動力発生装置)	2 9 0			4	484, 517		5	5	6				4	103, 764
附		3 0 0						11	L	12					
	旧第36項(公共荷さばき施設)	3 1 0						1		2					
則	旧第37項(一般廃棄物処理施設)	3 2 0						1		2					
		3 3 0						1		4					
第	旧第37項(放送ネットワーク災害対策用設備)	3 4 0						3	3	4					
+	旧第39項(国家戦略特区)	3 5 0						1	L	2					
	旧 第40項 (認定誘導事業により取得した公共施設等)	3 6 0						4	ŀ	5					
Ŧi.	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3 7 0						-	-	_					
	旧第41項(先端設備等)	3 8 0			8	885, 726		()	0					0
条	旧第43項(経営力向上設備等)	3 9 0			4	465, 815		1		2				2	232, 907
	合 計	4 0 0			1, 8	855, 592		-						6	643, 349

[※]地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「一」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方グ	〉共 🛚	団体:	コー	ド	表都	译号
1	4	2	1	2	3	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(5) (法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 法附則第16条の2, 旧法附則第16条の

2)

都道府県名 神奈川県 市町村名 厚木市

					(1)	(2)	(3)	(4)
				決	定 価格	課税	票 準 <u>(B)</u>	課 税 標 準 額
			区 分	行番号		の特別	列 率 (C)	$(A) \times \underline{(B)} (D)$
					(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (千円)
	第	1 項	①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	0 1 0		25 1	3	29
法			①(JR北海道・四国に係る特例)	0 2 0		1	2	
		J	②(新線構築物)	0 3 0		1	6	
17 / L		R 北		0 4 0		1	3	
附		海	③(新線立体交差化施設)	0 5 0		1	12	
		海道		0 6 0		1	6	
則	第	· 四	④(新幹線鉄軌道用資産)	0 7 0		1	12	
		国		0 8 0		1	6	
444		に	⑤(青函・本四 鉄道施設)	0 9 0		1	12	
第		係って	⑥(青函・本四 新線構築物)	1 0 0		1	36	
		る 特		1 1 0		1	18	
+		例	⑦(青函・本四 新線立体交差化)	1 2 0		1	72	
•	_	と エル		1 3 0		1	36	
		乗法 第	⑧(青函・本四 変・送電用資産)	1 4 0		1	20	
五.		第三百	⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1 5 0		1	3	
		百		1 6 0		5	12	
条		四 十		1 7 0		1	12	
/K		九		1 8 0		1	6	
	項	条	⑩(車庫構築物・立体交差化施設)	1 9 0		1	6	
\mathcal{O}		の	⑪(変・送電用資産)	2 0 0		3	10	
		三 各	⑫(新造改良車両(鉄道事業))	2 1 0		1	3	
_		項		2 2 0		3	10	
_		との	③(新造車両(流通業務))	2 3 0		3	10	
		連	④(鉄道耐震補強設備)	2 4 0		1	3	

圳	方グ	〉共 🛚	団体:	コー	ド	表都	番号	
1	4	2	1	2	3	7	8 7	

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(5) (法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 法附則第16条の2, 旧法附則第16条の2 つづき) 市町村名 厚木市

都道府県名

神奈川県

										(1)			(2)		(3	3)			(4)		
		区	分	行	番	号		決	定	価	格	課の	税 特	標 例	準率	(C)	課 (A	税)	標 ×	準 (B)	額 (D)
										(A) (千円)		(B)		(C	C)				(C)	(千円)
法附		1	(旅客会社等に係る承継特例)	9	5	0	12					25		3	27	5	29				
期 第 士	旧道承 交納 納 場	② 設)	(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施	2	6	0								-		-					
五条	付金に係るとして	3	(JR北海道・四国に係る特例)	2		0								3		10					
の 三	の特化 連例、海	④ 金i	(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付 法附則第17項・立体交差化施設)	2	8	0								-		-					
法附	則第16条の 2	2	第11項(平成28年熊本地震 被災代替償 却資産)	2	9	0								1		2					
旧法附	対則第16条の	2	旧第11項(阪神・淡路大震災・立体交差 化施設)	3	:	0								1		3					
		合	計	3	1	0					0			-		-					0

地	方グ	、共区	団体:	コー	ド	表看	番号
1	4	2	1	2	3	7	8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(6) (法附則第56条,法附則第56条の2)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

					(1			(2)			(3)			(4)		
	区	分	行番号	決	定	 格 (千円)	の	税 特 (B)		率	(C) (B)	語 (A)	段 税 × (B) (C)	標 -	準 (D)	額 (千円)
法	附 則 第 56 条	第12項(東日本大震災)	0 1 0	12			25		1	27	2	29				
		第15項(東日本大震災・居住困難区域)	0 2 0						1		2					
法	旧 第 3 項	(被災代替鉄道施設等)	0 3 0						2		3					
附	旧 第 4 項	①(被災特定地方交通線)	0 4 0						1		4					
則		②(新線構築物)	0 5 0						1		12					
第			0 6 0						1		6					
五		③(新線立体交差化施設)	0 7 0						1		24					
+			0 8 0						1		12					
六		④(河川事業鉄軌道用資産)	0 9 0						1		6					
			1 0 0						5		24					
条			1 1 0						1		24					
0			1 2 0						1		12					
<u> </u>		⑤(変・送電用資産)	1 3 0						3		20					
	合	計	1 4 0			0			-		_					0

地	方グ	、共団 [,]	体コー	ド	表看	昏号
1	4	2	1 2	3	7	98

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計)

		(1)	(2)
区 分	行番号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	0 1 0	4, 198	1, 653, 788
150 万以上 160 万円未満のもの	0 2 0	67	33 103, 397
160 万以上 170 万円未満のもの	9 3 0	80	33 131, 861
170 万以上 180 万円未満のもの	0 4 0	77	33 134, 561
180 万以上 190 万円未満のもの	9 5 0	61	33 112, 588
190 万以上 200 万円未満のもの	0 6 0	47	91, 832
200 万以上 250 万円未満のもの	0 7 0	229	514, 924
250 万以上300万円未満のもの	0 8 0	205	560, 429
300万以上1,000万円未満のもの	0 9 0	1,097	6, 131, 374
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	1 0 0	428	6, 067, 937
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	1 1 0	162	33 3, 955, 294
3,000 万以上1億円未満のもの	1 2 0	297	15, 378, 111
1 億 円 以 上 の も の	1 3 0	233	212, 795, 180
計	1 4 0	7, 181	21 33 247, 631, 276
計 法第389 大臣配分分	⁹ 1 5 0	16	25, 490, 510 25, 490, 510
の 条 関 係 知事配分分	1 6 0	12	2, 715, 835
訳 法 第 743 条 関 係	⁹ 1 7 0	12 0	21 33 0

地	方グ	表番号					
1	4	2	1	2	3	⁷ 8	8

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)

		(1)	(2)
区 分	行番号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	0 1 0	1, 119	³³ 436, 154
150 万以上 160 万円未満のもの	0 2 0	18	27, 777
160 万以上170 万円未満のもの	9 3 0	19	33 31, 206
170 万以上 180 万円未満のもの	0 4 0	12	19, 147
180 万以上 190 万円未満のもの	9 5 0	12	31, 305
190 万以上 200 万円未満のもの	0 6 0	10	19, 733
200 万以上 250 万円未満のもの	9 7 0	71	161, 249
250 万以上300万円未満のもの	0 8 0	12 47	127, 845
300 万以上1,000 万円未満のもの	9 9 0	289	1, 610, 679
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	9 1 0 0	74	1, 043, 922
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	1 1 0	19	461, 990
3,000 万以上1億円未満のもの	1 2 0	12	237, 786
1 億 円 以 上 の も の	1 3 0	12	506, 809
計	1 4 0	1,702	
計 法第389 大臣配分分	⁹ 1 5 0	12	
の 条 関 係 知事配分分	⁹ 1 6 0	12	
訳 法 第 743 条 関 係	⁹ 1 7 0	12	21 33 0

地	方を	表番号					
1	4	2	1	2	3	⁷ 8	18

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)

		(1)	(2)
区 分	行番号	納 税 義 務 者 数 (人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	9 0 1 0	3, 079	³³ 1, 217, 634
150 万以上 160 万円未満のもの	9 0 2 0	12 49	³³ 75, 620
160 万以上170 万円未満のもの	9 0 3 0	61	³³ 100, 655
170 万以上 180 万円未満のもの	9 0 4 0	66	³³ 115, 414
180 万以上 190 万円未満のもの	9 0 5 0	12 44	³³ 81, 283
190 万以上 200 万円未満のもの	9 6 0	37	³³ 72, 099
200 万以上 250 万円未満のもの	9 0 7 0	158	353, 675
250 万以上300万円未満のもの	9 0 8 0	158	³³ 432, 584
300 万以上1,000 万円未満のもの	9 9 0	808	4, 520, 695
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	9 1 0 0	354	5, 024, 015
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	⁹ 1 1 0	143	33 3, 493, 304
3,000 万以上1億円未満のもの	⁹ 1 2 0	291	15, 140, 325
1 億 円 以 上 の も の	⁹ 1 3 0	231	21 212, 288, 371
計	⁹ 1 4 0	5, 479	
計 法第389 大臣配分分	⁹ 1 5 0	16	25, 490, 510
の 条 関 係 知 事 配 分 分	⁹ 1 6 0	12	21 33 2, 715, 835
訳 法第 743 条 関 係	⁹ 1 7 0	0	21 33 0

市町村交付金に関する概要調書

令和3年度 市町村交付金の交付金額等に関する調報告書

都道府県名	神奈川県	
市町村名	厚木市	

地方公共団体コード	11	4	2	1	2	3 ⁶			
表番号・行番	号	⁷ 0	0	0	0	011			
市町村判別コード 特定市・・・・・1 特定市以外の市町村・2									
団体区分コ	_	ド	13	\angle	$\overline{\ }$	2 ¹⁶			

(注) 自動的に付与される。

地	地方公共団体コード									
1	4	2	1	2	3	⁷ 8	9			

令和3年度 市町村交付金の交付金額等に関する調

都	道系	牙 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

	>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		(8)
				玉		7	有	~		産	_
		行番号				(通 知	価 格)]	
	区 分			<u>±</u>	地		家		償却資産	行番号	価格計(D)
			件 数	数量	価 格 (A)	件 数	数量	価 格 (B)	価格(C)	1」 笛 万	1四 1台 司 (D)
			一 奴		(千円)	十 奴		(千円)	(千円)		(A)+(B)+(C) (千円)
41)	1 / 2 の 文田 パナフノ の	9	12	18	30	40	46	56	66 75	9	12 23
貸	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	0 1 0	8	2, 381	236, 908					0 1 1	236, 908
付	特例の適用がある も の 1 / 3 の適用があるもの	0 2 0	1	1	76					0 2 1	76
資	2/5の適用があるもの	0 3 0	0	0	0	1	1,000	52, 566		0 3 1	52, 566
	上記以外のもの	0 4 0	3	156	852	0	0	0	70	0 4 1	922
産	計	0 5 0	12	2, 538	237, 836	1	1,000	52, 566	70	0 5 1	290, 472
空す	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの		0	0						0 6 1	0
港る	特例の適用がある 1/3の適用があるもの		0	0	0					0 7 1	0
の固	も の 2/5の適用があるもの		0	0	0	0	0	0		0 8 1	0
用定	1 / 9 の適用があるもの	0 9 0	0	0	0	0	0	0	0	0 9 1	0
に資	上記以外のもの $1/4$ の適用があるもの	1 0 0	0	0		0	0	0	0	1 0 1	0
供産	計	1 1 0	0	0		0	0	0	0	1 1 1	0
玉	有林野に係る土地	1 2 0	0	0	0					1 2 1	0
発は供	地士八畳介業に核るまの	1 3 0								1 3 1	
電送す	発 龍 町 () 田 に 笹		0	0				0		- 	0
所電る固変	する固定資産特定多目的ダム法の規定の適用をきける多目的ダムに係るもの	1 4 0	0	0	0	0	0	0	0	1 4 1	0
変設宣電の定	変電所又は送電施設の用に供する固定資産	1 5 0	0	0	0	0	0	0	0	1 5 1	0
電のを			Ů	<u> </u>	Ů	Ŭ	Ť	ŭ .	Ů		ŭ
又に産	計	1 6 0	0	0	0	0	0	0	0	1 6 1	0
水に	地にダム以外のものの用に供する土地	1 7 0								1 7 1	
道供	$\frac{f_{\text{K}}}{\Delta s}$ ダムの用 $1/2$ の適用があるもの	1 8 0								1 8 1	
ルポ	$\frac{1}{2}$ に供する $3/4$ の適用があるもの	1 9 0								1 9 1	
施する	金も	2 0 0								2 0 1	
設置	特定多目的ダム 1/2の適用があるもの	2 1 0				0	0	0	0	2 1 1	0
等定	法の規定の適用 3/4の適用があるもの	2 2 0				0	0	0	0	2 2 1	0
の資	を受ける多目的 3/4 の適用があるもの ダムに係るもの 特例率の適用がないもの		0	0	0	0	0	0	0	2 3 1	0
用産	計	2 4 0	0	0	0	0	0	0	0	2 4 1	0
石 油	備蓄施設の用に供する固定資産	2 5 0	0	0	0	0	0	0	0	2 5 1	0
	合 計	2 6 0	12	2, 538	237, 836	1	1,000	52, 566	70		290, 472

地	地方公共団体コード							
1	4	2	1	2	3	78	98	

令和3年度 市町村交付金の交付金額等に関する調(つづき)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

			(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)		(16)
				公			•			産	
			É			(通	<u></u> 価格)		
	区 分	行番号		土	地		家	屋	償却資産	行番号	価格計(D)
			件 数	数量	価 格 (A)	件 数	数量	価 格 (B)	価 格 (C)	11 🖽 🗘	
				(m^2)	(千円)		(m²)	(手円)	(千円)		(A)+(B)+(C) (千円)
貸	法第4条第1項の 1/6 の適用があるもの	0 1 2	10	124, 412	10, 943, 131	40	46	56	66 75	0 1 3	10, 943, 131
付	特例の適用がある 1/3の適用があるもの	0 2 2	0	0	0					0 2 3	0
資	も の $\frac{1}{2/5}$ の適用があるもの	0 3 2	0	0	0	11	123, 480	8, 088, 721		0 3 3	8, 088, 721
	上記以外のもの	0 4 2	5	66, 425	1, 471, 109	0	0	0	12, 820	0 4 3	1, 483, 929
産	計	0 5 2	15	190, 837	12, 414, 240	11	123, 480	8, 088, 721	12, 820	0 5 3	20, 515, 781
空す	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	0 6 2	0	0	0					0 6 3	0
港る	特例の適用がある 1/3の適用があるもの	0 7 2	0	0	0					0 7 3	0
の固	も の 2/5の適用があるもの	0 8 2	0	0	0	0	0	0		0 8 3	0
用定	1 / 2 の適田があるもの	0 9 2	0	0	0	0	0	0	0	0 9 3	0
に資	上記以外のもの $1/2$ の適用があるもの		0	0	0	0	0	0	0	1 0 3	0
供産	計	1 1 2	0	0	0	0	0	0	0	1 1 3	0
国	有 林 野 に 係 る 土 地	1 2 2								1 2 3	
発は供	水 男 に 家 る 工 地	1 3 2	0	0	0	0	0		0	1 3 3	0
電送す	発竜所の用に供	 	v	0	0	0	0	0	0	 	0
所・変して	する固定資産特定多目的ダム法の規定の適用を受ける多目的ダムに係るもの	1 4 2	0	0	0	0	0	0	0	1 4 3	0
電の圧	変電所又は送電施設の用に供する固定資産	1 5 2	1	905	193	1	37	183	27, 968	1 5 3	28, 344
所用資 又に産	計	1 6 2	1	905	193	1	37	183	27, 968	1 6 3	28, 344
水に	地にダム以外のものの用に供する土地	1 7 2	6	1, 172	6, 406	/				1 7 3	6, 406
道供	カ係 公本 ダムの用 1/2の適用があるもの	1 8 2				0	0	0	96, 494	1 8 3	96, 494
地方		1 9 2				0	0	0	9, 763	1 9 3	9, 763
	金 素の <td>2 0 2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>82</td> <td>1, 701</td> <td>26, 681</td> <td>2 0 3</td> <td>28, 382</td>	2 0 2	0	0	0	6	82	1, 701	26, 681	2 0 3	28, 382
設固	特定多目的ダム 1/2の適用があるもの	2 1 2				0	0	0	0	2 1 3	0
等定	法の規定の適用 を受ける多目的 3/4の適用があるもの	2 2 2				0	0	0	0	2 2 3	0
の資	ダムに係るもの 特例率の適用がないもの	2 3 2	0	0	0	0	0	0	0	2 3 3	0
用産	計	2 4 2	6	1, 172	6, 406	6	82	1, 701	132, 938	2 4 3	141, 045
石 油	備蓄施設の用に供する固定資産	2 5 2								2 5 3	
	승 카	2 6 2	22	192, 914	12, 420, 839	18	123, 599	8, 090, 605	173, 726	2 6 3	20, 685, 170

坩	力を	表番号					
1	4	2	1	2	3	⁷ 8	98

令和3年度 市町村交付金の交付金額等に関する調(つづき)

		—		(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	
				国 有	資 産	公 有	資 産	交付金額計	前年度の交付金額	増 減 額
	区	分	行番号		交付金額		交付金額	(A) + (B) (C)	(D)	(C) - (D)
		,,	1, ш	算定標準額	(円)(A) 注: 百円未満の端数は生 じないものであること	算定標準額	(円) (B) 注: 百円未満の端数は生 じないものであること	注: 百円未満の端数は生 じないものであること	注: 百円未満の端敷は生 じないものであること	
				(千円)	(Carrences = 2)	(千円)	(Carrenceses)	C CANADO CASE J	((円)
貸	法第4条第1項の 特例の適用がある	1/6の適用があるもの	0 1 4	39, 484	552, 700	1, 823, 855	⁴⁴ 25, 533, 900	26, 086, 600	26, 431, 700	△ 345, 100
付	付別の適用がある	1/3の適用があるもの	0 2 4	25	300	0	0	300	300	0
資	Ü	2/5の適用があるもの	0 3 4	21, 026	294, 300	3, 235, 488	45, 296, 800	45, 591, 100	45, 606, 000	△ 14,900
産	上 記 以	外のもの	0 4 4	921	12, 800		20, 774, 900	20, 787, 700	21, 617, 100	△ 829, 400
,		計	0 5 4	61, 456	860, 100	, ,	91, 605, 600	92, 465, 700	93, 655, 100	△ 1, 189, 400
空す	法第4条第1項の	1/6の適用があるもの	0 6 4	0	0		0	0	0	0
港る	特例の適用があるも の	1/3の適用があるもの	0 7 4	0	0	· ·	0	0	0	0
の固	6 0)	2/5の適用があるもの	0 8 4	0	0	- v	0	0	0	0
用定	上記以外のもの	1 / 2 の適用があるもの 1 / 4 の適用があるもの	0 9 4	0	0	ŭ	ū	0	0	0
に資				0	0	-	0	0	0	0
供産	-t- I.I. mz	計	1 1 4	v	•			v	0	0
発は供	有 林 野	に係る土地	1 2 4	0	0			0	0	0
雷送士	発電所の用に供	地方公営企業に係るもの	1 3 4			0	0	0	0	0
所・変してある。	する固定資産.	特定多目的ダム法の規定の適用を受ける多目的ダムに係るもの	1 4 4	0	0	0	0	0	0	0
変設 電の 所用資	変電所又は送電旅	施設の用に供する固定資産	1 5 4	0	0	28, 344	396, 800	396, 800	310, 300	86, 500
所用型		計	1 6 4	0	0	28, 344	396, 800	396, 800	310, 300	86, 500
水に	地にダム以外の	のものの用に供する土地	1 7 4			6, 406	89, 600	89, 600	89, 600	0
道供	_{方係} 公 _る ダムの用	1/2の適用があるもの	1 8 4			48, 247	675, 500	675, 500	366, 100	309, 400
連がす	が は に は を を を を を を を を を を を を を を を を を	3/4の適用があるもの	1 9 4			7, 322	102, 500	102, 500	125, 100	△ 22,600
ス	産 固定資産	特例率の適用がないもの	2 0 4			28, 382	397, 300	397, 300	489, 400	△ 92, 100
設固	特定多目的ダム	1/2の適用があるもの	2 1 4	0	0		0	0	0	0
等定	法の規定の適用 を受ける多目的	3/4の適用があるもの	2 2 4	0	0	0	0	0	0	0
の資		特例率の適用がないもの	2 3 4	0	0	0	0	0	0	0
用産		計	2 4 4	0	0	90, 357	1, 264, 900	1, 264, 900	1, 070, 200	194, 700
石 油	備蓄施設の用	に供する固定資産	2 5 4	0	0			0	0	0
	合	11111	2 6 4	61, 456	860, 100	6, 661, 972	93, 267, 300	94, 127, 400	95, 035, 600	△ 908, 200

都市計画税に関する調

令和3年度 都市計画税に関する調報告書

都道府県名	神奈川県	
市町村名	厚木市	

地方公共団体コード 11	4	2	1	2	3 ⁶
表番号・行番号	⁷ 0	0	0	0	011
市町村判別コード特定市特定市	J· 以外	・・ の市	• • f町村	• 1 • • 2	12
団体区分コー	ド	13		$\overline{/}$	216

(注) 「特定市」の区分については 「ガイダンス表<<データ入力>>1-3」に留 意すること。

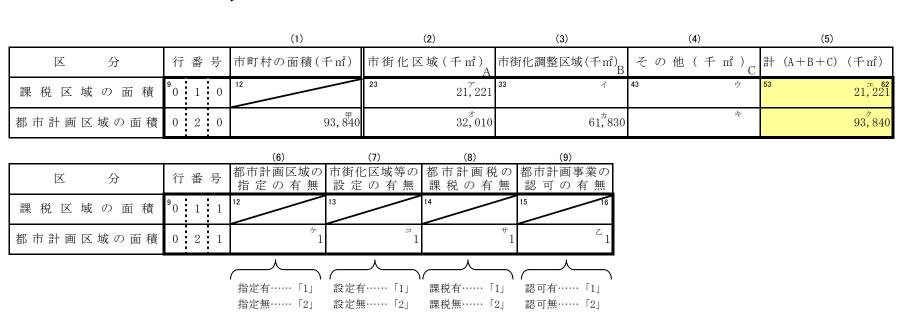
(注) 自動的に付与される。



令和3年度 都市計画税に関する調

第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市



地	方グ	表都	番号				
1	4	2	1	2	3	⁷ 5	28

第52表 納税義務者数に関する調

			(1)	(2)	(3)
2	区 分	行番号	総数(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
	個人	⁹ 0 1 0	12 46, 340	925	³² 45, 4 ¹ / ₁ 5
土地	法 人	0 2 0	1, 924	165	1, 759
	計	0 3 0	48, 264	1,090	47, 174
	個 人	0 4 0	58, 096	699	57, 397
家 屋	法 人	0 5 0	2, 141	44	2, 097
	計	0 6 0	60, 237	743	59, 494
	個 人	0 7 0	67, 018	1, 479	65, 539
実 数	法人	0 8 0	2, 718	194	2, 524
	計	0 9 0	69, 736	1,673	68, 063

地	方グ	表看	番号				
1	4	2	1	2	3	⁷ 5	3

第53表 地積及び床面積等に関する調 (法定免税点以上のもの)

				_		(1)			_		(2))					(3)			(4)
	区	分	行番号	市	街	化	区	域	市(對	化 調	整	区	域		そ	Ø	他	1	計
土	宅	宅 地	90 1 0	12				17, 539	24						34					⁴⁵ 17, 539
地	地	その他	0 2 0					2, 465												^z , 465
0)	等	小 計	0 3 0					20, 004						0					0	20, 004
地	,	農地	0 4 0					1, 122												رِّمْ أَرْبُ 1, 122
積 (千㎡)		計	0 5 0					チ 21, 126						ッ 0					テ 0	21, 126
家床	木	造家屋	0 6 0				4,	677, 718												4, 677, 718
屋面	木造	以外の家屋	0 7 0				8,	506, 384												8, 506, 384
の積 (㎡)		計	0 8 0				13,	184, 102						=0					z 2	13, 184, 102
土	宅	宅 地	0 9 0					86, 747												8 6 , 747
地	地	その他	1 0 0					7, 888												, 888 7, 888
の	等	小 計	1 1 0					94, 635						0					0	94, 635
筆	,	農地	1 2 0					3, 238												⁷ 3, 238
数 (筆)		=	1 3 0					97, 873						本0						97, 873
家屋	木	造家屋	1 4 0					43, 042												43, 042
の棟	木造	以外の家屋	1 5 0			_		15, 247										_		15, 247
数 (棟)		計	1 6 0	1				58, 289						0					× 0	58, 289

地	方グ)共区]体:	コー	ド	表番	番号
1	4	2	1	2	3	⁷ 5	48

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調 (法定免税点以上のもの)

								(1)	(2)	(3)	(4)
	区		分		行	番	뭉	決	定	価	格
					1.1	ш	<i>'</i> J	市街化区域(千円)	市街化調整区域(千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円)
		住	小規二	個人	9 ()	1	0	621, 811, 09	7	34	45 ± 57 621, 811, 097
		宅	模地	法人	0	2	0	31, 825, 25	1		31,825, 251
	宅	用	一 住宅	個人	0	3	0	113, 661, 63	3		113, 661, 633
土		地	用 般 地	法人	0	4	0	1, 642, 41	3		$1,64\overset{\exists}{2},413$
	地	非用住	個 住宅 J	. 非 用地	0	5	0	135, 346, 68	1		135, 346, 681
		宅 地	法 人住宅	. 非 用 地	0	6	0	293, 906, 70	1		293, 906, 701
地		小	計		0	7	0	1, 198, 193, 77		0	
		農	地		0	8	0	37, 163, 74	6		37, 163, 746
	۲	ξ σ,) 他	Ļ	0	9	0	134, 033, 97	3		134, 033, 973
		言	†		1	0	0	1, 369, 391, 49	5 0	0	1, 369, 391, 495
家	木	造	家	屋	1	1	0	136, 398, 66	9		136, 398, 669
屋	木	告 以 夕	トの家	屋	1	2	0	429, 706, 53	1		429, 706, 531
产		計	+		1	3	0	566, 105, 20		0	566, 105, 200
	合		計		1	4	0	1, 935, 496, 69	5 7 0	a 0	1, 935, 496, 695

地	方公	表都	番号				
1	4	2	1	2	3	⁷ 5	48

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

								(5)	(6)		(7)		(8)	(9)	(10)
	区		分		行	番	号	市街化区域(千円)	税 市街化調整区域 (千円)	票そ	準の他(千円	\	額 計 (千円) 🛕	実 定 税 率	調定見込額
		住	小住宅	個人	9()	1	1	12 205, 319, 781	25	35	の他 (千円		計 (千円) A 47 205, 319, 781	B 61	A×R (千円) / 69 79/
		宅	規模地	法人	0	2	1	10, 459, 561					10, 459, 561		
	宅	用	一 住宅	個人	0	3	1	75, 196, 218					75, 196, 218		
土		地	用 般 地	法人	0	4	1	1, 078, 300					1, 078, 300		
	地	非用住	個 住宅 月	非用地	0	5	1	87, 065, 476					87, 065, ² 76		
		宅 地	法 人住宅戶	非用地	0	6	1	164, 831, 915					164, 831, \$\\ 915		
地		小	計		0	7	1	543, 951, 251	0			0	543, 951, 251		
		農	地		0	8	1	23, 499, $\overset{\grave{\sharp}}{3}$ 04					23, 499, 304		
	Ž	そ の	他			9		87, 265, 157					87, 265, 157		
		計	-		1	0	1	654, 715, 712	0			0	654, 715, 712		
家	木	造	家	屋	1	1	1	136, 273, 292					136, 273, 292		
屋	木道	告 以 外	. の 家	屋		2		423, 092, 931					423, 092, 931		
产		計	•			3		559, 366, 223				0	559, 366, 223	1	/
	合		計		1	4	1	1, 214, 081, ^b	= 0		Ь	0	1, 214, 081, 935	0.200 %	2, 428, 164

地方公共団体コード 表番号 1 4 2 1 2 3 75 6

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調 (法定免税点以上のもの)

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行番号	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
	Z J		(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
平	<u>z</u> 本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 0 1 0	1, 026	567	³⁹ 25, 755, 339	17, 170, 224	1, 798
市。	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	149	62	3, 846, 912	2, 506, 675	225
成	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	56	35	2, 079, 290	1, 291, 153	100
特	. 負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	27	19	606, 298	358, 877	48
街一		0 5 0	13	10	250, 416	136, 250	20
+	<u>負担水準0.75以上0.8未満</u>	0 6 0	10			127, 160	21
'	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0	8		,	67, 189	11
定 化八	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0	88			1, 361, 667	380
	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0	31			301, 429	102
年		1 0 0	6		,	39, 330	9
区。	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0	8		101,000	37, 622	11
土 度		1 2 0	2	1	37, 998	12, 241	2
市	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0		2	50.005	14.540	
域以		1 4 0	4	2	56, 337	14, 742	5
前	負担水準0.3以上0.35未満 1.42世紀2011年11月11日 2011年11日 2011年11年11日 2011年11日 2011年11年11日 2011年11日 2011年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年	1:5:0					
	吴邑水平0:20次上0:0水閘	1 6 0 1 7 0					
街農参	負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
16人	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
地	在 + 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 1 0					
化	計	2 2 0	1, 428	851	36, 969, 113	23, 424, 559	2, 732
1L	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	2 3 0	1, 428			45, 581	2, 132
平	4 年前による (価格の3分の2) 課税がなされたもの	2 4 0	4	ა 1	24, 450	9, 780	0
# '	気性が半0.00 Ln 05土港	2 5 0	1	1	24, 400	9, 100	
	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
区	4. 負担水準0. 8以上0. 85未満	2 7 0					
街一		2 8 0					
1 +	4	2 9 0					
'	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
域 化九	負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
~	負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
年	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
区度	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					,
	負担水準0.4以上0.45木 個	3 5 0					
農域以	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
	<u> </u>	3 7 0					
後		3 8 0					
農参	負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
地	7(12), 1 0, 100/(12 0, 13) (III)	4 0 0					
λ λ	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
地	↑ 負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
0)	負担水準0.05未満	4 3 0	_		155 010	EE 0.21	
	計	4 : 4 : 0	5	4	175, 249	55, 361	10



第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行番号	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
	Δ	1」留 夕	(人)	(千㎡)	(千円)	(千円)	(筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	⁹ 4 5 0	1, 030	570	³⁹ 25, 906, 138	17, 215, 805	1, 806
	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	150	63	3, 871, 362	2, 516, 455	227
	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	56	35		1, 291, 153	
	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	27	19		358, 877	
	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	13	10		136, 250	
	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	10	10		127, 160	
合	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	8	5	139, 905	67, 189	
	負担水準0.65以上0.7未満 2.10人2000年1月1日 10人2000年1月1日 10人2000年1月 10000年1月 100000年1月 100000年1月 100000年1月 1000000年1月 10000000000000000000000000000000000	5 2 0	88	104	3, 034, 368	1, 361, 667	380
	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	31	28	708, 558	301, 429	
	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	6	4	101, 596	39, 330	
	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	8	4	107, 022	37, 622	11
	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	2	1	37, 998	12, 241	2
	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	14.740	•
	負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満	5 8 0 5 9 0	0	2	56, 337	14, 742	
計	負担水準0.25以上0.35未満	6 0 0	0	0	0	0	v
-	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	·
	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	v
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	
	負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0
	計	6 6 0	1, 433	خ 855	37, 144, 362	[†] 23, 479, 920	t 2,742
第 62	表のうち生産緑地に係るもの	6 7 0	189	₹ 269	た 19,384	^t 19, 384	495

地	方グ	ド	表都	番号			
1	4	2	1	2	3	7 5	8 7
							_

第57表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

神奈川県 都道府県名 市町村名 厚木市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		_				宅 均	也 等	農地	土地計	家屋	課税標	準 (A)
		‡	也 目 等	特例	分 釆 旦	宅 地	その他	農地	土地計	多	の特例	
区	分			例率	行番号						(わがま	
	•					(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)
課法			評価額		9 0 1 0	12	22	32	42	52	62	64 65
	法	第9項(日本放送協会)	課税標準額	1/2	0 1 0				(
税第	伍		評価額		0 3 0							
7	***		課税標準額	1/3	0 4 0							
標 7 標 0	第	第10項(日本原子力研究開発機構)	評価額		0 5 0							
2			課税標準額	2/3	0 6 0							
準	7	hole and the second of the sec	評価額		0 7 0				(
条		第11項(登録有形文化財等)	課税標準額	1/2	0 8 0				(
の 第	0		評 価 額	1/3	0 9 0				(
		第21項 (農業・食品産業技術総合研究 構)	幾 課税標準額	1/3	1 0 0				(
特 2	2		HI IMI HA	1/6	1 1 0				(
	2		課税標準額	i 1/0	1 2 0				(
例項	Æ	第22項(新関西国際空港㈱)	評価額	1/2	1 3 0				(
	条		課税標準額		1 4 0							
にか		第23項(信用協同組合等)	評価額	3/5	1 5 0					0.440.001		
トつ	第		課税標準額	!	1 6 0 1 7 0					2, 449, 391		
よ		第25項(中部国際空港㈱)	評 価 額 課税標準額	1/2	1 8 0				(
ے م	2		評価額		1 9 0							
b _		第27項(家庭的保育事業)	課税標準額	_ i	2 0 0						1	3
書	項	the control of the last section (評価額		2 1 0							
減		第28項(居宅訪問型保育事業)	課税標準額	_	2 2 0						1	3
0)	カゝ	第00万 (市类武力但本市类)	評価額		2 3 0							/
額	73 .	第29項(事業所内保育事業)	課税標準額	i	2 4 0						1	3
規	_	第30項(認定生活困窮者就労訓練事業)	評価額	1/2	2 5 0				(
と 定	2	第50項(配定主佰四新名就分訓除事業)	課税標準額	i 1/2	2 6 0				(
			評価額	1/3	2 7 0							
なに	Ĺ	第32項(量子科学技術研究開発機構)	課税標準額	i 1, 3	2 8 0							
			評価額	2/3	2 9 0							
るよ	書		課税標準額	1	3 0 0							
dere ur		第33項(世界遺産)	評価額	1/3	3 1 0				(
額る			課税標準額	Ц	3 2 0				(<u>'</u>		

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

拙	方々	ド	表都	番号			
1	4	2	1	2	3	7 5	8 7
							_

							(1)		(2)	(;	3)		(4)	(5)	(6)	(7)
				4.4-			宅	地	等	農	地	土	地 計	家屋	課税	標 準 (A)
		地 目	等	特例	行番号	1-7	宅 地	そ	の他	辰	70		가 <u>다</u> 타	水 庄	の特	例 率 (B)
区分			_	率												ぶまち特例)
よに法			$\overline{}$		9	12	(千円	22	(千円)	32	(千円)	42	(千円)	52	f円) (A)	(B)
り よ第 る 7	法第	第1項 (被災住宅用地等)	評価額	2/3	3 3	0							0			
減課 0 額 2 有 条	7 0	(法第349条の3の3 第1項(同条各項に おいて準用、読み替	課税標準額		3 4								0			
と準の なの 3	2 条 の	えて適用される場合 を含む)の適用を受 第2項 けるものに限る)	評価額	. /0	3 5	0							0			
特の る例規 額に定	3	第2項	課税標準額	1/3	3 6	0							0			
額市 報市 計に は に は の の の の の の の の の の の の の		減額分に相当する課税標準	準額	1/2 減額	3 7	0										
特規法	法附		評価額	2/3	3 8	0							0			
よよ第 りる1 額減課 6	則 第 1	(平成28年熊本地震に係る	課税標準額	2/3	3 9	0							0			
額税条	6 条	被災住宅用地等)	評価額	1/3	4 0	0							0			
な準 2 るのの	の 2		課税標準額		4 1	0							0			
計等る年の法 画に対 税 が が が 代 が 代 替 変 ル 緩 成 る 都 を 展 え り の は 対 れ 代 替 で え る る る る る る る る る る る る る る る る る る		減額分に相当する課税標準	準額	1/2 減額	4 2	0										
特規法 例定附 にに則	法附		評価額	2/3	4 3	0							0			
よよ第 りる 1 額 減課 6	則 第 1	(平成30年7月豪雨に係る	課税標準額		4 4								0			
額税条	6 条	被災住宅用地等)	評価額	1/3	4 5	0							0			
な準 3 るのの	<i>O</i> 3		課税標準額	1,0	4 6								0			

坩	方々	3共2	団体:	地方公共団体コード								
1	4	2	1	2	3	7 5	8 7					

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
						宅 ‡	也 等	tila lila	հեր ∄լ.	☆ B	課税機	票 準 (A)
		地「	等	特例	行番号	宅 地	その他	農地	土地計	家屋	の特例	
区	分			例率	1」 留 万							ち特例)
						(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円		(B)
に法			評 価 額		9	12	22	32	42	52	62	64 65
附 則		第1項 (総合効率化に資する倉庫等)		1/2	4 7 0							
第	.,		課税標準額		4 8 0							
1 よ 5	法	第10項 (並行在来線に係る譲受固定資 産)	評 価 額 課税標準額	1/2	4 9 0				(
条、		/±./	評 価 額		5 0 0 5 1 0					<u> </u>		
法		第15項 (PFI公共施設)	課税標準額	1/2	5 2 0							
附 り則	附	(都市利便施設)都市再生緊急整備地域	評価額		5 3 0							
り則第		(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	課税標準額	-	5 4 0						1	2
1 5		第16項 (都市利便施設) 特定都市再生緊急整備地域	評価額		5 5 0							
条	P.1	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	課税標準額	-	5 6 0						1	2
減の 2	則	MY + 17 TE (+17 + NL \ \ \ + L = 1.\	評価額	0./0	5 7 0							
又		第17項 (都市鉄道施設)	課税標準額	2/3	5 8 0							
は 法			評価額	1/2	5 9 0				(
額附	第	第18項 (外資埠頭公社の民営化に係る	課税標準額	1/2	6 0 0				()		
則第		第10点 承継特例)	評価額	3/5	6 1 0				(
1			課税標準額	5/ 5	6 2 0				()		
5 と条	_	第19項 (鉄道再構築事業)	評 価 額	1/4	6 3 0							
0	1	7,770	課税標準額	1, 1	6 4 0							
3 の		第21項 (公益法人が所有する能楽堂)	評 価 額	1/2	6 5 0				(
規		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	課税標準額	,	6 6 0				(<u>)</u>		
な定 に	5		評価額	1/2	6 7 0							
ょ		第22項 (国際戦略港湾等の荷さばき施 設等)	課税標準額		6 8 0							
る 課		议寺 <i>)</i>	評価額	2/3	6 9 0							
る税			課税標準額		7 0 0 7 1 0							
標準	条	第26項 (駅のバリアフリー化施設)	評 価 額 課税標準額	2/3	7 2 0							
の		(胜导化肺压切的胃不泄流性	評 価 額		7 3 0							
特		第29項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施 設)	課税標準額	2/3	7 4 0							
額例			小化尔宁识		4 0							

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

坩	1方4	ド	表番	爭号			
1	4	2	1	2	3	7 5	7

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
<u> </u>	分	地「	目 等	特例率	行番号	宅 地	地 等 そ の 他 (千円)	- 農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家屋(千円)	課 税 標 準 (A の 特 例 率 (B (わがまち特例) (A) (B)
		(農地中間管理機構に賃借権を 設定した農地) (存続期間10年	評価額	1/2	9 7 5 0	12	22	32	42	52	62 64 64
法	第33項	[以上) (農地中間管埋機構に賃借権を 設定した農地) (存続期間15年	課税標準額 評価額 課税標準額	1/2	7 6 0 7 7 0 7 8 0				0		
陈		(特定事業所内保育施設)	評 価 額 課税標準額	-	7 9 0 8 0 0				0		1 3
貝	第35項	(市民緑地)	評 価 額課税標準額	_	8 1 0 8 2 0				0		1 2
第	第37項	(立地誘導促進施設) (協定有効期間5年以上)	評価額課税標準額	2/3	8 3 0 8 4 0				0		
1		(立地誘導促進施設) (協定有効期間10年以上)	評価額課税標準額評価額	2/3	8 5 0 8 6 0 8 7 0				0		
	第38項		課税標準額評価額	Ì	8 8 0				0		
5		(地域福利増進事業)	課税標準額 評 価 額	2/3	9 0 0				0		
条	=	[(浸水被害軽減地区)	課税標準額 評 価 額	-	9 2 0 9 3 0				0		
	第43項	頁 (滞在快適性等向上施設)	課税標準額	1/2	9 4 0				0		

地	方を	ド	表看	番号			
1	4	2	1	2	3	7 5	8 8
							_

都道府県名	神奈川県	
市町村名	厚木市	-

									(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7))
	_			lile	D 6%	det-			宅	地 等	- 農 地	土地計	家屋	課税標準	(A)
					目 等	特例	行	番号	宅 地	その他	,	工 旭 即	水 座	の特例率	(B)
X	分				_	率								(わがまち特例	
よ則法	法				$\overline{}$		9	i	(千円	(千円	(千円)	(千円)	(千円)	(A) (B	·)
第附 1則 り5第 条1	附 則 2 1	第2項	(法附則	道・四国に係る特例) 第15条の3の適用のあるも	評価額	1/2	0	1 0				0			
の 5 減 3 条 の、	5 条 の		のを除く)	課税標準額		0	2 0				0			
親定に見	阿	笙1項		:社等に係る承継特例) 第15条の2第2項のJR三島特	評 価 額	3/5	0	3 0				0			
よ よ る 課 え が 税 条	則 第 1	77178		ものを除く)	課税標準額	0/0	0	4 0				0			
な標準2	5 条	笙1項		社等に係る承継特例) (第15条の2第2項のTR三島特	評 価 額	3/10	0	5 0				0			
特は 例法 額に附	時は の 例に係るものに限る) 課 課		課税標準額	0/10	0	6 0				0					
額	税固に等定対	術 (1) () () () () () () () (5 附 条則	減額分に相当する課税	標準額	1/3 減額	0	7 0							
則 3 第年	に改 よこ る法	第2項		則第15条第20項	評価額	2/3	0	8 0							
7 正 条法	令定	NIE-X	(都市銀	跌道利便増進施設)	課税標準額	2/0		9 0							
f	の合品と	第2項		則第15条第21項	評価額	1/2	1	0 0							
2 1 年	2 の 手規		(国立)	大学校舎)	課税標準額	ŕ	1	1 0							
Ī	改定 Eに 去よ	第5項	(認定記	則第15条第40項 秀導事業)	評価額	_	1	2 0							
所 条貝	付る 則も	76-7	(地域) (わが)	央定型地方税制特例措置 まち特例) 適用分)	課税標準額		1	3 0							
附 2 ※ 則 ⁹	成に改 2 よ る .	第3項	(備蓄倉		評 価 額		1	4 0							
1 [†] 9 I	手もの 牧の規 正平定		(わがる	央定型地方税制特例措置 まち特例)適用分) (わがまた特例)(6)(7)	課税標準額			5 0		を何変を入力し、判定	アトアいわい担合け「	- L & A + + Z = k	したがって (1)。		

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)〜(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方グ	:共区	団体:	コー	ド	表	昏号
1	4	2	1	2	3	7 5	8

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		Id. =		44-		宅 力	地 等	農地	土地計	家屋	課税標準	售 (A)
		地 [事等	特例	行番号	宅 地	その他		T 76 11	水 座	の 特 例 率	図 (B)
区 分	•		_	率							(わがまち特	
附平も改			$\overline{}$		9	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A) (1	(B)
成 正 法	第2項	旧法附則第15条第1項	評価額	1/2	1 6 0							
第8 #	7,7= 7	(倉庫)	課税標準額	1/2	1 7 0							
2 元 定		旧法附則第15条第42項	評 価 額		1 8 0							
7 7 正 よ 系法のる	第3項	(認定誘導事業により取得した 公共施設等)	課税標準額	4/5	1 9 0							
則2よ改		L	評価額		2 0 0							
6る正第年も	第2項	(スーパー中枢港湾)	課税標準額	1/2	2 1 0							
ひ 1 7 7 法平定	hh o rai	旧法附則第15条第27項	評価額	1 /0	2 2 0				0			
法半定 条附成に		課税標準額	1/2	2 3 0				0				
平改	第9項	旧法第349条の3第23項 (農業・食品産業技術総合研究	評価額	2/3	2 4 0							
成正	另 4 快	機構)	課税標準額	2/3	2 5 0							
2 3 3 4	第4項	旧法第349条の3第31項	評価額	1/3	2 6 0							
年の改規	777 7	(社会保険診療報酬支払基金)	課税標準額	1,0	2 7 0							
正定	第5項	旧法第349条の3第32項	評価額	1/3	2 8 0							
法に	21.0 X	(日期甲女生連転センター)	課税標準額	1/0	2 9 0							
附上	第6項	旧法第349条の3第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理	評価額	1/2	3 0 0							
則 ^公 第 ^る		機構)	課税標準額		3 1 0							
9 \$	第10項	旧法附則第15条第35項 (指定特定重要港湾に係る港湾	評価額	1/2	3 2 0							
条の 101 a h 7/		施設)	課税標準額		3 3 0							
則 2 よ改 ₂ る正	第4項	旧法附則第15条第36項	評価額	1/2	3 4 0							
2年改の1		(PFI公共荷さばき施設)	課税標準額		3 5 0							
1 4 4 2 2 3 4 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	第5項	旧法附則第15条第37項	評 価 額	1/2	3 6 0							
条附成に		(PFI一般廃棄物処理施設)	課税標準額		3 7 0							

地	方グ	〉 共 🛚	団体:	ュー	ド	表習	番号
1	4	2	1	2		7 5	8
							_

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
		ld.		4.4-		宅	地 等	農地	土地計	家屋	課 税 標 準 (A)
		地!	事等	特例	行番号	宅 地	その他		上地門	水 座	の 特 例 率 (B)
区分	}		_	率			()	(4-)			(わがまち特例)
改改			$\overline{}$		9	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A) (B)
正正法		旧法第349条の3第25項 (日本電気計器検定所)	評 価 額	1/2	3 8 0						
かま規		(日本电风司	課税標準額		3 9 0						
定附に		旧法第349条の3第26項	評価額	1/2	4 0 0						
より	第2項	(日本消防検定協会)	課税標準額	1/2	4 1 0						
£		旧法第349条の3第27項	評価額	1/2	4 2 0						
第の平		(小型船舶検査機構)	課税標準額	1/2	4 3 0						
1 成 6 2		旧法第349条の3第28項	評価額	1/2	4 4 0						
0 条年		(軽自動車検査協会)	課税標準額	1/2	4 5 0						
則1よ改 7る正	第4項	旧法第349条の3第39項	評価額	1/6	4 6 0						
第年も法 改	NI A	(社会保険診療報酬支払基金)	課税標準額	1/ 0	4 7 0						
1 0 0 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	笹5項	旧法第349条の3第40項	評価額	1/6	4 8 0						
条附成に	310. X	(自動車安全運転センター)	課税標準額	1/0	4 9 0						
年改 正		旧法第349条の3第28項	評価額	1/3	5 0 0						
改法正の		(日本電気計器検定所)	課税標準額	1/0	5 1 0						
規 法定		旧法第349条の3第29項	評 価 額	1/3	5 2 0						
附よ	第3項	(日本消防検定協会) 	課税標準額	1/0	5 3 0						
則る も	7,70	旧法第349条の3第30項	評価額	1/3	5 4 0						
第の		(小型船舶検査機構)	課税標準額	1, 0	5 5 0						
1 平 8 成		旧法第349条の3第31項	評価額	1/3	5 6 0						
1 条 5	<u></u>	(軽自動車検査協会)	課税標準額	1, 0	5 7 0						
第則年の第改平	に正	旧法附則第15条第19項	評 価 額		5 8 0				0		
2 1 正成 3 法 1 項条附 0	るの	(指定法人等大規模外貿埠頭)	課税標準額	1/2	5 9 0				0		

地	方グ	:共区	団体:	コー	ド	表都	昏号
1	4	2	1	2	3	7 5	8
							_

							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)	1
$\overline{\mathbb{X}}$			地(目 等	特例率	行番号	宅地	せ 等 の 他	農地	土地計	家 屋	課 税 標 準 <u>(</u> の 特 例 率 ((わがまち特例	(B)
							(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A) (B))
平改成正			評価額	1/3	6 0 0	12	22	32	42	52	62		
		旧法第349条 (農業・生物	の3第27項 カ系特定産業事業研究機	課税標準額		6 1 0							
7 法 年		構)		評価額	1 /0	6 2 0							
一の 改				課税標準額	1/6	6 3 0							
正規		旧法第349条	の3第30項	評価額	1/6	6 4 0							
	第3項	(日本電気計	十器検定所)	課税標準額	1/6	6 5 0							
附に		旧法第349条		評価額	1/6	6 6 0							
		(日本消防核	食定協会)	課税標準額	1/0	6 7 0							
則よ		旧法第349条		評 価 額	1/6	6 8 0							
第る		(小型船舶椅	食査機構)	課税標準額	1/0	6 9 0							
1 2 &		旧法第349条		評 価 額	1/6	7 0 0							
条の		(軽自動車権	全体会)	課税標準額	1/0	7 1 0							
		合	計	評 価 額		7 2 0	0	0	0	0			
			рі	課税標準額		7 3 0	0	0	0	0	2, 449, 391		
	第条 ⁹ 7の		市街化区域農地としての評	平価額		7 4 0				0			
	項 5	9 則	徴収猶予分に相当する課税	总標準額		7 5 0				0			
	第条9		市街化区域農地としての評	平価額		7 6 0				0			
	項 5	9 則	徴収猶予分に相当する課税	总標準額		7 7 0				0			
		第法	市街化区域農地としての評	平価額		7 8 0			5, 240, 733	5, 240, 733			
	項1の2附 減額分に相当する課税標準額			7 9 0			2, 190, 922	2, 190, 922					
	第条第法 項1の2附 市街化区域農地としての評価額			8 0 0				0					
		9則	減額分に相当する課税標準	基額		8 1 0				0			

地	方公	:共区	団体:	ュー	ド	表都	昏号
1	4	2	1	2	3	7 5	8
							_

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
区分	地 目 等	特例率	行番号	宅 地 (千円)	世 等 そ の 他 (千円)	農地(千円)	土地計(千円)	家屋(千円)	課税標準(A) の特例率(B) (わがまち特例) (A) (B)
る 及 と 税条 法 税条 第 附 例 オ 屋 で た 攻 免 除 項 頃 音 置 に 土 域 (罪 年 近 休 地 外 課 5	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8 2 0		22	32	42	52	62 64 67
置係及な除項 5 法 るびって 域課 6 5 所 特家た 域課 第 例屋 土 外 税 射 措 に 地 と 免 6 第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8 3 0				0		
置係及な除項5法 るびつに域課第 特家た域課第 例屋土外税第 措に地と免8第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8 4 0				0		
特用の 特用の 特別地被災に 大震に 大震に 大震に 大震に 大震に 大震に 大震に 大震	減額分に相当する課税標準額		8 5 0				0		
例地代に日15法 措に替よる06 置係住る大項(条 る宅被震の 等用災災東第第	減額分に相当する課税標準額		8 6 0				0		
置係代に日15法 る替よ本16 特家る大項 例屋被震(増に災災東第第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額 1/3 減額	8 7 0 8 8 0						

地	方公	、共 🛚	団体:	コー	ド	表都	昏号
1	4	2	1	2	3	7 5	8
							_

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
	II. D 64	stet-		宅	地等	農地	土地計	家屋	課 税 標 準 <u>(A)</u>
	地 目 等	特例	行番号	宅 地	その他), Z			の 特 例 率 (B)
区 分		率		(* FI)	(T.F.)	(T.E.)	(# FII)	(~ III)	(わがまち特例)
				(千円)			(千円)	(千円)	(A) (B)
措宅に域 (条 (条 (条 (条 (条 (条 (条 (条 (条 (条	減額分に相当する課税標準額		8 9 0	12	22	32	0	52	02 / 04 69
のに困第法 特係 区 4 則 措代 域 項 第 首 替 内 (5	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	9 0 0						
置	1950時月1〜1中日 y る味忱信平假	1/3 減額	9 1 0						

坩	方々	3共2	団体:	1 —	k	表都	番号
1	4	2	1	2	3	⁷ 5	98

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
			11 田 7	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	小	負担水準1.0以上	9 1 0	¹² 35, 040	7, 286	³⁹ 445, 679, 644	⁵⁴ 148, 559, 867	48, 323
	.1.	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	6, 740	1, 464	141, 890, 448	46, 159, 651	9, 270
	規	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	1, 614		32, 171, 825	10, 016, 178	2, 367
	//2	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	73	12	1, 302, 407	386, 097	87
	模	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0	10	4	213, 490	59, 023	20
		負担水準0.75以上0.8未満	0 : 6 : 0	3	3	423, 748	108, 014	10
	住	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0	16	3	129, 535	30, 951	27
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
宅		負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満	1 4 0 1 5 0					
	$\overline{}$	負担水準0.25以上0.35未満	1 6 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0	-				
	個	負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
	人	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
		負担水準0.05未満	2 1 0					
		計	2 2 0	43, 496	9, 104	621, 811, 097	⁷ 205, 319, 781	60, 104
		負担水準1.0以上	2 3 0	437	305	18, 716, 735		878
	7/5	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	202		10, 669, 669	, ,	390
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0	40		1, 347, 970		58
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0	8		1, 045, 982	311, 301	13
	//-	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0	2	1	44, 895	12, 472	2
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0			,	ŕ	
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
地	住	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
	宅	負担水準0.55以上0.6未満	3 : 2 : 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	用	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
	Tip.	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
	地	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0	ļ				
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満	3 9 0					
	14	負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満	4 0 0 4 1 0	-				
	人	負担水準0.05以上0.1未満 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	4 1 0					
	``	負担水準0.05未満	4 3 0					
	$\overline{}$					<u>د</u>	な	
		計	4 4 0	689	423	² 31, 825, 251	10, 459, 561	1, 341

坩	力/	公共区	団体:	1 —	ド	表都	番号
1	4	2	1	2	3	⁷ 5	98
							→

第59表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行 番 号	納税義務者 (人)	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
		負担水準1.0以上	⁹ 4 5 0			20		
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	1, 698	261	22, 512, 217		2, 561
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	335	53	, ,		550
	般	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	15	2		115, 771	21
		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	4	1	28, 934		7
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	9		24, 329		- 2
		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	9	9	79, 728		18
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	J	2	13,120	30, 120	
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					-
		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					-
	用	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					-
	地	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					-
		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
宅		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
	個	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
	IEI	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
	1	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
	人	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
		負担水準0.05未満	6 5 0					
		計	6 6 0	10, 799	1,790	¹² 113, 661, 633	⁸ 2 75, 196, 218	16, 810
		負担水準1.0以上	6 7 0	95	18	1, 070, 207	713, 471	159
	_	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	24	4	414, 609		155
		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0	3	1	81, 698		40
	40.	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	1	1	75, 899		1
	般	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	1		10,000	40, 000	
		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
	住	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0					
地		負担水準0 65以上0 7未満	7 4 0					
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0					
	用	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
	_	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
	広	負担水準0. 15以上0. 2未満	8 4 0					
	,	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0					
	人	負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0				†	
		負担水準0.05未満	8 7 0					
		計	8 8 0	123	23	1, 642, 413	1,078,300	209
		įΤ	0 0 0	123	23	1, 042, 413	1, 078, 300	209

地	方を	人共区	団体	コー	ド	表看	昏号
1 1	4	2	1	2	3	⁷ 6	08

第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

	商	区 分	行番号	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u> </u>	11 = 12					
			.	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
		負担水準0.7超	90 1 0	661	422	³⁹ 22, 734, 611	⁵⁴ 15, 914, 227	1, 2 ⁸⁰
1	業	負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0	1,006	624	53, 651, 983	36, 432, 611	1,851
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0	368	277	25, 838, 895		789
i	等	負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0	244	264	21, 775, 353		553
i	$\overline{}$	負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0	117	174	10, 724, 087	5, 797, 893	372
i	非	負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0	5	3	152, 415	75, 177	5
	- 1	負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0	1		8, 486	3, 735	1
	住	負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0					
l		負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0	1	6	460, 851	155, 781	1
i	用	負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0					
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満	1 : 1 : 0					
ı - I		負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
l l	·	負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
i	個	負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
i	人	負担水準0.05未満	1 5 0					
	$\overline{}$	計	1 6 0	2, 403	1,770		[©] 87, 065, 476	4, 848
i	商	負担水準0.7超	1 7 0	172	228	12, 189, 422	8, 532, 596	445
i	業	負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0	479	533	52, 863, 541	35, 926, 475	1, 085
	地	負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0	205	573			562
l l		負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0	164	1, 128	62, 940, 959		687
i	等	負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0	136	1, 323	79, 614, 859		576
i	$\widehat{}$	負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0	5	53	3, 457, 936	1, 712, 563	18
地	非	負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0					
i	住	負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0	2	185	, ,		7
i	宅	負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0	33	406	29, 316, 205	9, 899, 247	55
i	用	負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0					
i	地	負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0					
l l	•	負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
i 1	法	負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					
i l	人	負担水準0.05未満	3 1 0					
	\mathcal{C}	計	3 2 0	1, 196	4, 429	⁵ 293, 906, 701	¹³ 164, 831, 915	3, 435
1′	60行及	び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3 3 0					



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行	番号	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			(人)	(千㎡)	(千円)	(千円)	(筆)
宅	商業	負担水準0.70	93	4 0	101	24 55	³⁹ 3, 333, 513	⁵⁴ 2, 333, 459	69 162
	地	負担水準0.69以上0.70未満	3	5 0	274	154	11, 834, 543	8, 227, 026	495
地	築	負担水準0.68以上0.69未満	3	6 . 0	246	147			433
70	,,	負担水準0.67以上0.68未満	3	7 0	170	78	8, 123, 749	5, 486, 190	282
	非	負担水準0.66以上0.67未満	3	8 0	143	97			254
	分上	負担水準0.65以上0.66未満		9 0	142	93	8, 305, 757	5, 441, 317	225
<i>t</i>	宝	負担水準0.64以上0.65未満	4	0:0	98	46	4, 506, 606	2, 906, 309	165
負	H	負担水準0.63以上0.64未満	4	1 0	70	32			117
L	州	負担水準0.62以上0.63未満	4	2 • 0	51	38			111
担	地	負担水準0.61以上0.62未満	4	3 0	99	90	7, 488, 638		230
	· /m	負担水準0.60超0.61未満	4	4 0	71	68	6, 042, 507	3, 665, 684	160
水	旭	負担水準0.60		5 : 0	4	3	236, 232		6
進		≣ 	4	6 0	1, 469	901	79, 490, 878	52, 511, 515	2, 640
-	商	負担水準0.70	4	7:0	29	21	1, 390, 222	973, 155	45
0	業	負担水準0.69以上0.70未満	4	8 0	137	186	15, 963, 410	11, 100, 455	299
Ľ	地	負担水準0.68以上0.69未満		9:0	112	85		5, 944, 546	240
6	等	負担水準0.67以上0.68未満	5	0 0	110	71		6, 360, 146	201
	$\overline{}$	負担水準0.66以上0.67未満		1 0	80	123	12, 295, 978	8, 179, 020	181
ζ.	非	負担水準0.65以上0.66未満	5	2 0	66	47	5, 136, 279	3, 369, 153	119
′	住	負担水準0.64以上0.65未満	5	3 0	37	113	7, 131, 671	4, 591, 624	88
0	宅	負担水準0.63以上0.64未満	5 :	4 : 0	45	39	8, 413, 895	5, 339, 474	80
U	用	負担水準0.62以上0.63未満	5	5 0	53	167	10, 503, 871	6, 579, 755	191
7	地	負担水準0.61以上0.62未満		6:0	37	125	8, 837, 146	5, 427, 511	97
'	•	負担水準0.60超0.61未満		7 0	38	101	5, 920, 844		89
$\overline{}$	法	負担水準0.60	5	8:0	8	28	1, 169, 282	701, 851	17
		計	5	9 0	752	1, 106	94, 840, 250	62, 149, 565	1,647



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
			行	番号	1.	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		Δ – – – – – – – – – – – – – – – – – – –	.1.1	田力	7	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
全	\$	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	⁹ 6	0	0	¹² 44, 308	9, 080	³⁹ 551, 179, 473	⁵⁴ 212, 654, 166	69 63, 0 ⁸⁰ 11
	-	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの		1 (833	650			1, 721
掛	lī.	住宅用地以外の宅地において負担水準0.6以上0.7以下		2:		2, 058	2, 007			4, 287
	_	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	6	3 (0	11, 507	5, 802	437, 759, 142	192, 189, 182	17, 728
計	L	負担水準0.2未満	6	4	0	0	0	0	0	0
р		計		5 (58, 706	[‡] 17, 539	⁷ 1, 198, 193, 776	^{tv} 543, 951, 251	86, 747
	, , ,	負担水準0.7超		6 (1, 367	501	25, 346, 275		2, 304
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	6	7 : (0	1, 408	477			2, 257
	地	負担水準0.6以上0.65未満	6	8 (0	531	197			792
そ	l	負担水準0.55以上0.6未満		9 (261	127	, ,		374
C	比	負担水準0.5以上0.55未満		0 (53	40	1, 974, 110	1, 045, 476	
	進	負担水準0.45以上0.5未満		1: (4	2	127, 053	61, 013	10
	1	負担水準0.4以上0.45未満		2						
	土	負担水準0.35以上0.4未満		3 (
の	ЦЬ	負担水準0.3以上0.35未満		4 (1		13, 135	4, 440	1
	地	負担水準0.25以上0.3未満		5 (
	$\overline{}$	負担水準0.2以上0.25未満		6						
		負担水準0.15以上0.2未満		7						
他	個	負担水準0.1以上0.15未満		8						
	Į.	負担水準0.05以上0.1未満		9						
		負担水準0.05未満	8	0	0					
		計	8	1 (0	3, 625	1, 344	94, 161, 509	62, 235, 767	5, 818

地方公共団体コード 表番号 ¹1 4 2 1 2 3 ⁷6 ⁸1

第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行 番	무	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u>Б</u>	11 笛	ク	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	宅	負担水準0.7超	⁹ 0 1	0	148	104	³⁹ 4, 736, 416	⁵⁴ 3, 315, 491 ⁶⁹	9 389
	Lat.	負担水準0.65以上0.7以下	0 2	0	232	148	11, 791, 331	8, 067, 934	52
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0 3	0	95	179			312
	比	負担水準0.55以上0.6未満	0 4		56	130	10, 471, 112		120
		負担水準0.5以上0.55未満	0 5	0	17	36			34
	準	負担水準0.45以上0.5未満	0 6	0	4	7	357, 136	173, 019	30
	土:	負担水準0.4以上0.45未満	0 7	0					
	1 -	負担水準0.35以上0.4未満	0 8	0	2	4	237, 820	86, 135	,
そ	地	負担水準0.3以上0.35未満	0 9	0	34	15	1, 052, 208	355, 282	52
		負担水準0.25以上0.3未満	1 0	0					
		負担水準0.2以上0.25未満	1 1	0					
	法	負担水準0.15以上0.2未満	1 2	0					
	".	負担水準0.1以上0.15未満	1 3	0					
		負担水準0.05以上0.1未満	1 4						
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	1 5						
		計	1 6		588		39, 853, 684		1, 44
		負担水準1.0以上	1 7		310	498	18, 780	18, 780	620
		負担水準0.95以上1.0未満	1 8						
の	宅、	負担水準0.9以上0.95未満	1 9						
	一以	負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満	2 0						
		只是水平0.0岁上0.00水间	2 1						
	地	負担水準0.75以上0.8未満	2 2						
	- 41	負担水準0.7以上0.75未満	2 3						
	71	負担水準0.65以上0.7未満	2 4						
	Lle	負担水準0.6以上0.65未満	2 5						
	比	負担水準0.55以上0.6未満	2 6						
	の	負担水準0.5以上0.55未満	2 7						
6.1.	244-	負担水準0.45以上0.5未満	2 8						
他	準	負担水準0.4以上0.45未満	2 9						
		負担水準0.35以上0.4未満 <u> </u>	3 0						
	土	負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満	3 1 3 2						
	土	負担水準0.2以上0.25未満	3 3			<u> </u>			
		負担水準0.15以上0.2未満	3 4						
	414	負担水準0.1以上0.15未満	3 5						
	地地	負担水準0.05以上0.1未満	3 6						
		負担水準0.05未満	3 7						
		計 計	3 8		310	498	18, 780	18, 780	620
		本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	3 9		44, 618				63, 63
	^	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	4 0		2, 348		65, 006, 724	45, 504, 706	4, 38
	È	住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地において負担水準0.6以上	4 1		4, 324			166, 247, 130	8, 169
		上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	4 2	0	11, 939		463, 670, 765		18, 448
言	+	負担水準0.2未満	4 3	0	0	0	0	0	
		計	4 4	0	63, 229	^{to} 20, 004	1, 332, 227, 749	631, 216, 408	94, 63
							•		

坦	方々	、共区]体:	1 —	ド	表都	番号
1	4	2	1	2	3	⁷ 6	28
							┢

第62表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		区	分	行番号	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆	数
			Я	11 18 7	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	((筆)
	本貝	川による(価格の3分の2)	課税がなされたもの	⁹ 0 1 0	12	24	39	54	69	80
_		4.40∃⊞#6 #4 005	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0						
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0						
般		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0						
/1/		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0						
+		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0						
市		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0						
			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0						
街			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0						
	上		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0						
化	記		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0						
16	以		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0						
	外		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0						
区		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0						
		负温刷是十1.10	負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0						
域			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0						
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0						
***			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0						
農			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0						
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0						
地			負担水準0.05未満	2 1 0	ıà.	le .		h	7	
		計		2 2 0	0	0	6	0	ବ	(
	本貝	k則による課税がなされたもの								
		負担調整率1,025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0						
		负追酬金平1.020	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0						
介		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0						
Л		7(12)(MIL 11.00	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0						
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0						
		火江湖走 中1.010	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0						
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0						
在			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0						
	上		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0						
	記		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0						
	以		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0						
農	グト		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0						
辰			負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0						
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0						
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0	1					
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0	 			1		
地			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0						
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0						
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0	1					
			負担水準0.05未満	4 3 0	0	0	0			
		些1.0未満の区分について.	計	4 4 0		·		· ·		

※負担水準1.0未満の区分について、負担調整率の記載があるが、令和3年度の課税標準額は令和2年度の課税標準額と同額となり、負担調整率を乗じるものではないため注意すること。

$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	地	方々	表番号					
	1	4	2	1	2	3	7	28

第62表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号	納税義務者	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
本	則による課税がなされた	こもの	⁹ 4 5 0	12 189	24 269			69 4
	負担調整率1,025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
	貞追嗣至平1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
-	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
	7(1-1)/4 E. 11 00	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
		負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満	5 1 0 5 2 0					
rt. X		負担水準0.6以上0.7米個	5 3 0					
上		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
記		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
Ü	Į.	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
外	,	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
ŧ //		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	6 ; 1 ; 0					
łı		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
		負担水準0.05未満	6 5 0					
	計 日DD - 1. 不知(Y) % (- 1. 1. 2. c)		6 6 0	189	269	19, 384	19, 384	
本	本則による課税がなされたもの		6 7 0	189	269	19, 384	19, 384	
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	0	0	0	0	
	y (3—19/3—12)	負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0	0	0	0	-	
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	0	0	ů		
	貝担調電學1.00	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	0	0	0	0	
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0	0	0	0	0	
	東追溯至平1.073	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0	0	0	0	0	
7		負担水準0.65以上0.7未満	7 ; 4 ; 0	0	0	0	0	
		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0	0	0	0	0	
F		負担水準0.55以上0.6未満	7 : 6 : 0	0	0	0	0	
記		負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0	0	0	0	0	
IJ		負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0	0	0	0	0	
外		負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0	0	0	0	0	
		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0	0	0	0	0	
	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0	0	0	0	0	
+		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0	0	0		-	
		負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0	0	0	ů	-	
		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0	0	0	ů		
		負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0	0	0	ů	-	
				_	0	ů	-	
		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0	0	0	ů	Ť	
		負担水準0.05未満 計	8 7 0 8 8 0	189	n 269	0 3	b	<i>t</i> -